

第三十八回国会 衆議院 内閣委員會議録 第二十九号

昭和三十六年四月二十四日(月曜日)

午前十二時二十二分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事伊能繁次郎君 理事小笠 公昭君

理事草野一郎平君 理事高橋 等君

理事宮澤 胤勇君 理事飛鳥田一雄君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

理事 安吉君 大森 玉木君

飯谷 忠男君 佐々木義武君

島村 一郎君 田澤 吉郎君

服部 安司君 福田 一君

藤井 勝志君 藤原 節夫君

保科善四郎君 前田 正男君

緒方 孝男君 杉山元治郎君

山口 誠治君 原 茂君

山内 広君 横路 節雄君

受田 新吉君

出席國務大臣

國務 大臣 西村 直己君

出席府委員

防衛庁参事官 加藤 陽三君

(長官官房長)

防衛庁参事官 海原 治君

(防衛局長)

防衛庁参事官 小幡 久男君

(教育局長)

防衛庁参事官 小野 裕君

(人事局長)

防衛庁参事官 木村 秀弘君

(経理局長)

防衛庁参事官 塚本 敏夫君

(裝備局長)

調達庁長官 丸山 信君

委員外の出席者

防衛庁書記官 麻生 茂君

専門 員 安倍 三郎君

四月二十一日

建設省、北海道開発局及び運輸省港

灣建設局定員外職員の定員化に關す

る請願(井手以誠君紹介)(第二二七

八号)

同外九件(石山權作君紹介)(第二二

二九号)

同(井手以誠君紹介)(第二二九五号)

同(井堀繁雄君紹介)(第二二九六号)

同外九件(石山權作君紹介)(第二二

九七号)

同外六件(和田博雄君紹介)(第二二

九八号)

同外三件(大矢省三君紹介)(第二二

九九号)

同(片山哲君紹介)(第二二八〇号)

同外四件(佐々木良作君紹介)(第二

八〇一号)

同(田中幾三郎君紹介)(第二八〇二

号)

同(西尾末廣君紹介)(第二八〇三号)

同外一件(本島百合子君紹介)(第二

八〇四号)

同(井手以誠君紹介)(第二八八六号)

同外五件(石山權作君紹介)(第二八

八七号)

同外七件(緒方孝男君紹介)(第二八

八八号)

同外三件(岡本隆一君紹介)(第二八

八九号)

同(井手以誠君紹介)(第二八九〇号)

同(岡良一君紹介)(第二九一九号)

としよりの日を國民の祝日に制定の

請願(植木康子郎君紹介)(第二七三

〇号)

同(大倉三郎君紹介)(第二八〇七号)

同(小笠公昭君紹介)(第二九二二号)

恩給法等の一部を改正する法律案の

一部修正に關する請願(前田義雄君

紹介)(第二七三二号)

同外一件(大沢雄一君紹介)(第二八

〇八号)

同(河本敏夫君紹介)(第二八〇九号)

同外一件(山口六郎次君紹介)(第二

八一〇号)

同外一件(荒松清十郎君紹介)(第二

八八四号)

同外一件(中村幸八君紹介)(第二八

八五号)

建國記念日制定に關する請願外一件

(尾関義一君紹介)(第二八〇五号)

同(千葉三郎君紹介)(第二八〇六号)

農林省に國芸局設置に關する請願

(中澤茂二君紹介)(第二八一二号)

同(松平忠久君紹介)(第二八九二号)

建設省定員外職員の定員化に關する

請願外七十四件(和田博雄君紹介)

(第二八二二号)

厚生省に老人局設置に關する請願

(中山マサ君紹介)(第二八九〇号)

山形県河北町西里、溝延地区の寒

冷地手当増額に關する請願(牧野寛

索君紹介)(第二八九一〇号)

米軍厚木基地による騒音防止に關す

る請願(安藤覺若外三名紹介)(第二

八九三三号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

防衛庁設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第二七号)

自衛隊法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二八号)

○久野委員長 これより會議を開きま

す。

防衛庁設置法の一部を改正する法律

案及び自衛隊法の一部を改正する法律

案の両案を一括して議題とし、前會に

引き続き質疑を継続いたします。

質疑の申し出がありますので、これ

を許します。飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 防衛庁の方に防衛二法

の問題について伺いますに加えて、去

る二十一日藤沢市に米軍ジェット機が

墜落いたしました。民家に非常な被害を

与え、あまつさえ貴重な人命を失うに

至ったわけでありまして、この点につい

てまず詳細な御報告を、この機會に調

達庁長官より述べていただきたいと考

えます。

○丸山政府委員 二十一日の午前九時

十分ごろ、厚木の基地を離陸いたしま

した米海軍のジェット機四機編成のう

ちの一機が、東京電力株式会社所有の

高圧線に接触しまして、その架線を切

断し、炎上しながら藤沢市高倉の麦畑

を滑走して沢野一郎さんの家屋に墜突

いたしました。そのため沢野家の家屋

四棟を全焼し、御主人の沢野一郎さん

は死亡し、妻の喜代さんは身体に火傷

を負ったのであります。さらに付近の

渡貫治助さんの家屋二棟及び沢野勇さ

んの納屋一棟も類焼、全焼せしめたも

のであります。なお渡貫梅太郎さんの

家屋も半焼し、付近一帯の立木及び農

作物等に被害を与えたのがこの事故の

概要であります。

○飛鳥田委員 現在までもこの種の被

害というものは非常に多かつたわけ

です。つい最近のものを見ましても、一

月十一日から十八日にかけて米海軍厚

木基地所屬のジェット機四機が、たつ

た十日かそこらの間に相次いで被害を

与えている。たとえば一月十一日午後三

時ごろ、厚木市上空で訓練中の米海軍

厚木基地海兵隊所屬のジェット機が同

市妻田の麦畑に墜落して、パイロット

は脱出をいたしました。が畑に非常な被

害を与えた。同じ十一日の午後六時三

十分ごろ、大島東南九十三キロの海上

でA4Dスカイホーク一機が墜落し、

さらに十三日の十二時ごろ、厚木の滑

走路で同基地所屬のA3Dスカイウォ

リアーが墜落して、ジェット機は大破

し、搭乗員が四名死にました。また十八

日午前十一時十分ごろには、神奈川県

大和市、相模鉄道相模大塚駅の東六百

メートルの同鉄道路線の土手に、厚木

航空基地を離陸した直後のA4Dが墜

落し、飛行機は燃え、搭乗員一名は即死

したという事件すらあります。すなわ

ちちやうど電車がそこにとまっており

ませんでしただけに被害はなかったの

であります。もしたまたま電車がそ

こを通過中でありましたならば、何百

人という死傷者を一ぺんに出すような

状況だったわけですが。こういうふうな次々と事故が頻発をして被害を受けておるわけでありまして、こういう問題に対して今回の事件を含めて、一体防衛庁あるいは調達庁の方々は、どのような態度でこれに臨もうとしていらっしゃるのか、その基本的な問題をまず承りたいと思います。

○丸山政府委員 お話のように厚木関係で本年におきましては、もうすでに数件の飛行機墜落事故あるいは墜落に至らずまでも、衝突等の事故がございました。これに關する原因の究明または予防措置に關しまして、調達庁は現地米軍とともに調査、究明、またその措置の対策樹立に努力しておるわけでございますが、この厚木の關係の一つの原因と考へておられますのは、あそこ滑走路に關しましては、オーバーランの安全地帯の整備が目下整備中で完成しておらない。先般米軍のために滑走路の延長上のオーバーランの整備というものに努力をいたしておるのでございますが、今お話のございましたような相模鉄道、それに沿ひまして県道がございまして、その県道のつけかえをいかにするかという点に關しまして、まだ地元關係者の間の計画が具體的になっておりませんために、オーバーランが整備されておらない。そのために、お話しになりました事故も、おもに離陸のときあるいは着陸のときに、もしオーバーランが完成しておれば、かりに行き過ぎて着陸する、あるいは行き過ぎて離陸するというようなときにおいても、飛行機の事故が防げるのでございますが、その点の整備が今最中でございまして、十分でない、これが私一つの原因と考へ

ておりますので、その整備を急いでおる次第でございます。

○飛田委員 そういふ態度で交渉をなさるから、問題が起るのじゃないでしょうか。元來米軍は、この厚木の飛行場であらう練習をしておるかとおししますと、航空母艦から発進する、航空母艦に着艦する練習をしておる。すなわちゴー・アンド・タッチ訓練と申しますか、そういう特殊なやり方をやっておるわけですか。こうした訓練というものは當然飛行機に無理を与えずに、操縦の方法にもかなりな無理が出てくるわけですか。だから滑走路の長い短いではなくして、訓練の内容そのものに當然の無理を含んでおる訓練なんです。しかもそういう訓練をあの人口稠密な厚木の飛行場でやるということに問題があるのであつて、むしろ調達庁は合同委員會の議題として、ああいう人口稠密の中にある飛行場の中で、そういう特殊な、しかも非常な無理の出ている訓練、そういうことをやることについての異議を申し述べざるべからず、滑走路を延ばしたつて問題は解決しませんよ。たまたま一月十八日午前十時ころに起こった相模鉄道にぶつかった事故は、なるほど滑走路の關係もあるかもしれない。それ以外

の事故はどう見たつて滑走路と關係がないやありませんか。たとえば厚木市の妻田の麦畑に墜落した飛行機、こういうものは滑走路とは全然關係ありません。妻田というのは御存じでもありませんよ。滑走路の方向にはありませんよ。これなどは當然ゴー・アンド・タッチ訓練の無理をした飛行技術の中から出てくるものです。こういう

ものについて調達庁は何かの形で抗議をなすつていらっしゃるのですか。滑走路の問題にすりかえてしまふということとは、むしろ不自然です。一体そういうことをアメリカ軍に対して申し出たことがありませんか。

○丸山政府委員 お話の通り厚木の飛行場の訓練の中には、艦載機が航空母艦に着陸する、こういう訓練が含まれておまして、しかも厚木を使用すること非常に頻度ひんぱんでございまして。これはまさにお話の通りでございます。一つの原因として私は滑走路とオーバーランの關係を申し上げました。滑走路は十分にあるのでございまして、オーバーランが整備されておらない、こういうことが一つでございます。それに対する対策を講ずる。

もう一つは、お話にもありましたように、あそこ地形等から見て、飛行の訓練の頻度、度合い等において、今のままを継続することは、付近に重大な危険を与え、また現に事故も起こしておる。従つてこの飛行場を使用する訓練關係において格別なる考慮を加えて、この訓練を別の場所で行ふなり何なりをいたしまして、安全度合いを増す方途を講ずる必要がある、このように今まで昨年の末から今日にかけまして、關係の飛行部隊とともに検討を加えておるのでございます。それによりまして何らかこれを緩和し、安全度合いを増すところの方途も、今漸次話が進んでおる次第でございます。

○飛田委員 それを一部分木更津に移そう、こういうお話だと思ひますが、しかし木更津とて同様ですよ。厚木の飛行場周辺の人家の模様からいへば、少しも変わりありません。當然こ

ういふ問題について木更津も人口稠密でない。東京都の周辺だ。また厚木の飛行場も非常に人口稠密で危険だ。こういう問題は當然航空母艦をそれ自体でやるべきであつて、何も日本がそのために基地を提供してやる必要はないわけですか。そういう点で木更津に移す話などをとんだお進めになることは、今度は木更津の住民が非常な迷惑をこうむる、こういう点ではなほだ危険千万だと言わなければならぬと私は思ふのですが、この点についてどうですか。

○丸山政府委員 御指摘のようなことも検討をいたしておるわけでございます。しかし木更津あるいは厚木も合わせまして、このような訓練度合いというものが絶対的に周辺の安全を脅かすというふうな事態であるならば、もちろんこの全体的な計画においてなお検討を要するとは考へておりますので、それらを全部ひくくするめまして、なお向こうとともに検討を加えておる次第でございます。

○飛田委員 厚木などは頻度の多いときには、一分に一台ぐらい飛び上がります。飛び上がっているわけですか。これです。事故を起こすという方がむしろ無理なんです。こういう点についても當然調達庁は、もっと強く米軍に要求をなさる権利があるはずですよ。たとえば新しい地位協定の第三項を見ていると、たまたま「合衆國軍隊が使用してある施設及び区域における作業は、公共の安全に妥當な考慮を払つて行なわなければならない」と明確に書いてあるわけですか。ところが今までもしばしば事故が起きているにもかかわらず、何ら公共の安全に妥當な考慮を払つて

いないじゃないですか。権利としてこの地位協定をあなた方は後生大事に守つていらっしゃるのですから、権利として要求できる基礎がここにあるじゃないですか。こういうことを單なる相談ではなしに、この第三項の三項に基づく権利として要求をなさるお心持がありますかどうですか。

○丸山政府委員 もちろんこの地位協定の第三項の三項によりまして、この公共の安全に妥當な考慮を払う、この条項によりましてこうすべきである、ああすべきであるという要求を私どもはいたしているつもりでございます。ただし飛行機というふうな特別な専門的な部面、その演習訓練における専門的な軍事面、これらの点におけるいろいろな問題がございまして、その公共の安全に妥當な考慮を払つて、周辺に事故のごときものを起こさないような措置をとれ、これは常々事故のたびごとに私も要求しておつたわけでございますが、それに関する予防措置あるいは今後の措置に關しまして、軍事訓練あるいは飛行機の性能、滑走路の工合、その他の種々なる事項に關して、そこに不備欠点がありはせぬか、あるいは訓練計画全体においてあまりに頻度がひんぱん過ぎる面がありはせぬか、こういうことについて協議、検討をいたしていると申し上げておきたいと思ひます。

○飛田委員 今の協議、検討というお話ですが、一体調達庁は米軍からあらかじめ行なわれる訓練あるいは演習の計画を、事前に受け取つておるのですか。

○丸山政府委員 米軍自身がやる訓練

計画等は事前に受け取っておりません。

○飛鳥田委員 これは当然要求すべきでないですか。そうしてあらかじめ行なわれる訓練なり演習なりの計画を受け取って、このような低空で演習をせられることは迷惑である、変更してもらいたい、このような編隊でもってこの地帯を通ることは困るから変更してもらいたい、こういうような要求はあなたの方でできるのではないですか。

○丸山政府委員 米軍の演習計画、訓練等をどのような方法でやり、どのような計画のもとに施行するか、このこと自体を調達庁が事前に連絡を受け、承認する等の権限を持っているとは私は思っておりません。しかしながら基地そのもの、つまり飛行場あるいは演習場というのに関しましては、いろいろその使用上の条件もございます。また今御指摘のありましたように第三三条三項、こういう条件で私も権利を持っています。従ってそういう角度において安全度合いを増すための要求等はいたす。それに関連いたしまして、それならば一体現在の訓練計画等はどんなふうになっているのだからか。こういうことであるから事故が起きるのである、こういう関連においてそのような事項に協議、変更を加える、こういうことになると存じます。

○飛鳥田委員 ここで思い出したのは西ドイツ政府が結びました行政協定であります。普通ボン協定と呼ばれておりますが、ボン協定の中には、はっきりと駐留米軍が演習をいたします場合には、その演習計画をあらかじめドイツ

政府に提出をし、ドイツ政府がこの演習計画に対して希望あるいは条件の変更等を申し述べてこれを許可する、許可したところで演習を施行するという規則がちゃんとあるはずで、ところが日本の新地位協定は、全然その点を野放しにしてあるわけです。野放しにしてあるわけではない。すなわち第三三条の第三項に基づいて基地を使用する場合に「公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない」という形で米軍を縛り、この妥当な考慮を払わせるという条文を通して、あなた方は演習計画の提出を要求し、その権利を持つてはいるはずなんです。そう解釈できませんか。もし解釈できないとすれば、ボン協定がきちっと国民の権利を守る態度をとっているのに、日本の新地位協定は完全にしり抜けの新地位協定を結んだものと考えざるを得ないのでありますが、そういうふうにならぬようにドイツのボン協定に比べてはるかに劣等なものであるということをお認めになるのか、それともこの三三三項を通じてアメリカの軍の演習計画に対して、日本政府は意見を述べ、これを変更する権利を持つているのか、どちらなんですか。

○丸山政府委員 演習計画あるいはその訓練の実施自体の内容、あるいはそれを承認する、許可する、そのような日本側の行為がなければ米軍ができないということには、日米間の協定はなっておりません。しかしながらそれらの「施設及び区域における作業」と書いてありますが、これは広く米軍の行動すべてを含むものと私は解釈いたしております。従ってこれが周辺の公共の

安全に対して非常に危険を増すようなことになり、公共の安全に妥当な考慮を払ったものでないということであるならば、当然われわれ側はその変更なりあるいは修正なりを要求する権利はあると私は考えております。

○飛鳥田委員 そういたしますとこの新地位協定というものはボン協定に比べてはるかに国民の権利を守ることに薄らい協定だ、こうお認めになったと同じことにならざるを得ないと思えます。しかしもしあなたのお説に従ったとしても、もう再々事故は起き、被害は生じているのです。だからもう「ゴー・アンド・タッチ」訓練を自身について、あらかじめ計画を出さない、そしてこれをこう直してもらいたい、こういうことを言う権利は十分にあるじゃないですか。一体何万人死んだら、何万人殺傷を受けたら、あなたは初めてそういう行為に出るのですか。もう出る条件は熟しているじゃないですか、そういうふうな計画変更を要求する。今後あなたの方ではボン協定と同様に演習計画を提出せしめ、そしてこれに対して日本政府として妥当な変更を加えていく勇氣がござりますか。西ドイツの国民と同じ程度に、少なくとも日本国民はこの国の政府によって守ってほしい。こういう希望を持つことは一体無理でしょう。西ドイツ国民よりもっと危険な状態の中で、がまんしていかなければならぬという理由は一体どこにあるのではありませんか。この問題は一つ防衛庁の長官から、総括責任者としてお答えをいただきたいと思います。

○丸山政府委員 私から先に見解を申し上げまして、あと大臣からお答えを

いたすことにいたします。ボン協定との比較検討の問題は、全般的に見なければ彼れどうであるという決断も出ないと思いますが、おのそれは国の実情に即した処置がとられているものと私は考えております。なお今具体的な、演習及び訓練と公共の安全に関する問題にしましては、お話の筋によりまして私どもも十分に検討いたしたいと考えております。

○西村国務大臣 まず厚木におきましては、まことに遺憾であると思えます。また飛鳥田さんがお話しになりますように、米軍の事故が最近頻発して、このことに対しては調達庁はその所管の範囲内において十分、あるいは合同委員会あるいはその他の方法を通じて折衝する。私も確かに地位協定の第三三三項に基づきまして、やはりこの精神というものはあくまでも貫かしていかなければいかぬ。元来この安保協定に基づいて地位協定なるものは、共同利益、また相互信頼に基づいて、その精神を生かすのであります。従ってわれわれは貴重な人命をそこなうような方法において、安保体制を守るといふ考えはないのでござります。しかし現実の問題になりますと、いろいろな状況もありましよう。従って調達庁長官の責任において、またそれ以上の上の事柄におきましては私も責任を持って、この三三三項の精神が貫けるよう努力をして参りたい、こういう考えでござります。

○飛鳥田委員 今調達庁の長官が、ボン協定との比較においてのおの実情

がある、事情がある、こう言われたのですが、事情もへったくれもない問題なんです。経済的な、どっちが利益を受けているとか、こつちが少しだけ経済的な利益を受ける、こつちが損をしているという問題なら、比較ということもあり得るし、国力国情に即してというお好きな言葉も使えるわけですが、事人命に關することについては、事情の違いなどというものはあるはずがないじゃないですか。西ドイツの国民の人命だから大事で、日本の国民の人命だから低くていいという理由はどこにもないわけですか。事人命を保護するという点においては、少なくとも同等あるいはそれ以上でなければならぬわけですか。にもかかわらず日本の新地位協定というものは、完全に底抜けではないですか。演習計画を出させられない。そしてその出した演習計画に対して、こちらの側から適当な変更を求められないというふうな、そういうミゼラブルな、まるでこじきみたいな隷屬關係を、あなた方はそのまま肯定していかれる必要は全然ない、こう私は思っております。

理屈ばかり言ってみたらところで仕方ありません。そこで第三三三項を足場にしまして、その要求は十分にできるのではないかと。せめて条約を結ぶときにあなた方がミスをなすたそのミスは、この三三三項を足場にしまして合同委員会、公共の安全に妥当な考慮を払わなければならぬという条文を足場にしまして、演習計画を出さない、こういう要求をすることができるわけですか。これを私がどちらかと言えは御忠告的に申し上げているのに、それさえやろうとおっしゃらない。これでは一体日本国

がある、事情がある、こう言われたのですが、事情もへったくれもない問題なんです。経済的な、どっちが利益を受けているとか、こつちが少しだけ経済的な利益を受ける、こつちが損をしているという問題なら、比較ということもあり得るし、国力国情に即してというお好きな言葉も使えるわけですが、事人命に關することについては、事情の違いなどというものはあるはずがないじゃないですか。西ドイツの国民の人命だから大事で、日本の国民の人命だから低くていいという理由はどこにもないわけですか。事人命を保護するという点においては、少なくとも同等あるいはそれ以上でなければならぬわけですか。にもかかわらず日本の新地位協定というものは、完全に底抜けではないですか。演習計画を出させられない。そしてその出した演習計画に対して、こちらの側から適当な変更を求められないというふうな、そういうミゼラブルな、まるでこじきみたいな隷屬關係を、あなた方はそのまま肯定していかれる必要は全然ない、こう私は思っております。

理屈ばかり言ってみたらところで仕方ありません。そこで第三三三項を足場にしまして、その要求は十分にできるのではないかと。せめて条約を結ぶときにあなた方がミスをなすたそのミスは、この三三三項を足場にしまして合同委員会、公共の安全に妥当な考慮を払わなければならぬという条文を足場にしまして、演習計画を出さない、こういう要求をすることができるわけですか。これを私がどちらかと言えは御忠告的に申し上げているのに、それさえやろうとおっしゃらない。これでは一体日本国

がある、事情がある、こう言われたのですが、事情もへったくれもない問題なんです。経済的な、どっちが利益を受けているとか、こつちが少しだけ経済的な利益を受ける、こつちが損をしているという問題なら、比較ということもあり得るし、国力国情に即してというお好きな言葉も使えるわけですが、事人命に關することについては、事情の違いなどというものはあるはずがないじゃないですか。西ドイツの国民の人命だから大事で、日本の国民の人命だから低くていいという理由はどこにもないわけですか。事人命を保護するという点においては、少なくとも同等あるいはそれ以上でなければならぬわけですか。にもかかわらず日本の新地位協定というものは、完全に底抜けではないですか。演習計画を出させられない。そしてその出した演習計画に対して、こちらの側から適当な変更を求められないというふうな、そういうミゼラブルな、まるでこじきみたいな隷屬關係を、あなた方はそのまま肯定していかれる必要は全然ない、こう私は思っております。

理屈ばかり言ってみたらところで仕方ありません。そこで第三三三項を足場にしまして、その要求は十分にできるのではないかと。せめて条約を結ぶときにあなた方がミスをなすたそのミスは、この三三三項を足場にしまして合同委員会、公共の安全に妥当な考慮を払わなければならぬという条文を足場にしまして、演習計画を出さない、こういう要求をすることができるわけですか。これを私がどちらかと言えは御忠告的に申し上げているのに、それさえやろうとおっしゃらない。これでは一体日本国

がある、事情がある、こう言われたのですが、事情もへったくれもない問題なんです。経済的な、どっちが利益を受けているとか、こつちが少しだけ経済的な利益を受ける、こつちが損をしているという問題なら、比較ということもあり得るし、国力国情に即してというお好きな言葉も使えるわけですが、事人命に關することについては、事情の違いなどというものはあるはずがないじゃないですか。西ドイツの国民の人命だから大事で、日本の国民の人命だから低くていいという理由はどこにもないわけですか。事人命を保護するという点においては、少なくとも同等あるいはそれ以上でなければならぬわけですか。にもかかわらず日本の新地位協定というものは、完全に底抜けではないですか。演習計画を出させられない。そしてその出した演習計画に対して、こちらの側から適当な変更を求められないというふうな、そういうミゼラブルな、まるでこじきみたいな隷屬關係を、あなた方はそのまま肯定していかれる必要は全然ない、こう私は思っております。

理屈ばかり言ってみたらところで仕方ありません。そこで第三三三項を足場にしまして、その要求は十分にできるのではないかと。せめて条約を結ぶときにあなた方がミスをなすたそのミスは、この三三三項を足場にしまして合同委員会、公共の安全に妥当な考慮を払わなければならぬという条文を足場にしまして、演習計画を出さない、こういう要求をすることができるわけですか。これを私がどちらかと言えは御忠告的に申し上げているのに、それさえやろうとおっしゃらない。これでは一体日本国

がある、事情がある、こう言われたのですが、事情もへったくれもない問題なんです。経済的な、どっちが利益を受けているとか、こつちが少しだけ経済的な利益を受ける、こつちが損をしているという問題なら、比較ということもあり得るし、国力国情に即してというお好きな言葉も使えるわけですが、事人命に關することについては、事情の違いなどというものはあるはずがないじゃないですか。西ドイツの国民の人命だから大事で、日本の国民の人命だから低くていいという理由はどこにもないわけですか。事人命を保護するという点においては、少なくとも同等あるいはそれ以上でなければならぬわけですか。にもかかわらず日本の新地位協定というものは、完全に底抜けではないですか。演習計画を出させられない。そしてその出した演習計画に対して、こちらの側から適当な変更を求められないというふうな、そういうミゼラブルな、まるでこじきみたいな隷屬關係を、あなた方はそのまま肯定していかれる必要は全然ない、こう私は思っております。

理屈ばかり言ってみたらところで仕方ありません。そこで第三三三項を足場にしまして、その要求は十分にできるのではないかと。せめて条約を結ぶときにあなた方がミスをなすたそのミスは、この三三三項を足場にしまして合同委員会、公共の安全に妥当な考慮を払わなければならぬという条文を足場にしまして、演習計画を出さない、こういう要求をすることができるわけですか。これを私がどちらかと言えは御忠告的に申し上げているのに、それさえやろうとおっしゃらない。これでは一体日本国

がある、事情がある、こう言われたのですが、事情もへったくれもない問題なんです。経済的な、どっちが利益を受けているとか、こつちが少しだけ経済的な利益を受ける、こつちが損をしているという問題なら、比較ということもあり得るし、国力国情に即してというお好きな言葉も使えるわけですが、事人命に關することについては、事情の違いなどというものはあるはずがないじゃないですか。西ドイツの国民の人命だから大事で、日本の国民の人命だから低くていいという理由はどこにもないわけですか。事人命を保護するという点においては、少なくとも同等あるいはそれ以上でなければならぬわけですか。にもかかわらず日本の新地位協定というものは、完全に底抜けではないですか。演習計画を出させられない。そしてその出した演習計画に対して、こちらの側から適当な変更を求められないというふうな、そういうミゼラブルな、まるでこじきみたいな隷屬關係を、あなた方はそのまま肯定していかれる必要は全然ない、こう私は思っております。

理屈ばかり言ってみたらところで仕方ありません。そこで第三三三項を足場にしまして、その要求は十分にできるのではないかと。せめて条約を結ぶときにあなた方がミスをなすたそのミスは、この三三三項を足場にしまして合同委員会、公共の安全に妥当な考慮を払わなければならぬという条文を足場にしまして、演習計画を出さない、こういう要求をすることができるわけですか。これを私がどちらかと言えは御忠告的に申し上げているのに、それさえやろうとおっしゃらない。これでは一体日本国

民はどうなるのです。またまたこういう被害は次々に出てきますよ。厚木において、あるいは移動した木更津において、飛行機の着艦訓練をやっている以上、次々に出てきます。しかも落ちた飛行機を見てごらんない。A4D、これは低空用の攻撃機ですからまじいのです。ところが一月十三日に落ちたA3Dスカイウォリアーです。これは長距離高度の攻撃機兼爆撃機です。そして最近アメリカで出した海軍の白書を見ますと、明らかに核及び普通兵器搭載と書いてある。これは核兵器も積めるのです。なるほど安保で加藤さんは、両用兵器の場合には事前協議の対象にならぬと断言せられましたから、事前協議の対象にならないのでしょ。ですが現実にはそれが飛んでいるのです。核兵器を積んでいてそれが落ちたらどうしますか。こういう点についても、演習計画を出させて、核兵器を搭載しないということを確認しておかない限り、両用兵器なんですから危険きわまりないじゃないですか。そんなことはない、相互信頼だとおっしゃいますが、しかしだれかがこつそり運んでおつて、それがぼこんと落ちて被害を与えたら、これは単に数軒の農家だけではないに、藤沢市も厚木市も大和市も、みんな壊滅してしまふのです。だから演習計画を出させるという事は非常に重要なんですよ。ところがそれさえもおやりにならうとおっしゃらない。

もう一度伺います。ボン協定ですら、アメリカが西ドイツ政府の要求に基づいて了承しているこの問題を、この日本で防衛庁はおやりになる勇氣はないのか。ちゃんとやる法律的な足がかりもあるのですから、今後演習計画を出させ、その演習計画に対して日本政府がそれでは困りますという要求をし、変更を加えるというような態度に出るお氣持があるのかないのか。向こうが聞く聞かぬは別として、そういうことを要求されるという態度をお約束願えますか。これは一番重要な問題ですから、一つ防衛庁長官にお答えいだきたい。

○丸山政府委員 先ほども申し上げたと存じますが、現在の協定上のものといたしまして、米軍の演習あるいは訓練の計画内容等を事前に知りまして、それをこちらが承認するとか、その他の処理には当たっておりません。しかしながらこの協定三条三項の「公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない」とこの関連におきまして、それらの処置に關しまして修正を要するとか、その他のことは必要があると考えますので、その点は十分に検討いたしました上処置いたしたいと思っております。

○西村国務大臣 基地全般に対する防衛庁長官としての考え方でございまして、この問題の前提になりますので申し上げますが、私はやはり基地につきましては提供すべきもの、また日本が遂行すべき義務というものをはっきりして参りたい。また国民も、安保というものが国策として体制が立っている以上は、一つその線は堅持をお願いしたい。これは相互信頼の一つの線だと思ふ。と同時に向こう側に対しても、守るべき精神というものはまたはつきり守ってもらいたい、これが私は相互信頼だと思ふのであります。ですから率直に申しまして、ただ基地

は困る、安保は反対だからといって騒ぐことは、やはり私は相互信頼をくずす一因にもなるうし、同時に今度は向こうが多少無理をして基地を使用するということになりますれば、やはりそこは相互信頼で、あくまでも両者が結びました条約を忠実に守る。しかし目的は共同利益でございまして。貴重な人命を損傷してまで共同利益が立つということは私は考えません。そこで個々の問題に入つて参りまして、今度はこの三条三項に基づいて演習計画を出させる出させないという問題になつて参りますと、それはその精神から割り出して参りまして、大きな立場から、演習計画のたとえは核を積む積まないと、そういうような問題であるとか、大きな方針については私は事前にも十分に打ち合わせる。しかし個々具體的の演習計画まで、われわれの方が事前に検閲的な態度をとり、介入する必要がある。そこはやはりお互いの基本をまずしっかり立て合ひながら相互に信頼する。しかもその目的は共同利益である。そしてその人命を損傷するといふようなことについては、絶対避けていくという努力はわれわれもして参りたい、これが私の考えでございます。

○飛田委員 ずいぶん皮肉っぽい言い方ですが、西ドイツ政府よりも日本政府の方が、アメリカを十分に信頼している度合いが強いということですか。西ドイツ政府もアメリカとの相互信頼の上に立っているはずなんです。にもかかわらず、それだけのきちっとした要求を出して、協定の中にきちっと入れておいて、そのうち、これから要求もしない、それだけよいにアメリカ政府を信頼するということですか。

○西村国務大臣 ポンの地位協定の問題は、これはまた条文的な立て方も違ふと思ひます。地上等におきましては施設区域外の訓練等についても、日本とは違つて相当広範囲なものを認めておるとか、立て方も違つておると思ひます。ただ私はドイツと比較してどうだとかいう問題でなく、われわれは日本の安保体制、地位協定といふ、相互できまつたものを忠実に履行して参りたい、こういう考え方でございます。まして、ボン協定とどうだという考へて参っているわけではございません。

○飛田委員 忠実に守つていく結果が、何十人、何百人という人々が殺傷されていくじゃないですか。忠実に守るといふ中でそういうことが隠されていくのかどうか、なかなか問題があります。しかしこれは議論しても水かけ論になるようです。

○丸山政府委員 日本は領空において米軍が演習し訓練する、このことに基づいて規定した条約はないと思ひます。しかしながら米軍は安保条約第六條の使命を遂行するために、日本の基地を使用しているものであります。また基地間における連絡、移動、これらの権利も持つておりますし、また各所に對地爆撃場その他の演習場、あるいは海上に空對空の演習場等も設定して

おられます。それらの關係を総合してみまして、日本の航空管制その他空に關するいろいろな法令に準拠し、これに違反しない限り米軍が領空において訓練、演習ができる、このように私は解釈しております。

○飛田委員 非常に苦しいような御答弁ですが、権利ないじゃないですか。たとえば那珂湊の對地爆撃訓練場のようなのは、きちつと地位協定に基づいて基地が提供せられておるから、その上で空中訓練をやる権利は与えられておるのです。また海上の空中演習場、たとえばチャールリーとかなんとかたくさんあります。そういうものも日本政府との合意に基づいてきちつと設定せられておるから、それで訓練する資格が出るわけですね。権利があるわけですね。ところがそういうものが何にもなしに、どこでもどこでも、この国会の上空でも空中訓練を平然と行なつていなんという権利が一体あるのですか。これは明らかに不法なる領空侵犯ですよ。もし安保条約をもとにして、米軍が日本に駐留する権利があるのだから、その安保条約の目的を達成するために必要なことは何をやつてもよろしいというのなら、この地位協定なんかに要らないのじゃないですか。地位協定を定めたという事は、少なくとも安保条約六條に基づいて、米軍がこの日本という土地の上で行ない得べき権利義務を明確に定めたということですから、それ以外のことはできないのです。それ以外のことができないなどとおっしゃたら、これは大へんなことになりまふ。一体米軍が、定められない、地位協定によつて規定されない地域の上で、勝手に組んづほぐれつ

ここでははっきりと確定をしていたが、だから米軍が訓練をしたいと思ふならば、当然日本政府に事前に訓練計画を持ってきて、長官である丸山さんの承諾を得た後におやりになるべきです。そういう形を出さない限り、今後とも藤沢における事件は続発しますよ。そういうことをあなた方は覚悟しなければならぬ。そのときにあまたも起こった、お気の毒でございます。こう言つて防衛庁長官がここで遺憾の意を表せられて、できるだけ損害は弁償いたしますなどと言つてみたところで、親を失つてしまった子供はもう再び親

を持てないのです。今度の藤沢の事件でも、いたいけな二児が両親を一挙に失つてしまいました。私もその子供がほり然と立っている写真を見て涙が出たでしょうがなかつたです。そういう問題が今後も出ますよ。今ここでその人たちに對して遺憾の意を表していかにお金をやつたつて、もうおやじやおふくろは出てこないのですよ。それを防ぐ方法は、今申し上げたように明確に米軍に對して、君らの方は基地上空以外において訓練を実施する権利はないのだ、こういうことをはっきりと通告し、もしやりたければ訓練計画をあらかじめ政府に持つていらつしやい、こう言つたつていいわけです。ちつとも相互信頼にもそむかないでしよ。ボン政府でさえやつてゐるのですから、ボン政府がやつてゐることを日本の政府がやつていけないんという國際常識はありません。そういうふうにおやりになる勇氣があるかどうか、もう一度私は何つておきたいと思ひます。くだいようであります、これは今後の

被害を少なくするという意味で重要である。

○丸山政府委員 演習あるいは訓練に關しましては飛行基地、それへの出入、あるいはその間の移動、それからまた特定の演習場等において行なわれるべきものだと私は考えております。

○飛田委員 考えているだけじゃだめなんです。

○丸山政府委員 いや、その通りの解釈が条約及び協定の意味するところであると私自身も思っております。またこれによって周辺の事故は、これは御指摘にもありましたような第三項にありまして、これによって公共の安全を阻害するということは、してはいけないところでありまして、これに關連いたしまして、必要な米軍の演習あるいは訓練というものの修正を要するやいなや、これらの点は十分に検討いたしまして処置いたす所存であります。

○飛田委員 処置いたすつもりであります。私にそういふことをやりますというのを、もう長官のところにも報告が行っているでしょう。厚木の飛行場は、最も使用頻度の多いときには、一分何十秒に一台ずつ飛び上がっているのです。汽車だって五分以上間隔を置かなければ危険だといふので、もうそれ以上増発できないじゃないですか。ところが飛行機などというスピードの猛烈な、しかもジェット機、これが一分何十秒に一台ずつ舞い上がっているという状況、こういう状況から事故が出てこなかったら不思議でしょう。これは何も今始まったことではないのです。もう一年も二年も前

から行なわれておるわけです。そうして大和の市民や何かはその爆音のためにとうてい生活できないというので、再々あなたのお役所へ陳情をしておるのです。だからあなたのお役所がそういう事実を知らぬとは言えないはずで、そんな無理な訓練をすれば必ず事故が出てくるのです。これも火を見

るよりも明らかじゃないですか。だからあなた方はそういう訓練計画に対して、人間の名において、人間の生命の名において、しかもこの新地位協定の第三項の三項の名において、異議を申し述べる権利があるのです。ところがその権利は、一歩も行使なさらない。そしてまた今度は大きな事故を起こしてしまつたわけなんです。あなた方は過失による殺人という条文があるのを御存じでしょう。これは明らかなる意図による殺人です。過失による殺人です。くどいようであります。セ

ンチメンタルなことを言いたくありませんが、一歩に両親を失つてしまつたいたけな二人の子供に対して、あなた方は何とおっしゃって顔を向けられるのです。基地を管理する責任がある防衛庁長官も、あるいは調達庁長官も、この二人の被害者のところへ何らかの形でおいでになりましたか。あなたの方の明らかなる過失に基づいて出たこの事故について、お見舞いください。い

たいと思います。

○丸山政府委員 この事故におきまして直接に生命を失われた沢野さん、またその奥さんが火傷された、実に遺憾にたえない事故でございます。調達庁、私としましては、当日この事故の発生を警察から連絡を受けましたとともに、

横浜調達局の局員は現場に出かけまして、軍と連絡をとって応急措置をとるとともに、私の命を受けて局長自身も現場に参り、私の名前をもってお見舞いを申し上げた次第でございます。なお私、応急措置として軍側と連絡もとりまして、とりあえずのテント、それによつて仮小屋その他の資材あるいは炊事道具その他毛布、必要なものを差し上げる。またわすかながらも志をお見舞として差し上げるといふような措置を当日とつた次第でございます。なお本問題の、この演習訓練の頻度が非常に激しいという事情は、私自身もよく承知しております。従いましてこれに關して何らか適切な措置をすべきであるという考え方のもとに、先般米軍側とも交渉をいたしておるのであります。

○飛田委員 もう時間がありませんから、両長官とも見舞には行かれないうことだと思つて、これ以上申し上げません。しかし今申し上げたように、非常にあなたの方の手落ちじゃないでしようか。何にもなくて現実に被害があつた場合には、補償をすればいい、毛布を届けて上げればいい、だけれど代理で行けばいい、こういうことで済むかもしれないが、明らかに手落ちじゃないですか。だからその場合には、藤沢なら大して遠くはないのですから、お二方ともわざわざお出かけになつて、お気の毒だつたといつて

お慰めの一本くらい上げられる。そのお気持ちがね返つて、国民の権利を守ろうという気持ちになるのだらうと私は思います。しかしもうこんなことは強くは申し上げません。

そこで、あなたは今交渉しているとおっしゃつたのですが、実は逆じゃないでしようか。アメリカ軍から、基地の周辺に高い煙突を建ててはいかぬとか、あるいは基地の周辺に三階建以上のビルディングを建てないでほしいとか、こういうことを逆に要求されている。そしてあなた方は、基地の周辺に對して建築制限なんかを現実にやつてゐるじゃないですか。それでは交渉どころか、まるでおべっかを使つてゐる。向こうのやりたいほうだいにやらせていると言ふ以外に方法がないと思ふのですが、米軍は基地周辺に對して高い煙突を建ててはいかぬとか、建物を建ててはいかぬとかいふことを言つてきていませんか。

○丸山政府委員 厚木の飛行場の周辺に關して、確かに高い立木がじゃまになる、あるいはもし高い煙突を建てるならば支障があるという要求は出ております。これはやはりあくまでも安全をはかるための処置でございます。飛行機の離着陸あるいはその出入の際の安全をはかるためには、それに支障になるようなものをなくすることが必要である、これの趣旨から出ているのでございまして、これがその関係者との關係において、直ちに今の状況においてそういう制限的な強制的な処置をとる得るような法令はございませんが、やはり基地がある以上、基地を必要として日本がそこに置き、米軍をそこに駐留させておる以上におきましては、

公共の安全をはかる意味からも、その周辺においてはできる限りの安全処置を講じなければいけないのでございまして、このような趣旨のもとにそのような要求も出ておりました。これに對して私どもは対処いたしたいと考えております。

○飛田委員 結局要するところ、厚木という人口稠密なところに基地を置くという点に大きな間違いがある。同時にまたその基地において、航空母艦に離着するような、ゴー・アンド・タッチ訓練というやうな技術的に非常にむずかしい訓練を、こゝであつて行なうところは無理がある、こういうことだと私は思ふのです。それを全部認めておいて、基地がある限りとおつちやつて一切をごまかしていただく。それは問題の解決にはならないのです。それが基本ですよ。そして第三には、今言ふように、基地外の上空において訓練を許すところに問題がある。

法律的な根拠も何にもないのに許すところに問題がある。こう言わざるを得ないわけなんです。こういう点について、もうこれ以上あなたに申し上げてみたところで、のちのちの御返答しかないでしよう。大ぜい傍聴して下さつてゐる方々が、きょう政府はいかに無定見で、勝手なことを米軍に許しているかといふことを了解してくれたらうと思つたので、あらためて私は申し上げません。

最後に、このようにして思ひがけなく両親を失つてしまつたやうな被害者に対して、いかに被害を弁償してみたところで、もうもうとへ戻るわけではありませんが、一体どういふ工合に補償をなさるおつもりであるのか、これを一

つ伺っておきたいと思ひます。

○丸山政府委員 補償に關する限りは、できるだけの措置をいたしたいと思つております。現に調査を進めておられまして、いわゆる物的損害と申しますか、家屋その他の問題は、實際の損害を完全に補償する。またおなくなりになりました御主人の措置に關する遺族補償の点も御承知の通りでございます。のみならずこのような事態におきましては、早くその措置をとることが必要だと考えておりますので、概略のところの結果に基づきまして、概算的にでも一部分前払いという形にでもすみやかに措置いたしたいと考えております。

○飛鳥田委員 これはこのようにして起こつた——お聞きをいたしてもわかりませんように、明らかに政府の手落ちです。ですからこの問題については、今までありましたような米軍の自動車にひかれた、あるいは米軍と話していろいろにけんかになつてふんなどられた、こういうことに對する補償とは違つた措置を特別に御考慮になつていいのではないかと私は思ふわけですが、たとえば防衛庁長官の特別のお見舞金という形でお出しになつたていいです、僕は何かあると思ふのです。そういう規定以外の措置を、両親を失つた子供たちを中心とする被害者に考えておやりになる意思があるかどうか。これを一つ最高責任者である防衛庁長官に何つておきたいと思ひます。

○西村國務大臣 その前に一言、基地の問題につきましまして飛鳥田さんがお述べになりました点は、私としては非常に参考になります。私も基地の問題をごまかしてはいこうという考えで

はない。従つて政府におきましても防衛庁、調達庁だけでございせん。關係各省の協議会も近く発足させて、環境改善とかいろいろの手を打つて参りたい。出すべきものは出していかかりに、守るべき向こう側の義務もできただけさせて、相互に氣持のいい立場で参りたいという考えを持っております。

それから貴重な人命が失われたという事は、まことに遺憾であると思ひます。そこで私といたしましては、できることは、一つ飛鳥田さんが言われたようなことについて工夫はしてまいりたい。特に私は基地に關して日米間の共同利益というために、いたずらにただ日本人の一部が犠牲を払つておるといふことだけは、避けていきたいという真剣な氣持だけは申し上げておきたいと思ひます。

○飛鳥田委員 長官も特別のことを考へる工夫はするとおっしゃるのでありますから、それ以上、今幾ら出してやるのかといつて何うことも無理でしょうし、了承いたしますが、そこでもう一つ問題がある。今度のは明らかに米軍の過失です。従つて米軍に對してこの子供たちの補償のために特別の要求をなさるお心持があるかどうか。政府が特別の考慮を払つて下さるというお約束は今何いたしましたからつけようか。今度米軍に對してどうでしようか。

○丸山政府委員 そのことはすでに私も考へておることでございせん。私どもも考へておることでございせん。か、御了承いたしたいと思ひます。

○飛鳥田委員 結局厚木基地の問題は、厚木と横須賀港との關係、さらには第七艦隊と厚木基地との關係、それから沖縄との關連性を議論しない限り

り、なかなか無理だろうと思ひます。従つてそれをここで展開してありますと、時間をいたすに食うだけでありますから、それはいずれ次の機会に譲らせていただいて、きょうは藤沢に起こりました事故の問題だけに限つて申し上げたわけですが、一切の質問は次に留保します。

○久野委員 横路節雄君。

○横路委員 長官にお尋ねをいたしますが、第二次防衛計画が今日まで延びる理由はどういうわけなんですか。

○西村國務大臣 私いつも申し上げますように、防衛計画の長期の見通しはあつた方がよろしい。それで昭和三十四年に一応の試み案として、赤城構想なるものを発表いたしました。それから自來、昨年でございまして、それを中心に、おそろく私責任以前であり

ますが、防衛庁において意思をきめ、国防會議等で決定を見るのが順序だと考へられたのであります。昨年の國會が終始あつた状況に立ちまして、それから政変、選挙、内閣改組、それから同時にまたアメリカ側の政權も変わつて、多少援助の見通し等も変わる

といひます。そこにもう少し確実性をもちたい、こういう線からおくられて参りました。今日鋭意その検討を進めておる段階であります。

○横路委員 第二次防衛計画について、池田総理が渡米なさる前に最終的な決定をなさるのか、そういうことは全然關係がないのか、それとも今國會中になさるのか、今國會の終わりになるのか、それともまた延びて秋になるのか、あるいは年末になるのか、そういう点はどうなんですか。

○西村國務大臣 これは政府全体の内部の意思の決定でございまして、私だけの意思、防衛庁長官だけの意思できめられるものではないのであります。事柄は、財政關係の大蔵大臣その他国防會議の議員等の意思も一致し、また議長である總理の意思ももとよりいたたかなければならぬのであります。が、私といたしましては、總理の渡米とは直接何の關係もない、長期計画といふものがやはりあつた方がいいと思ひます。それからこの十一月十三日の国防會議におきましても、すみやかに防衛庁において案を得て慎重審議する、

こういう決定に従つてやつて参りたいというふうに考へております。

○横路委員 これは三十七年度から五カ年の第二次五カ年計画になるわけですが、その場合によつて長官は本委員會でも國民所得の二割を防衛費に充てたい、こつと言つてゐるわけですが、それから先般來國會で所得倍増計画といふので、いろいろと政府の方から總理を初め御答弁があつたわけですが、それとすると第二次防衛計画の最終年度の四十一年度の國民所得は幾らというように考へていらつしやるのか。もしも長官から御答弁が困難であれば、經理局長からでもつけようか。

○西村國務大臣 これは推定のとり方がいろいろ起つて参ると思ひますが、一応の案は十八兆という見当で見

ております。

○横路委員 そうすると、長官からたゞたび言われるように、防衛費は國民所得の二割だということになると、第二次防衛計画の最終年度、昭和四十一年度の防衛費は三千六百億圓ということになるわけですが、そういうように考

えてよろしうございせん。たびたびの長官のここの言明ですから、われわれもさういふように考へておいていいのではないかとと思ひます。この点一つお聞きしておきます。

○西村國務大臣 これは私だけではございせん。従来の防衛庁長官におきましても、防衛費のあり方という問題、これをどこにめどを立てていくか。長期計画においてどこにめどを立てるか、これはむずかしい問題でございまして、そこで基本的には国力國情に應じてという抽象論でありますけれども、具體論となつて参りますと、さ

ても財政のワクからさつとパーセンテージでとることはいか悪いかの問題が一つございまして、言いかえれば、積み上げてくる逆算の方法もありまして、現実の一般財政の伸び方との比率も、國民所得でなく、財政力と申しますか、これには當然社會保障費なり、公共事業費なり、さういふような見方もあります。一応大づかみとして、二割ないし二割前後ということをとりますと、かりに二割という数字を充てれば、三千六百億という数字が出ることは間違ひございせん。

○横路委員 この点は長官、三十四年の七月の二十六日であつたと思ひますが、札幌で前の赤城長官が記者團に第二次防衛計画を語られたのですが、その場合には、昭和三十六年から五カ年計画の昭和四十年をもつて終わりとする、その昭和四十年のときの防衛費といふのは、大体二千九百億ないし三千億といふふうになつておられると聞いてお

たわけですが、もちろんそれは二割ということとは変わりはないのでござい

大きな災害にあったとかいうような場合におきましては、防衛費というものは具体的には多少変化され、あるいは延ばされるという場合もあり得るかも知れません。しかし一般的にはあくまでも武力攻撃に対しては抵抗する能力、これを維持、発展していくという決意だけは変えない、こういうふうに表示をいたしております。そのワクの中でもってわれわれは今度は自主的に、その年度々々の増勢なりその他をきめて参る、こういう趣旨でございます。

○横路委員 これは去年の安保特別委員会、岸総理から自民党の石坂委員の質問に答えてこう言っているのです。この条約第三条は、アメリカにおけるパンデンバーグ決議といわれたものの精神を取り入れてある。その内容は、アメリカが他の国と相互防衛の条約を結ぶ場合においては、少なくとも相手国が自分の国を自分で守るという意思を明らかにする。この点は西村長官のおっしゃる通りでしょう。またそれについて努力をしている国でなければ条約は結ばない。努力をしている国でなければというところは、ただ口で努力をしようとするだけでは、相手側にも意思が通じないわけですね。努力をしようとするというところは、具体的に前の防衛力よりこれだけ伸ばしました、これだけ防衛力を増強しました、ということを見せて、相手がよくし、なるほどあなたの方は自分で守るといふ意思を明らかにして、それについて努力をしようとする、こう認めて、初めていわれる第三条の精神が生きてくるのです。だからただ口で私の方では努力をしようとする、というのでは、その努力をしようとする、というのは、具体的に

は防衛計画の中に現われてくるべきである。だから私は先ほど長官が、池田さんの渡米におけるケネディとの会談の際には、何もこの第二次防衛計画は関係ないと言いが、私はそうではないと思う。この点は長官と私は考えが違いますが、そういう意味では明らかに今あなたの方で急いでおやりになつて、この第二次防衛計画は、安保条約第三条に基づいて、新たな防衛力増強の義務を負うておやりになるのではありませんか。違いますか。

○西村国務大臣 われわれは一般論として、とにかく武力攻撃に対し抵抗する能力を維持、発展させる。この決意で今度は国内的に、われわれとしては国情国力に即して長期の見通しを立てて参りたい。でありますから、これは何も池田渡米が目の前に迫つたから取り上げたものではございません。これは横路さん御存じの通り昭和三十四年の七月に、すでにその声が出、それ以来終始検討すべき、あるいは進めるべきものがおくれて参つた、それを私も急いで参る。同時にまた国内的にもそれがあつた方がいい、こういうことの決意を国府閣議で先般決定を願つて、できるだけすみやかに防衛側の一つの試案を持つていかなければ、この努力をいたしておるわけでありませう。

○横路委員 これは明らかに国会で答弁しているわけですね。第三条とはどういふのかというところ、それは防衛力増強です。こういうふうになつておるではありませんか。「自国の防衛力及び自由世界の防衛力の発展及び維持に寄与し、自国の防衛能力の増強に必要となることのあるすべての合理的な措置を執り、」こうなつておる。ですから、前の安保条約では防衛力増強の義務を負つてないのです。しかし現行の安保条約の第三条はそうではないに、相互防衛援助協定の第八条の防衛力増強の義務を負つたのです。それは日本ばかりではなく、自由世界の防衛力の発展及び維持に寄与し、自国の防衛能力の増強に必要なすべての合理的な措置をとる、こうなつておる。だからこれは、ただ西村さんが長官になつたから、おれの考えでやるというものでなく、これは去年の一月調印をされて、国会で問題になつたこの現行の安保条約は、前の安保条約と違つて、第三条でこの相互防衛援助協定の第八条を引き受けて、防衛力増強の義務を負つておるのです。どうですか、長官。

○加藤政府委員 相互防衛援助協定第八条は、これは御承知のとおり昭和二十九年に調印をされ、効力を発生したものであります。その中に第八条のよう規定があるわけですね。これは軍事援助を与える米国の対外軍事援助に関する法律の規定を受けて、日本に軍事援助を与える条件として米国のきめておられますことをこの八条に移したものでございます。今度の安保条約の第三条は、間接には関係がありませんが、直接この規定に關係があると申しますより、パンデンバーグ決議

の精神を取り入れてあつた規定ができた、こういうふうに考えております。

○横路委員 それでは第二次防衛計画についてもう少しお尋ねをしますが、赤城構想のときの第二次防衛計画のアメリカのいわゆる兵器の供与は大体年間一億ドル、大体三百六十億、それがこの間から国会で第二次防衛計画を論議している際に、あなたの方では、アメリカの兵器の供与はもとよりたしか二百二十億くらい、来年度以降は大体二百億くらいに減るだろう、こういうわけですね。しかし第二次防衛計画をかりに二百億としても、五年間で一千億のいわゆる兵器についての供与を期待している。それを入れて第二次防衛計画ができるわけですね。ところが先ほど私が指摘をしましたように、外務省の当時の森アメリカ局長は、参議院の予算委員会、社会党の木村八郎氏の質問に答えて、パンデンバーグの精神が取り入れられてなければ、いわゆるアメリカの供与についてはこれを停止するのだ、こうなつておる。あなたの方では、第二次防衛計画は最低一千億を期待している。一千億を期待して第二次防衛計画を今作ろうとしておる。ところがいわゆるアメリカの精神が充実にパンデンバーグの決議の精神が充実に止るといふ、停止するとはどういふことかというところ、自分の方で、これではよろしいのだというわけにはいかならないではないですか。やはり相手のアメリカ側でも、なるほど自分の方で一千億の兵器の供与をした、なるほど自分たちが考えているようにパンデンバーグの決議の精神が充実に止るといふ

うことになつて、初めて向こうから武器の供与を受けるということになれば、言いかえたら、日本の防衛計画といふものはもちろん私も防衛庁が自主的にやりになるであらうと思つて、しかし自主的にやると同時に、アメリカ側においては一体パンデンバーグの決議の精神が充実に止っているのかどうかということに常に向こうで見て、充実に止らば止る。そうならば、これは当然日本が自主的に防衛計画を定めるといふことも、まぎりアメリカの供与を受けないなら別ですよ。五年間に最低一千億受けるのなら、向こうではその決議の精神が充実に止らなければ停止するといふのだから、そうならば当然第二次防衛計画について、私はある程度――干渉というふうな言葉はきつて通じて、軍事顧問団の了解も得なければならぬといふことになるのじやありませんか。どうですか、長官。加藤さんでもいいですよ。

○加藤政府委員 お答え申し上げます。次期計画を現在作成中でございまして、この次期計画の中にある程度のアメリカの援助を期待しておること、これは申すまでもないところであります。この米国の援助を得るにつきましては、これはマージを過ぎまして米国の了解を得なければならぬ。どういふふうなものをどういふふうな点についてはさつき仰せになりました相互防衛援助協定の第八条の方の適用になると私は思ひます。新しい安保条約の第三条は、パンデンバーグの決議の精神を取り入れた抽象的なと申し

うことになつて、初めて向こうから武器の供与を受けるということになれば、言いかえたら、日本の防衛計画といふものはもちろん私も防衛庁が自主的にやりになるであらうと思つて、しかし自主的にやると同時に、アメリカ側においては一体パンデンバーグの決議の精神が充実に止っているのかどうかということに常に向こうで見て、充実に止らば止る。そうならば、これは当然日本が自主的に防衛計画を定めるといふことも、まぎりアメリカの供与を受けないなら別ですよ。五年間に最低一千億受けるのなら、向こうではその決議の精神が充実に止らなければ停止するといふのだから、そうならば当然第二次防衛計画について、私はある程度――干渉というふうな言葉はきつて通じて、軍事顧問団の了解も得なければならぬといふことになるのじやありませんか。どうですか、長官。加藤さんでもいいですよ。

ますか、決意の表明であるのでありまして、この面からいいますと、アメリカ側が関心を持つことは私は当然だとは思いますが、今おっしゃったようなところまでいってはおるかどうかいふことにつきましては、私は若干疑問を持っております。

○横路委員 これは長官にもそれから加藤さんにも申し上げておきますが、私は今の官房長の答弁は納得できないわけですね。なぜならば、これがまるきり日本の国の予算だけで第二次防衛計画を立てられているならば、私もそういうことは申し上げません。しかし第二次防衛計画の中で、少なくとも一千万はアメリカの兵器の供与を期待しておる。しかもそれはパンデンバーグの決議の精神に基づいてやらなければならぬ。その精神に反すれば停止をする、こう言っておる。また日本はそれを停止されても仕方がない、こういうように受諾しておる。そういうふうになれば、第二次防衛計画はもう自主的ではありまじょうけれども、これは安保条約の中で自主的というより、アメリカとの一体の関係において第二次防衛計画を立てられることは当然じゃありませんか。日本におけるアメリカの駐留軍、その装備、その兵力の配置、そういうものを抜きにして第二次防衛計画を立てられますか。長官、どうですか。立てられないではありませんか。

○西村国務大臣 私は横路さんのお考えがどこにあるかわかりませんが、池田総理の渡米と二次防衛計画を直接関係させての御質問のように受け取っておるのではありませんが、池田総理が渡米されるために、あるいは渡米の際に

持っていくつもり、こういう考えでわれわれは二次計画をやっておるのではございせん。ただ基本的には、安保体制、共同防衛、駐留を認めておる、もう一つは貸与を期待する、こういう面からの日米間の共同といえますか、関連があることはこれは当然でござい

ます。従って二次計画を作りますので、それはある程度の援助の期待を取り入れて計算して参ることも当然であります。しかしこれが総理と大蔵省との交渉とか、あるいは直接の対象になるのか、そういうふうな目的を持って私は二次計画は考えていないのであります。従って二次計画を進める過程におきましても、その援助を受ける部分におきましても、在日米軍顧問団とも十分打ち合わせつつ、あるいは見通し等を立てるといふ面は起こって参ります。全体の計画を米側と相談するとか、そういうような行き方をとっていないのが現実であります。

○横路委員 しかし日本の防衛力というものは、在日米軍の兵力、その装備、そういうものを抜きにして第二次防衛計画を立てられますか。立てられないではありませんか。私は今問題を次に発展してあなたにお尋ねしておるのには、第二次防衛計画は在日米軍の兵力、その装備、配置、そういうものの一つの体系的な関連において立てられると思うのですが、どうですか、こう聞いておるのですよ。それは間違いないでし

よ。○海軍政府委員 お答え申し上げます。今横路委員から、具体的に在日米軍との関連においてどのようにものを考えて作業しておるか、こういうお尋ねでございましたが、具体的に事務

的に申し上げますならば、私もはいわゆる在日米軍の中で、陸軍関係は御承知のようにいわゆる米軍におきましては補給、管理、施設部隊、従いまし

てこれとの関連というところはございせん。そういうことで考えてみますと、直接の關係が出て参りますのは在日米空軍でございますが、在日米空軍の兵力といふものが、あくまで二次計画を進めて参ります前提ではござい

ます。しかし米海軍におきましては、御承知のように横須賀、佐世保の基地はあくまで補給修理の基地でござい

ます。直接米第七艦隊との関連はございせん。これをさらに要約して申し上げます。直接的に私どもが第二次計画を考へて参ります過程におきまして、一応計画の前提として協力關係を

具体的に考へますのは、在日米空軍の兵力、こういうことに相ならうかと思

ものは日本におけるアメリカ軍隊の兵力、その配置、それから装備の内容、そういうものを抜きにして第二次防衛計画というものは立てられないのです

よ。それはもちろん第二次防衛計画は自主的に立てるべきでありまじょうけれども、その前提となるもの、その基本となるものは、在日米空軍の兵力なり配備の状態なりであるということです。

これは今防衛局長がお話ししたから次に進めたいと思ひます。

いる十三個師団は、第二次防衛計画の四十一年末でもそのまゝいくのか。石橋委員の質問に対しては、大体そういう答弁もしておるようでございますが、合わせて予備自衛官については五万人、予算についてもある程度人員をふやしておるけれども、こういう一年単位の予備自衛官三万というものは、あらためて当時の新聞発表で私も読み直してみたいわけですが、この陸上自衛隊についてはどうなさるのですか。防衛局長でいいです。

○海原政府委員 一つ一つお答え申し上げます。十九万という数字は考えておりません。十五個師団という編成数も考えておりません。十三個師団で参ります。それから予備自衛官につきましては、先生の御質問の中に五万といふことがございましたが、この数字につきましてはただいま検討中でございます。

○横路委員 そうすると十九万は考えていない。しかし去年これも安保特別委員会で、当時の赤城防衛庁長官から十八万をこえないつもりだ、こういう答弁もある。そうすると第二次防衛計画の陸上自衛隊は四十一年においては十八万、こういうふうにも当時答弁されているわけですが、私はまあ十九万と聞いたのですが、その点は十八万はどうか。こゝしは十七万一千五百、こうなっておりますが、その点が一。次に十三個師団というのは四十一年の終わりまででしょうか。十五個師団については考えていないというこゝとですね。予備自衛官については、あなたの方から五万とか三万とかいうふうにちよつと答弁がはつきりしなかつたのですが、予備自衛官についてはどうなさるのか、もう少し具体的に答弁して下さい。

○海原政府委員 予備自衛官につきましては、その募集と申しますか、採用の目標数につきましては、現在事務的に検討しております、まだ結論を得ておりません。

○横路委員 防衛局長、あなたは今五万と言ったから聞か直したのです。海原政府委員 私が先生のお言葉を筆記いたしましたので、先生は五万とおっしゃったかもしれないが、先生は五万とおっしゃったのであります。横路委員 十八万の点はどうなんですか。その点今答弁して下さい。

○海原政府委員 その前にお断わり申し上げておきますが、先般の本委員会にの節にも申し上げましたように、二次計画といふものは、現在私、すなわち防衛局長の手元で整理中の作業の段階を申し上げておきますから、一つその点はあらかじめ十分御了解願いたいと思ひます。その整理の段階の過程におきましては、一応十八万といふことで目標を現在はおおきしております。

○横路委員 予備自衛官については一萬五千がこゝしは一萬七千ですね。そうすれば当然二次計画では三万とか何万とかいふものを考えているわけでしょう。この点はどうか。海原政府委員 今先生のおっしゃいましたように、増加の方で考えてはおりますが、その数字を三万にするのか、五万にするのかといふことは、具体的な応募の状況と申しますか、見通しの問題に関連をいたしますので、まだ結論を得てない、このように申し上げます。

○横路委員 これも海上自衛隊です。当時の赤城さんの談話としては、四十一年の第二次防衛計画で、海上自衛隊については、「七千トンのない八千トンの級のヘリコプター航空母艦を作り、これに駆逐艦、対潜哨戒艦を加えたハンター・キラー・グループを三群作る。」それから二番目については「約五万トンが艦艇になるので、これを穴埋めするため艦艇はせいぜい十五万トンないし十六万トンとせよとする。」というわけですね。そこで今ちよつと防衛局長に申し上げておきますが、この間はあなたの方から資料をいただいたわけですね。そうしますと昭和三十一年十二月三十一日で自衛艦の貸与されてゐるものが百四隻で、五万二千六百十二トンある。おそろくこのことを言っておるのだらうと思ひますが、これが三十六年から四十一年まで一これは四十年までしか出ておりませんが、それで二万八千二百九十五トンは更新しなければならぬ。四十年で更新したら、三万五千トンくらい出てくるだらうと思ひます。これだけ私から申し上げておきますが、今の赤城構想の海上自衛隊は、やはり大体この方針でいくわけですね。

○海原政府委員 最初のいわゆるヘリコプター母艦につきましては、先般大臣から答へ申し上げましたように、ただいまヘリコプター母艦を装備することについての最終的な検討をいたしております。従ひましてこれを三群持つことになるかどうかといふことにつきましては、私からもまだ何とも申し上げられない段階であることを御了解願ひます。

○横路委員 これは先般もお答え申し上げましたように、艦艇を超過いたしました船のうちで本来の目的に使用できない、すなわち第一線の船として使っておりませんものを、たとえば予備艦、練習艦にするといふことを意味するわけでございますが、そのような扱いをしなけりませんかと思ひます。その一応三万六千トン前後のものが、ど

のように代艦を建造していくかといふことは、現在検討いたしております。

○横路委員 防衛局長、これは予算委員会の分科会で、三十六年度予算の防衛庁要求としては、ヘリコプター空母については一隻は要求したわけですね。それで、もう一ぺん重ねて恐縮ですが、赤城さんは航空自衛隊の第二次防衛計画で、まず第一番目に、「防空誘導弾の発達を考へ、ナイキ・アジャックス、これは前に答弁されておりますが、これは高々度用である。それからホークをそれぞれ数個中隊一あそこでは数個中隊と言つて、必ずしも四

個大隊とも言つていないようでございます。その次は、当時まだロッキードかその他がきまつておりませんでしたから、「今日F104Jを二百機含んで千百機」、第三番目に「三十五年までに全

国二十四のレーダー基地の返還が終るので、侵入機に対するレーダー探知距離を延ばすために、これはB A D G Eですか、警戒要撃組織といひますか、そういうものを近代化する。大体この三つが赤城さんの構想ですが、石橋委員にもこの程度のお答えをしておりますが、大体これは間違ひありませんか。

○横路委員 防衛局長、これは予算折衝で落とされたのですが、しかしこの基本的な考へ方は、三十七年度以降の第二次防衛計画の中に基本的な方針として当然あるわけですね。これが一群に一隻になるか、二隻になるか、三隻になるかといふ点については、まだ明確になつていない、こういうわけでございますか。その点どうなんですか。

○西村国務大臣 長期計画の二次防衛の中におきましては、一応ヘリ空母といふものも検討をするといふことは私も考えております。

○横路委員 それでは次に航空自衛隊について防衛局長にお尋ねしたいのです。これは十一日の本委員会でも石橋委員の質問にたいへん詳細に答へられておりますが、もう一ぺん重ねて恐縮ですが、赤城さんは航空自衛隊の第二次防衛計画で、まず第一番目に、「防空誘導弾の発達を考へ、ナイキ・アジャックス、これは前に答弁されておりますが、これは高々度用である。それからホークをそれぞれ数個中隊一あそこでは数個中隊と言つて、必ずしも四

個大隊とも言つていないようでございます。その次は、当時まだロッキードかその他がきまつておりませんでしたから、「今日F104Jを二百機含んで千百機」、第三番目に「三十五年までに全

○海原政府委員 今先生のおっしゃいますように、大体間違いないかと言われまうと、私としては具体的に答えてはかたがたのようですが……

○横路委員 それでは一つ私の方から具体的に伺います。これはこの前私にあなたからナイキ・アジャックスについては相当詳細に話があった。ナイキ・アジャックスの一個大隊を首都防衛部隊として下志津、武山、木更津について置くこととしたが、これはこの第二次防衛計画の中でやるのですか。それとも第一次防衛計画の引き継ぎとしてやるわけですか、この点はどうか。

○海原政府委員 お答え申し上げます前に、ちょっと説明を補足させていただきます。先生のお言葉の中に、首都防衛用ということと木更津とか武山という具体的な場所がありました。これは先生の方の御質問でございまして、私もとしましては、一応関東周辺に置くということ、それから置く場所は自衛隊の施設内に置くということを検討する、このように申し上げたわけでございます。

そこで次の問題でございますが、第一次のナイキの部隊でございますが、これは第一次防衛力整備計画の中におきましても、自衛隊の装備というものは年々いいものにかえていくのだ、研究開発を進め、近代化をはかるということになっております。御存じのようにナイキは高射砲の進歩したものでございまして、旧式になって参ります。その高射砲というものをナイキに置きかえるということで、具体的には第一次防衛力整備計画の内容でございしますが、その実行は、第二次防衛力整

備計画の期間内において行なわれるということでございますから、その実施の面をつかまえますれば、これは第二次計画の内容とすることになるか、こう考えております。

○横路委員 防衛局長、あなたがそういうふうに関心直して答弁されると、私はきょうは相当慎重に資料を持ってきたから、やはりそうでなしに——あなたは答弁してあります。私は読んでみますよ。きょうはあなたの方からそういうことを一言われないうちに、記録をみな持ってきておられますから、そう聞き直して答弁しないです、私の方もきょうは静かに聞いています。これは予算委員会の分科会で、今あなたが言ったように、「これは一次計画としては、二カ年間の訓練を終えて帰ってくる」と一個大隊を作るのだ。その一個大隊の編成というの、指揮中隊が一、実戦中隊が四で、そうしてそれは首都防衛部隊として、木更津、武山、下志津に配置されるのだということですが、この点はどうか。

と聞いている。あなたはこう言っている。「お答えいたします。一個大隊は、今申されましたように、指揮中隊が一個中隊、射撃中隊が四個中隊、合計五個中隊で編成いたします。場所は、今お話がありましたような自衛隊の施設内に配置することを現在検討いたしております。」こう言っておられるのです。だから私も特に変わったことを答弁したことをひん曲げて、別なことを言おうとしているのではない。だからその点はあなたの方でもそう一々聞き直して——前に国会で問題になり、

これが新聞に出たら、直ちにどこですか、木更津その他の市会で反対決議をして、わんざとあなたの方に反対陳情をしてきたのだ、だいたい警戒しているようですが、一べん答弁したことは答弁したこととしておかなければいけない。そこで今お話のようにこれは第二次防衛計画の一環としてやるわけですね。これはこの前お話がございましたが、一個大隊については百五十何名か予算を取って出す、こういうわけですが、第二次防衛計画では一個大隊では当然これは済まないわけですね。だから二個大隊になるか、四個大隊になるかというところは、第二次防衛計画の中で当然考えていかなければならないと思うのですが、その点はどうか。

○海原政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、ナイキの部隊をさらに数をふやして持とうということとは検討いたしておりますが、それを二個大隊持てるかあるいは四個大隊まで編成できるかというところは、従来から申し上げておりますようにまだ結論は出ておりません。それからこの機会をお借りして申し上げたいのでございますが、決して聞き直ったつもりではございません。一つその点は御了解願いたいと同時に、今速記録の私が申しました趣旨は、先生のおっしゃいましたようなこと、ような受けまして、自衛隊の施設にということの特に自分としては強調したつもりでございますが、一般にはその地名の方にどうも重点がかかったような気がいたしますが、その点が至らなかつたと思ひますが、言つた自分といたしましては、今申しましたようつもりで答

えしたわけでございます。○飛島田委員 ちよつと関連させて下さい。これはもうなというのであなたに片づけられるのですが、ところが地元の人々にとっては、ようないうことでは片づかないわけですね。ナイキのようないうことがやってくるなど言つて笑つていられないわけですね。そこであなたは自衛隊の施設内ということをお話しておられますが、すると横路さんのおあげになった箇所の中で、横須賀の武山というところは確かに自衛隊の設備があるわけですね。従つてここが一番疑いが濃くなつてくるわけですが、武山についてナイキ部隊を配置することを御検討になつていらつしやるのですか、いらつしやるのですか、これを一つはつきりお答えいただきた

い。

○海原政府委員 先ほど来申し上げておりますように、ナイキ部隊は関東周辺の防衛ということで考えております。またその配置の場所も自衛隊の施設ということで検討いたしておりますので、今先生のおっしゃいました武山というところも、検討の対象になる候補地の一つであることは間違ひございません。

○飛島田委員 その場合に、候補地になつておられるのですが、ところが武山の自衛隊の隣、ほんとうにくつついたところに立教大学の原子炉が建設されるということは御存じでしょうか。もし入るとすれば、原子炉とナイキ部隊とが隣合はせにするのです。そしてまたそのすぐそばに富士電機が、大井町人口四千八百人、この立教大学の原子研究所の成果を受けて、これを工業化すべき工場を

建設するといふ約束になつて、もう着準備を整えているといふことも御存じなんでしょうか。もしナイキ部隊がそこへ来るということになれば、立教大学の原子炉は変更しなければならなりません。だつてナイキ部隊の隣に原子炉を置くなどということは、世界じゅうどこを見てもないです。原子炉設定に關する国際基準と言われているファーマー博士の論文を見ましても、実験部隊はおろか、飛行場の周辺にさえ原子研究所を置いてはいかぬということになつてゐるのですから、どちかがどかなければならぬわけですね。あつての果てに横須賀市は労働人口四千人も来る富士電機の招致をギブ・アップ、断念しなければならぬ、こういうことも出てくるわけですから、そういうこともあつて武山の御検討をなさつていらつしやるのかどうか。一つそれははつきり伺つておきませんか、横須賀は今後平和都市、工業都市として人口四十万の都市に伸び上がつてゐる最中でありまして、都市計画に非常な大きな影響を与えてしまふわけですね。この点ですらに御検討済みであるか。初めて私にここで聞かされたのか、それを一つ伺つておきたいと思ひます。

○海原政府委員 今飛島田委員のおっしゃいました事実は、私は承知いたしております。○飛島田委員 これは横須賀の武山に立教大学の原子炉がくるかこないかというところは、横須賀地方のかなり大問題になりました。そしていろいろ論争をすること約一年で片づいたわけですね。それから横須賀市がそこへ富士電機を招致するということも、かなり

はつきりした事実です。そういうことを御存じにならずに、武山などといつてうかつに、横路さんの誘導尋問にひつかかったとあなたはおっしゃるかもしれませんが、しかしいづれにせよ、そういうことを述べられることは、横須賀市の今後の平和都市、産業都市として伸びていくのに、どんなに影響を及ぼすか、お考えになったことがありませんか。これは大へんなことですよ。立教大学の原子炉がすぐお隣だということ、そんなことを知らぬなどあなたはおっしゃったって、それは通りませんよ。だって武山をどう処理するかということでは、自衛隊は割り込んだのじゃないですか。武山の米軍が退いたあとのあの広大な地域をどう使うかということについて、横須賀市はあそこを工場招致をしたい、こういう希望を持っておりまして、防衛庁が盛んに折衝をしてあそこを部分を取ったのじゃないですか。横須賀市民の半分くらいは、自衛隊に割り込まれたという印象を持っているのですよ。それにもかかわらず、その隣に何ができていくか、どういう計画が行なわれているか、どうか、知らぬで済みますか。防衛庁は自分のところの第二次防衛計画とスミーズに進行させれば、横須賀市なんかぶつたぶつたでかまわない、横須賀市なんかぶつたぶつたでかまわないという態度にしか見えませんか。じゃありませんか。もっと慎重にやっしてほしいですな、正直言って。立教大学の原子炉はもうすでに今アメリカででき上りつつあるのです。おそらく本年度の後半にはそれが据え付けられるのです。原子炉とナイキ部隊が隣合わせなんというのは、世界じゅうでおそ

く初めてですよ。そんなうかつなことをあなた方はおやりになることはなからうと思ひますので、もっと真剣に調べて、そして検討していただきたい。万事がその調子でおやりになっているのじゃないだろうか。防衛庁中心にこの世の中が動いているなどとお考えになったら大へん間違いです。どうぞ一つその点、今後の御検討があるでしようから、十分検討していただくようにお願ひをします。

○海軍政府委員 今先生のお述べになりましたような具体的ないろいろな事情というものは、それぞれの基地についてあるかと思ひます。これは今後の検討の課題になって参ります。私も今検討を行なつておりますと申し上げましたのは、具体的にナイキを配置いたしました場合の、配置の土地の利用の可能性とか、自衛隊の現在までの経緯がどうなっているか、あるいはその付近の状況がどうなっているかというところでございまして、今先生がおっしゃいましたような点は今後十分考慮に入れて参りたい、かように考えております。

○横路委員 ナイキ・アジャックスについてすでに一個大隊を配置する、それは首都防衛部隊という言葉が適当でなければ、関東に配置をする。それを二個大隊にするか四個大隊にするかはなお検討中だ、こういうわけですから、当然それなればそれはだれが考えても、配置される予定のものは、名古屋工業地帯の周辺、阪神工業地帯の周辺、北九州工業地帯の周辺、これに東京周辺、京浜周辺ということ、ナイキ・アジャックスが四個大隊設置されれば、ちょうど今防衛庁が考えてお

られる四個大隊は、それぞれ今日の日本のいわゆる工業生産の原動力になっているところの防衛ができる、こういうふうに考えていいのじゃないかと私は思ふのです。やはり四個大隊を設置しようというのには、そういう基本的な考え方で行つていくわけですね。その点どうですか。

○海軍政府委員 赤城構想を立てました場合の四個大隊の配置の基準ということにつきましては、先生お述べになったと思ひますが、そういう考え方一つにはございまして、しかしナイキとホークとの組み合わせという点もございまして、従ひまして今先生のおっしゃいましたようなことで今後考えていくかどうかという点は、今しばらく御猶予願ひしたいと思います。

○横路委員 これは加藤さんでもいいのですよ。私はあの防衛計画ですね。今の点などはそうお話しにならないで、やはりここで議論できるものなら議論した方がいいと思ふ。自分の方としてはやはり東京周辺なり、東京から川崎、この周辺を防衛する、これが一個大隊だ。もしも防衛計画で四個大隊というものができるとすれば、それは当然名古屋の工業地帯の周辺だとか、阪神の工業地帯の周辺だとか、北九州の周辺というものが四個大隊になるらう、私のそういう考え方が違つては違つては、いやあなたのそういう考え方は違つては、防衛庁としてはどういうふうに考へていくのだ、こういう考え方というものをこの委員会を通じてやはりお述べになったらどうかと思ふ。その点をただ私の方から聞かれただけ答弁されて、問題にならないように問題にならないようにという考え方は、少な

くとも西村長官のものと日本の防衛力をしつかりしたいという考えからいけばちよつとおかしいのです。ここでやはり堂々とお述べになるべきだと思ふ。四個大隊を設置するといふ基本的な考え方からいけば、どういう考えがあるのですか。私の今申し述べたように考えもありません。しかしそのほかに考えがあるならば承りたいのです。これは加藤さん、前の防衛局長でしたから……。

○加藤政府委員 御指名でございましてから私からお答えいたします。当時考へておりました軍事的な要求といたしましては、ただいま横路さんのおっしゃいましたようなところもございまして、ほかにまだあるものでございまして、たとえば北海道はどうか、とか、青函地区はどうか、関門海峡はどうか、いろいろな軍事的な要求はあるわけでございまして。ただそう申しましても、なかなかあそこにもここにしようというわけにいかないというところで、大体四個大隊ぐらいが精一ぱいではなからうかというところで、検討しておつたわけでございまして、それをどこに置くかということまでは、当時はまだ検討していませんでした。確かにおっしゃつたようなところも考慮すべき場所の一つでございまして。

○横路委員 防衛局長にそれでは次にお尋ねしたいのですが、ナイキ・アジャックスについては大体わかりました。ところがそのレーダーをよけて非常な低空で飛んでくる、そういうものについては、ナイキ・アジャックスでははうまくない。そこでホークというところになるわけですね。このホークにつ

いては当然これはナイキ・アジャックス同様に——今あなたからナイキ・アジャックスの配置は、ホークの配置との関連の上で考えなければならぬという話がありました。ナイキ・アジャックスについてはだいたいここで議論したわけですが、ホークについてはこの第二次防衛計画で大体何個大隊を設置されようとしているのか。どうなんですか。

○海軍政府委員 この点も先ほどお答え申し上げましたように、まだ具体的な数字が出ておりません。と申しますことは、ナイキの部隊を編成いたしますににつきましては、先生御存じのように約二年間アメリカに留学させまして、向こうで勉強してからこちらに持つてくる、こういうことなんですよ。アメリカの方の教育訓練計画にもいろいろと予定がございまして、ホークにつきましてはやはり同様な過程が必要でございまして。日本なんかではこ

こだけで教育のできるものではございせん。従ひましてその編成をどのようにすれば適当に教育訓練を受けられるかというところは、先方との打ち合わせもございまして、そういう点もございまして、さらには先般お話しがございましたが、所要経費の見積もりとの関連におきましては、どの程度のものがはたして持てるだろうかという点の考慮もございまして。そういう事情もあわせましてただいま検討しております。こういうところでございまして。

○横路委員 そうするとホークについても、ナイキ・アジャックスのほかに特別の訓練要員を国の予算の中で見て、ナイキ・アジャックスとは別にやるわけですか。それともナイキ・アジャッ

クスの二カ年の訓練の中でホークの訓練も受けてくるわけですか、その点は教育局長、どうなっておるのですか。

○小幡政府委員 ホークにつきましては、まだ明確にいつ何名派遣するといふふうにはきまつておりません。また最後のナイキ・アジャックスの訓練部隊の中で、あわせてホークの訓練を受けるかという御質問に対しましては、あわせては受けません。従いまして、ホークを装備するとはしません。ホーク固有の部隊を派遣するということにならうと思っております。

○横路委員 防衛局長、今のホークの点ですね。これは先ほどあなたから言われたように、ナイキ・アジャックスの配置に相当な場所と、ホークについては、これは一応われわれ今まで承知しているというか、われわれが聞き及んでるところによると、これは主として北海道ですね。ホークについてはあるいは稚内における宗谷海峡であるとか、まずそういう点、あるいは北海道における野戦部隊としてホークは絶対に必要なんだ。ナイキ・アジャックスについては固定陣地なんだ。ホークについてはある程度移動もできるのだ。ホークについては移動できますからね、防衛局長。ですから特にあなたの方では十個師団のうちの四個師団は北海道に置いて、特に真駒内の師団については日本が一番進んだ機械化部隊にする。対戦車ミサイルについては、もう周辺に用意するでしょうが、そういう点からいけば、北海道においては野戦用のミサイルとしてはいいわけゆるホークというものを、あなたの方の考え方からいえば絶対に置かなければならぬ。またいわゆるリーダーをよけて

低空で飛んでくる、そういう爆撃機に對しては、なかなかリーダーでつかまえることは容易でないから、そういう意味では宗谷海峡等の防備のためにも、野戦のためにもホークは必要だ。この点はどうなんですか。やはりこういう機会に明らかにされたいのです。

○海軍政府委員 ホーク部隊の運用につきましては、今先生のおっしゃいましたように野戦防空用と申しますか、機動的な運用が主である。特に高高度でない、いわゆる低高度に適しておるということになっておることは事実でございます。しかしそれをどのような形において配置した方がいいかということにつきましては、先ほど申し上げました総体としての程度の部隊が編成されるかということも関連いたします。また具体的に、たとえば多くは北海道へ持つていくということと申し上げられないということでございます。

○横路委員 防衛局長、もう第二次防衛計画の中では、ホークについては一個大隊になるか四個大隊になるかは当然考えて、その第二次防衛計画の中に入ってくるわけですね。その点一つお伺いしたい。

○海軍政府委員 私どもとしてはそのように考えます。

○横路委員 次に防衛局長にお尋ねしますが、これは私も何も専門家ではありませんが、これは私もあなたにお尋ねしますが、この日本列島の非常に長い、しかもその奥行きが短いといいますが、そういう中で、ナイキ・アジャックスあるいはホークというものを、ナイキ・アジャックスは四個大隊だ、あるいはホークについても四個大隊だ、あるいは

はリーダー基地にも置くということになれば、四つのリーダー基地に置かなければならぬ。そういう非常に縦が長くて横が短いといいますが、そういう日本全体の防衛からすれば、そうではなしに、この際射程距離の遠いボマーを数カ所設置した方が、いわゆる軍事的な立場からいけば、ナイキ・アジャックスなりあるいはホークを置くよりは、はるかに設置の個所は少なく、そして距離も長いわけですから、いち早く遠く海上においてとらえることができる。従ってナイキ・アジャックス、ホークからいけば、当然ボマーについても第二次防衛計画で考えられるべきだ、こういう意見もあるわけですか。

○海軍政府委員 防衛計画を検討いたします際に、ボマーも考慮の中に入れるべしということであれば確かにそうだと思います。ただナイキとホークとボマー、それぞれの持つておられますプラスの面、マイナスの面がございます。かつそれぞれ要する費用の点もございまして、私先ほどからお答えいたしておりますように、まだ私の手元で検討の段階でございますが、はたしてボマーというものの編成ができるかどうか、編成することになるかどうかという点につきましては問題でございます。

○横路委員 それでは次に長官にお尋ねしますが、人の乗る戦闘機ですね、乗らない戦闘機もあるわけですが、この戦闘機、飛行機はもうF104Jで終わらなんでしょうね。これはどうなんですか。

○西村国務大臣 F104J二百機の生産には、御存じの通りもう着手いたしてお

ります。二次計画におきまして有人機を将来どうするかは、結論を出してないのが現状であります。私は先ほどか何ってありますと、ボマーであるとか、あるいはホークの大隊であるとか、あるいはたまたまの有人機等におきまして、これらはやはり全体の財政力と申しますか、そういう国力のかみ合わせで考えていかなければならぬ。それから片方、防衛生産の問題もございまして、そういった面からも今の問題などは検討を加えていく。今のところ、もう有人機はこれでおしまいで、すというふうには申し上げられない。また有人機自体につきましても消耗もございまして、それからミサイルと併用していくという有人機自体の価値も、戦術上当然あるわけでありまして、そういう面で検討を加えていく。ただ有人機をどの程度にどうするということについてはまだ結論を出してない。防衛局の段階でまだ検討しているのではないかと、こう思っております。

○横路委員 この点は加藤さんにお尋ねをしますが、これもここにおられます石橋委員とあなたとの、ロッキード戦闘機を運ぶ際における内閣委員会の質疑を私は読んでみたわけでありまして、日本でF104Jを購入するようになった理由は、今日高度六万フィートで速度が一・五マッハから一・八マッハくらいにいわゆる爆撃機というものは、アメリカとイギリスとソ連しかない、こういうふうに答弁されているわけですね。そうすると今ロッキード戦闘機というものは、F104Jについては、まさかイギリスの爆撃機が飛んでくるということを想定して買ったわけでもないでしょうし、また安保条約に

よって日本の防衛に役立っていると言われているアメリカの爆撃機が飛んできて爆撃するというわけでもない。ロッキード戦闘機を、F104Jを購入したのは、ソ連の爆撃機というものが対象になっておる。言葉の言い回しは別です。言葉の言い回しは別ですが、答弁しているそのときは、ソ連だけとは言われないが、アメリカとイギリスとソ連だと言っている。そこでマッハ二のこのロッキード戦闘機が必要だ、こう言っているのですが、これは間違いありません。ロッキード戦闘機を購入するその主たる理由は、アメリカ、イギリス、ソ連の爆撃機が高度六万フィートで速度は一・五マッハから一・八マッハ、それに対抗するためにこれを買ったのだ、これは間違いございません。

○加藤政府委員 正確に覚えておりますが、その後フランスでもその程度の飛行機が開発できたかと思えます。それから今申し上げたのは、生産をしておる国を申し上げたわけであらうかという点は、また別の問題でございます。これは申し上げるまでもないことと思えます。

○横路委員 そこで長官、加藤官房長が当時防衛局長で、ここにおられます石橋委員の質問にそう答えている。だからこれは何と言おうと、今のお話では、フランスで大体同様な爆撃機ができたという話であるが、わざわざ好きこのんでフランスから飛んでくるわけでもありませんから、そうするとロッキード戦闘機というものは、これは明らかにソ連の爆撃機が相手だ。と

ところが、これは西村長官御承知だと思
います。去年の一月の当初にソ連の
フルシチョフ首相は、人の乗る爆撃機
は時代おくれだと、こう言っているわ
けです。だからこれは漸次減らして、
全部ロケットに切りかえる。その後U
2機におけるところの全世界に対する
声明も、このロケットについて声明し
ている。あるいはキューバの問題につ
いても、フルシチョフの声明の中に
は、やはりロケットについて言及して
いる。そこで去年の四月六日、アメリ
カでは当時のアイゼンハワー大統領
は、当時のゲーツ国防長官その他を集
めて、一月におけるソ連のフルシチョ
フの声明を重視して、ソ連は有人爆撃
機というのにはすでに廃止の方向だ、
従ってアメリカとしては全面的にいっ
ゆる戦略、戦術について変えなければ
ならぬ、こう言っているわけなんです。
従ってナイキ・アジャックスである
か、あるいはボマークB等について
も、漸次廃止をして、そうしてアトラ
スであるとか、あるいは特にポラリス
潜水艦について、拡大をしていって
いるわけなんです。売りつけた方のアメリ
カは——日本にロッキードを売りつけ
て、これから五年、昭和四十年十二
月までかかるのです。ところが飛んで
くる相手のソ連の爆撃機の方は、ソ連
ではフルシチョフ首相が、もう有人爆
撃機は時代おくれだと言っている、日本に売
りつけたアメリカも、それはもうだ、
だからおれの方もソ連の有人爆撃機相
手の対抗手段はやめて、将来は大陸間
弾道弾なり、ポラリス潜水艦でやるの
だ、こういふときに、一体何でこれか
ら五年間かかっておやりになるのか。
しかも私は今あなたの答弁を聞いて、

このF104Jで人の乗る戦闘機はやめた
のかと思つていたら、まだあなたは、
人の乗る飛行機については、F104Jの
生産が終わった後でもまだ生産を続け
ようとしておられるのか、ミサイルと半々
でいこうというのか、どうもそこら辺
のところは、私は長官の考えは、国防
を担当している長官として、ふに落ち
ない。しかもこれは先ほど言つたよう
に、防衛局長は第二次防衛計画を立て
るにあたっては、陸上並びに海上につ
いては、それぞれ独自の立場でやる
が、しかし航空自衛隊、ミサイル等に
ついては、これは明らかに今日日本に
いるところの在日米空軍というものを
考えて、それと一体でやると、こう
言っている。どうもそういう防衛庁の
事務当局の考えと長官の考えと、だい
ぶギャップがあるのではないか。この点
についてあなたは国際的な視野に立つ
て、どういふようにお考えになります
か。

○西村国務大臣 私もしろりとござ
いますけれども、しかしその目標をは
ずして申し上げているつもりはないと
思うのであります。フルシチョフも
いろいろな表現を使って国際政治の場
面で発言はしております。しかし同時
にその相手と申しますか、抑制力を強
度に発揮しているアメリカ側も、国防
教書において、確かにミサイルのこと
も言っておりますが、同時に有人機も
またその必要な機能があるということ
を発表しておるのであります。またな
るほどアトラスとか、あるいは長中距
離のミサイルになりますと、その作用
はどちらかというと、特にこれにもし
核弾頭を使えば全面戦争になるという
ことは、大國間ではよく知っておると

思います。従つて今日御存じの通り、
ケネディの国防教書にも局地戦という
ことを非常に強調しておる。従つて局
地戦におけるところの防空体制として
は、いわゆる短距離と申しますか、小
型のミサイル、あるいは有人機という
ものがやはりその使命を果たす。特に
人間の判断というものは、やはりいか
に機械が発達いたしましても、正確さ
あるいは判断の適当さ、いわんや日本
の局地戦的な立場に置かれやすい状況
から申しまして、そういう面で有人機
の使命というものはまだまだある。そ
れに必要な限度のことは私もやって
参らなければならぬ。この点は部内
におきまして、別に意見が違つて金
けではない。ただこれらはすべて金
かかることでありますから、この金の
使い方を最も効率的にやっていくとい
う観点からは、それぞれ検討し、調節
をしていかなければならぬ、こういう
ふうに考えておる次第であります。

○横路委員 あなたは今機械の操作よ
りも、人の乗っている戦闘機の方が判
断は正確だといふようなお話でありま
すが、これは逆でございせんか。人
の方の判断があまりまちを犯すのです。
防衛局長にお尋ねしますが、ロッ
キード戦闘機のF104Jの滑走路は、あ
れば一体何メートルあればいいのでし
たかね。

○海軍政府委員 先般来いろいろな機
会で防衛庁から申し上げておりますよ
うに、二千四百メートルは足りるというこ
とでございします。

○横路委員 そうですか。これはきよ
うの新聞に「防衛庁は航空自衛隊の次
期主力戦闘機ロッキードF104Jの滑走
距離がこのほど帰国した調査団の報告

で、当初予定していた二千四百メー
トルよりはるかに長い二千七百メー
トルから三千メートルを必要とするこ
とが明らかにになり、」こういうふうに書い
てある。きょうの新聞ですよ。こうい
う事実はないですね。二千四百メー
トルあれば絶対いいのです。そうして
二千七百から三千が必要だということ
は、そういうことはいいですね。

○海軍政府委員 今先生のお読みにな
りましたのはおそらく東京新聞の記事
かと思ひますが、そこに書いてござい
ます調査団がこのほど帰国して云々と
いう点は、私そのための調査団が行つ
たことも知りませんし、また帰つてき
たことも知りませんので、調査団の結
果の報告といふことにつきましては、
私は全然承知いたしておりません。

次に滑走路の問題でございしますが、
これは二千四百メートルあれば間に合
うといふことは、先般来申し上げてお
ります。しかし先ほどのアメリカ空軍
のジェット機の事故の点につきましては
も、いろいろと問題になっておりまし
たように、滑走路はやはり長ければ長
いほどいいことは当然でございします。
ある程度余裕を持ったオーバーランを
作るとか、さらにそのほかに若干の開
路地を持つとかいふことが、そこに部
隊を配置いたしました場合、危害予防
という点からは当然に考慮されてもい
いところでございします。従いまして先
般の委員会におきまして、二千四百
メートルあれば十分足りる。しかし長
ければ長いほど、そういう面では危
害予防その他でけつこうだといふ意味
の答弁を実はいたしております。従
いまして私どもの手元で、二千四百メー
トルあれば絶対大丈夫だといふことで

ございしますと、ちょっと絶対大丈夫だ
とは申し上げられません。ただ計画上
の立場でございしますと、やはり具
体的な飛行場の状況によつて、二千四
百メートルありまして、さらにこれに
若干のオーバーランをとるといふよう
なことが、貴重な飛行機及び貴重な人
命を予防する上に必要ではないか、こ
ういふ感じは持つております。

○横路委員 大体今の防衛局長の答弁
は正直でいいと思ひます。やはり二
千四百メートルちょつきりというわけ
にはいかぬ、二千四百メートルよりも
幾分長くなければ困る、それは当然
さうでしよう。さてそうすると、この新
聞にも指摘せられておるように、二千
四百メートル以上の滑走路を持つ飛行
場というのは、今日の段階では北海道
の千歳なわけですね。そうするとF104
Jができて、これが一番最初に配置に
なる飛行場はどこかといふことになる
と、それは当然北海道の千歳というこ
とになるわけですね。この点は防衛局
長どうです。

○海軍政府委員 滑走路の長さから直
ちに部隊の配置を一応推定しておられ
ますが、これも先般来申し上げてお
りますように、このF104J、F86D、さら
にT33、これは練習航空機でございま
すが、これらのすべての配置を今検討
いたしておりますので、ただいまのと
ころ千歳が第一であるといふことを申
し上げるわけには参りません事情にあ
ることを御了解願ひたいと思ひます。

○横路委員 もう少し防衛計画その他
についてもっと質問したいと思ひ
ますが、今委員部の方から暫時休憩し
てくれといふなにかありまして、ちょ
うど切りがいいので……。

○久野委員長 それでは午後二時より再開することとし、この際暫時休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

午後二時十四分開議

○久野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○横路委員 長官にお尋ねしますが、F104は昭和四十年の十月末までに二百機完成するわけですが、この104Jが完成し、それぞれの飛行場に配備された場合には、米空軍というものはそのときにおいても現在のまま配置されているのか。それともかつてアメリカの陸軍が撤退をしたように米空軍は撤退するのか。その点はこの第二次防衛計画の最終年度におけるF104Jの完成との関連において、米空軍の配置がそのとき一体どうなるのか、その点についてお尋ねします。

○西村国務大臣 F104Jを国におきまして方針をきめました当時の状況から考えまして、米軍の現状は、特別な状況変化がなければ現状を基礎にして、一応104Jはそれだけのものを国力に加えていく。米軍の方は現状の体制である、こういう考え方でいって考えております。また私もそういふふうに考えております。別に変化がないと思えます。

○横路委員 F104Jが昭和四十年末に予定されている機数が完成されて、それぞれの飛行場に配備された後、そのときにおいては米陸軍の撤退したように米空軍についても相当程度縮小する、特に戦闘機部隊についてはほとんど撤退するのであろう、そういうふうにわれわれは予測していたのですが、そうではないに、104Jが完成してもアメリカ空軍の配備についてはいささかも変化がない、こういうわけですか。

○西村国務大臣 空に關しますわが国の自衛力というものが、まだきわめて年数が浅いわけ、そこで104Jというものを加えていく。これももちろん生産過程におきまして年数がかなりあります。従つてわれわれとしては104Jの生産に入る。国会その他の御審議を通して、予算面において債務負担行為を認めたという当時の状況から考えても、そう大きな変化はない。しかし国力がついてくればおのずからその間に多少の変化は起こるかもしれない。全然変化がない、これは言い切れぬと思はれます。それからもちろんこれは、言葉は悪いかもしれませんが自衛力でありまして、またアメリカの方は安保体制に基づいて共同防衛のもとに駐留しておるのでございまして、それらの相手方の状況判断、言いかえれば防衛に対する状況判断というものはから変化はくると思ひます。原則としては一応現状の体制の中へ104Jが加わる、いささかも変化しないという意味ではございせん。

○横路委員 それでは長官、第二次防衛計画の最終年度においても、日本の防衛というものはそういう意味では自主的な体制はとれない、こういうわけですね。なお104Jの二百機についてそれだけ完成して配備されても、今の言葉でいささかともいうことではないであらうけれどもということだが、基本的にアメリカ空軍については、いわゆる縮小なり撤退なり、そういうことが期待できないということになると、一体いつのときに日本の防衛力というものは、日本の自衛隊をもって自主的なそういう対応ができるわけですか。

○西村国務大臣 自主的という言葉のとおり方でありまして、あくまでもわれわれは国力に依つてやつて参ります。特に空軍に對しましては、御存じの通り非常に金のかかる仕事であります。維持にもまた生産にも金のかかることとはわかつております。従つてわれわれが完全にたゞ自分の手だけで守る、こういう体制をとらうというならば、莫大な経費もまた急遽必要でありまして、そこをにらみ合せて考えていきますと、今の段階あるいは二次計画において、あるいは四十年末において考えられる体制としては、共同防衛の線が空については残つてくるのではないかと思ひます。

○横路委員 防衛局長ですが、装備局長ですが、去年私安保特別委員会でお尋ねしたのですが、F86Fについて、性能が悪いといひますが、偵察機その他に変更しなければならぬという理由等もあり、パイロットの人員の少ない点もあつて、木更津の飛行場に相当程度油づけになつておる。油づけという言葉が誤解があるようですが、しかし皆さんの方では油づけと呼んでおるから……。油づけして腐らないようにしてある。F86Fについては四十五機木更津の飛行場の格納庫に油づけになつておる。これはどういふように配置転換あるいは改裝等をなさるのか、今日なお四十五機あるのかどうか、その点についてお尋ねしておきます。

○塚本政府委員 三月末でございすが、現在木更津には八機残つております。十八機を改裝するために新三菱に送つてしまつてありまして、四十五機が漸次各航空団へ配置されまして、現在のとこ木更津には八機残つております。

○横路委員 次に、なお装備局長にお尋ねしたいのですが、去年の予算で、F86Fの上昇力及び上昇高度の性能を上げるために、航空機修理費の名目で、F86Fの胴体後部に、ノース・アメリカン社で開発したロケット・エンジンを取りつけて、敵機に近づいたとき、この補助エンジンに点火して攻撃上の優位を獲得しようというのが基本的な考え方だ、こういうことで、F86Fの最高速度〇・九マッハを一・二マッハ、上昇高度一万三千五百メートルを一万六千五百メートルということ、二機について改裝費五千七百万円を組んだというようにわれわれ承知しているわけですが、これは予定通り二機については改裝が終わり、なおその改裝した結果によつては、F86Fについてはさらにロケット・エンジンをつけて、そういうように速度並びに上昇高度について伸ばすように、なおやううとしておるのか、三十五年度の予算だけでとどめたのか、その点はどうなつていますか。

○塚本政府委員 ロケットをつけての改裝につきましては、米側にお願いしている研究したものであつたのでありますが、その研究の結果、一機当たり大体八千万円くらいかかるというやうなことになるまして、われわれは改裝することを断念いたしました。去年の予算も使わずにしまつたわけでありま

が、今後その改裝の計画は持つておりません。

○横路委員 これは装備局長にお尋ねした方がよいのだからと思ひますが、F86F、F86D等から見ると、年間の消耗率というものは一体どれくらいに見ているのか。年間の消耗率、墜落したり事故であつたりする、そういう消耗率です。これは当然、部隊の編成といひますが、飛行隊の編成といひますが、飛行集団の編成といひますが、そういうものについては、特にF86Fについてはどういふ生産しないわけですから、消耗率はどういふように……。

○海軍政府委員 手元に各種機別の詳しい数字を持ち合わせておりませんが、ちよつと私の手元の数字を調べさせていただきます。

○横路委員 それでは装備局長にお尋ねしますが、F104Jについては、その代価といひますが、価格については変更はないのだからと思ひますが、価格については、もしも将来変更が起きるとすれば、どういふ点で起きてくるのか、その点一つお尋ねをしておきたい。

○塚本政府委員 三月末に契約いたしました契約そのものは、限度付の概算契約と申しますか、最高限をきめました契約でありまして、實際生産されましたものを年々納めていくわけでありまして、この契約の末期におきまして、それが實際幾らかつたかといふことを、これは大体五、六十人の現地の駐在官がおりまして、一々毎日の伝票を調査しておるわけでありまして、その結果に基づきまして最終的な計算を、契約の最後においてやるわけでありま

す。そういう意味におきまして、最高

す。

す。

す。

いという、契約の取り消しとか、そういう意味ですか。

○塚本政府委員　そういう意味でございます。

○横路委員 F104Jについては私よくわかりませんからお尋ねしますが、この分についてはM5A協定で来た、だからこの分についての秘密漏洩は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法で処罰する。しかしそれ以外のものによって来たものについては、秘密の漏洩が

あつてもそれは刑罰の対象にならない。そうするとその仕分けというものは、この契約書の中に出ているわけですか。私は秘密保護法をいただきましたし、それから全部契約条項をいただきましたが、その点はこの中で明確になつてゐるわけですか。

○塚本政府委員　防衛秘密に関するものは、例の米側援助の七千五百万ドルの中で、MAPでもらいますもの、この中でさらに米側が秘密にしてくれということとを指定した分だけを、防衛庁から秘密保護法による秘密としまして、三菱側に別途通達を出すということ

とになるわけであります。それ以外の分は単なる私契約ということになります。

○横路委員　そこで第八条に秘密保全規則というのがあります。乙は、社（工場）内及び下請負先における防衛秘密の保護を確実にするため、こ

の契約締結の日より一カ月以内に秘密保全に關する規則（以下「秘密保全規則」という。）を作成のうえ、甲の確認を受けるものとする。ただし、その規則が既に作成され、甲の確認済であるときは、特別の指示がない限り、届出をもつて確認に代えることができる。」

この秘密保全契約というものについてまずお尋ねをしますが、これはF104について初めてやるわけでしょう。それともF86Fのときにもすでにあってやっておるのか、この点はどうなっておるのですか。

○壕本政府委員 86、33につきましては米軍の秘密はありません。ただP2 Vにつきましては米軍の秘密事項がありましたので、こういう契約を結んでおります。

○横路委員　そうすると今のお話で、P2Vについてはこういうものを結んだ。あれは新三菱ですか。

○塚本政府委員 川崎航空機であります。

○横路委員 これは新三菱ですから、新三菱は今度初めてこの締結の日から一月以内に秘密保全に関する規則、秘密保全規則というものを作るわけですね。これは一体どういうものですか。たとえばこれによって別に処罰するとか何するということとはできないと思います。もしも秘密を漏洩した者は解雇するとか、そういう会社としての就業規則とは違うわけですね。これはどういう意味のものですか。まさかこれによっていわゆる刑罰に処するというわけにはいかないでしょうから。そうすると新三菱とは初めていわゆるF104 J—今までF86についてもその他についてもなかったわけですから、これはどういう内容のものになるわけですか。秘密を漏らした者は首を切るというのか、どういう内容ですか。前のP2Vのときにはどういう内容になっておりましたか。

○塚本政府委員　これは秘密の保全方法を定めてありまして、秘密に指定さ

れた分につきましてはどういふ書類の形式をとらなければならぬ、あるいは秘密に指定された部分の作業に従事する場合はどういう、たとえば勤労部長長官はその従業員としてどういふ範囲の人を入れるということをきめなければならぬ、そういうことを指定してあるわけでありまして、その条項につきましては一々防衛庁の承認を受けさせる、こういうことにいたしておるわけであります。

○横路委員 第二次防衛計画の中で、ナイキ・アジャックスあるいはホークその他は入ってくるわけですね。最終的にはボマーも入ってくるかもしれない。初めは向こうから買入れて、国

内で研究をして生産するということになるでしょうが、その場合は、この日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法だけでいいのかどうか。たとえばF104Jについても、いわゆる特別な装置置

がありますか、その点まだ確かめてお
りませんが、ほかの現在やっております
P2V及び104につきましては、現在の
秘密保護法で十分である、かように
考えております。

○横路委員 それでは装備局長、恐縮ですが、私どもこの秘密保全規則というものを、初めて今度F104Jについて秘密保護に関する附帯契約書を見せていただいてわかったわけです。さらにこのF104Jについては、防衛庁と新

三菱との秘密保護に関する附帯契約書というの、三月三十日から一カ月以内というからまだ出ていないわけですが、P2Vについてはすでに出ているわけです。大へん恐縮ですが明日でも

ろしゅうございますから、一つ私たちにそのP2Vに關しての秘密保全規則というものがどういうものなのか、初めてきょうこれを出されて私たちわかったわけですから、ぜひ一つ出して

いただきたいと思います。

○塚本政府委員 P2Vにつきましてはすでにできておるものがあると思いますから、明日にでも提出いたしたいと思っています。

○海原政府委員 第二次の計画中におきましては、C46は現在の見積もりでございまして、一応四十一年度におきまして、約四十機前後は現在のものものが保有できる、こう考えております。しかし将来の問題もございしますので、

このC46がかりに命懸けがなくなりました場合にはどうするかということにつままして、たとえばアメリカの方からのMAPが期待できるかできないか、あるいは国産機のものかこれに利

用できるかどうかという点は検討いたします。しかし二次計画中に次期の輸送機というものが取り上げられるかどうかは、まだ確定いたしておりません。

○横路委員 防衛局長、実は私がそれ

をお尋ねしたのは、第二次防衛計画の中における次期輸送機をめぐって、ちよろどグラマンだロッキードというように、また、いろいろとその中に介在する会社といえますか、それらが起き

てまた同じような問題が起きるのではないか、こういう点を心配されている向きもあるわけです。これは今日別にグラマン、ロッキードの問題を再び取り上げようとはしませんけれども、あ

れだけ国会において大きく問題になり、多くの人々が介入していることが明らかにになったわけです。ですからそういう意味で、次期輸送機の選定等はどうなっているか、こうお尋ねしたわ

に決定したナイキ・アジャックス、テ
リヤ、先ほどお尋ねしましたボマー
ク、タロス、ホークについても先ほど
いろいろお尋ねしたわけですが、オネ
スト・ジョン、タイタン、この九種に
ついて供与を要請している。そうして
こちらへ持ってきてその開発の研究に
資したい、こういうようにわれわれ聞
いているのですが、この事実はないか
どうか。もしもあるとすれば、一体こ
の九種の誘導弾についてどういうよう
な折衝になっているか、その点をお尋
ねしたい。

○海軍政府委員 御指名でございま
すので私が答えていたしますが、私の知
る限りでは、そのような要請をした事
実は存じておりません。

○加藤政府委員 それはたしか昭和二
十九年か三十年だと思えます。技術研
究用に一組ずつ供与がしてもらえない
かという要請をしたことは覚えており
ます。その後どうなりましたかという
ことにつきましては、向こう側から、
当時秘密保護法その他の関係で困難で
あるという返事があつたように聞いて
おります。その後それは進んでおらな
いと思ひます。

○横路委員 次に防衛局長にもう一つ
お尋ねをしたいのですが、地対空の
ミサイルについては一応ナイキ・ア
ジャックス、ホーク、あるいは入る入
らぬは別にしてボマーを私どもここ
でお尋ねしたわけですが、地対地につ
いてはどうでしょう。その点につい
て、将来一体このミサイルについては
考えているのかどうか。今までは地対
空、空対空についてはサイドワイン
ダーその他について入つてきていて
いる。地対空については大体今第二次

で二つ入つてくる。地対地については
どうですか。

○海軍政府委員 現在私の手元では検
討いたしておりません。

○横路委員 次に長官にお尋ねをした
いのです。私がこれでお尋ねをするの
は、予算委員会の分科会、それから予
算委員会の全体会議、これで三回目で
すが、どうも私納得がでないのです。
きょうは一つもう少し時間をかけて長
官の真意をお尋ねしたいと思ひます。

それは核兵器と憲法との関係なん
です。私は核兵器を持つことは憲法違反
だと思ひます。この点は長官の御答
弁をいただいてから私の考え方につ
いて申し上げたいと思ひますが、長官は
たしかこういふように言つていらつ
しゃつたわけですか。原水爆等のもの
であるならば、あるいはもつと言ふなら
ば、戦略用の核兵器とでも言つた方が
いいでしょう。しかし西村長官はさう
いふ言葉は使つておりませんが、であ
れば、これは憲法違反だ。しかし小型
核兵器といふんです。戦術用の核兵器
といふんです。長官は戦術用の核兵器
とは言ひませんが、これは憲法
違反ではない。しかし池田内閣として
は政策上持たないのだ、こういうわけ
なんです。この点きょうは、私は憲法
違反だと思ひます。その点重ねて長官
から一つお答えをいただいて、それか
ら私の考え方を述べて、長官と十分こ
の点について論議をかわしたい、こ
う思つておられるわけですか。

○西村国務大臣 先般衆議院におい
てもこの問題は私、と申しますよりは政
府の所信を明らかにし、また政府は従
来言つておられますことと変わつてお
らない。結論と申しまして、憲法だけ

取り上げまして、そして純理論的に政
府として解釈をいたします場合ににお
きましては、攻撃的な意味においては核
兵器は持たない。では核兵器あるいは核
武装といふものは絶対に憲法が禁止し
ておるかといふと、そうではない。核
兵器あるいは核といふものが開発さ
れ、防衛的な性格においてであるなら
ば、持ち得ないといふことはない。言
いかねばこれを否定してしまふとい
ふ憲法解釈は、政府としてはとつてい
ない。それからちろん政策としてと
申しますか、内閣として導入するとい
ふ核武装といふことは考えていない。も
ちろん法律の段階におきましては、原
子力基本法におきまして核の平和利用
といふことを限定する、こういうふう
に申し上げておるのであります。

○横路委員 それでは長官にお尋ねし
ますが、憲法違反にならない核兵器、
憲法違反になる核兵器、大へん恐縮で
すが、その違いはどういう違いがある
のでしょうか。憲法違反である核兵
器、憲法違反ではない核兵器、これは
どういふ違いがありますか。

○西村国務大臣 われわれはこの問題
は理屈の上から申しますと、きわめて
抽象的なお答えしかできないと思ひま
す。またわれわれとして当面これを持
つといふ意思がないから、これを具体
的に、どれがどうだといふ検討はいた
しておりませんから、現在のところ具
体的に一つ一つを拾つてどういふこ
とは申し上げられないと思つておりま
す。

○横路委員 長官、それはおかしゅう
ございせんか。憲法違反になる核兵
器、憲法違反ではない核兵器、あなた
は今さういふふうに答弁されたわけ

すよ。必ずしも核兵器を持つことは憲
法違反ではない。しかし憲法違反にな
る核兵器もあるのだ。憲法違反になる
核兵器と憲法違反にはならない核兵器
といふものは、一体どこが違うのか。
その点明らかにしてもらわないと、こ
れは非常に重大な問題なんです。き
ょうは幸ひ委員長の方からあまり時間
のやまましい制約がございせん。いつ
もはやかましい制約がございせんから、
きょうは一つじっくり長官から、この
点は私も意見を述べますから、その点
明らかにしていただきたいのです。た
だ言葉の上で、なる兵器とならない兵
器があるのではなしに、一般の兵器で
はないわけですから、核兵器のことを
言つておられるわけですから、この点一
つ——私に対する答弁といふことは、言
いかねたらやはり国民に対する答弁な
のですから、国民全般が納得するかと
うかは、それは一つ長官、お考えにな
つて御答弁していただきたい。だれが聞
いたつてわからない。核兵器には憲法
違反になるのとならないのとある、そ
れだけでは私は答弁にならないと思ひ
ます。

○西村国務大臣 私どももいたしまし
ては、政策として、あるいは法律の段
階においては核を持たない、これはも
うはつきりしております。問題は憲
法の純理的な解釈であります。その場
合において、憲法といふものはそれで
は核といふ一つの武器は何が何でも否
定しているのだ、核といふものは持つ
てはいけないのだ、こういう解釈はと
れない。やはり核の中でも、これはい
ろいろな性格のものが現在におけるよ
うには、将来に向かつて開発される場合
もあり得るであらうでしょう。さうする
と憲法の解釈としてあくまでも、それ

はもう核と名がつけば何でも絶対否定
するのだ、こういうふうな解釈はとれ
ない、こういう意味で申し上げてい
るのであります。

○横路委員 長官のおっしゃる核と名
がつけば何でも憲法違反だとは言へ
ない。さうすると長官の言ういわゆる憲
法違反にならない核兵器といふもの
は、どういふものを言うのですか。核
と名がつけば一切がつさいそれは憲法
違反だといふのは間違ひだ。そして私
がここでお尋ねしているのは、政策上
持たないといふことよりは、やはり国
のいわゆる基本原則であるこの憲法を
どう解釈するか。戦力と自衛力との関
係もあるが、とりわけ一番大事な核兵
器についてはどうなのか。だからここ
で長官から一つその憲法違反にならな
い核兵器といふのはどういふのか、ど
ういふものを憲法違反にならない核兵
器といふのか、その点きょうはぜひ明
らかにしていただきたい。

○西村国務大臣 私といたしましては
憲法の解釈の問題でございまして、そ
れを一つ一つの事例でもつてお示しす
るということは、事きわめて抽象的な
問題でありまして、私は核といふもの
も時代が進むに従つていろいろ変化し
て参る、これを前提にして考えていか
なければいかぬと思ひます。それな
らばこの核なら憲法違反で、これなら
どうだといふことは、私は答弁は困難
であらうと思つております。

○横路委員 長官、さうすると核兵器
について原爆や水爆以外の核兵器とい
ふのが、どういふものがあるのでしょ
うか。私は長官は防衛庁の長官だが、こ
ういふ兵器については必ずしも専門家
だとは思ひません、率直なところ。

そこで長官、これは防衛庁からいただいたものですけれども、一九六〇年、昭和三十三年の防衛年鑑です。この中に防衛研究所の一等陸佐の高杉さんという方が「共存する通常兵器と核兵器」というのを書いています。これは防衛研究所でやっているのだから相当専門家でしよ。長官、あなたは防衛庁長官だが、長官もめったにこういう点までお説みにならぬと思うのだ。私の方でも、恐縮ですが読みますから。いいですか。「核兵器小型化の限度とその効力」「水爆では最小威力百キロトン程度までのものは開発可能といわれるが、現在小型核兵器として論議せられるものはもっと小さいもの、すなわち核分裂兵器（原爆）に限定せられるものでは、従来一キロトン前後が小型化の限度と見られていたが、ネバダ実験の例によると、もっと小型のものも、技術的には可能のようである。」「また威力の面で見ると、小型化といつても発熱量と爆圧の面のみのことであつて、放射線効力は決して変わらないことに注意する必要がある。発熱量が標準型原爆の千分の一になつた場合の威力半径の減少割合を見ると、爆圧は十分の一、発熱量は三十分の一であるが、放射線は三分の一にしかならないといわれる。従つて小型化核兵器の威力は大部分が放射線効力となる訳である。これは陸戦においては可なり重大な問題となることであり、原爆はやはり原爆だ」と言っているのです。原爆はやはり原爆なんです。長官、この点よくあなたは核兵器は小型になるのだと言われる。ネバダの実験については非常に小型の核兵器が出ています。しかし実際には爆圧の面であ

るとか、あるいは発熱量、熱の問題であつて、問題の放射線については効力は変わっていない。原爆はやはり原爆なんです。それを何で一体形だけ小さくなれば憲法違反でないと言えるのか、その点どうなんですか。

○西村国務大臣 私はもちろん専門家でありませんし、また防衛年鑑に書いてあるのも一つの意見であらう、一つの見方であらうと思つてあります。す。「科学だ」と呼ぶ者あり」科学にしましてもそれは意見でありまして、意見として出しておるのであります。何も防衛庁が発表したものでもございせんし、また一人の、おそろく署名入りのだれかが書いておるものだと思つてあります。そこで問題は、原水爆と申しましても原理は核でありますが、核融合反応であるとか核分裂、これがらくる威力であります。あるいは破壊力であります。これからくる放射線の発散であります。しかし問題は、私が言うのは憲法はそれですべて、将来科学が発達してきて、そして放射能においてもあるいは威力においても限度がある。あくまでもこれが小型なもの、また現に各国で、あるいは特にアメリカなどでは小型のものを非常に研究を進めておられます。そういう面からきた場合に、小型のもの、言いかえればこれは攻撃力がきわめて薄い。もちろんそれは他の普通の通常兵器よりはるかに大きいであります。しかしかつて、あるいは今日、原水爆と通常いわれておる人道の立つような、あるいは大きなものから言へばはるかに攻撃的な性格が薄い、こういうようなものになつて参りますれば、私は今の憲法をすな

おに解釈して、これをしも自衛力の中で一切がつかないのだから解釈するのは当たらないのじゃないか、こういう趣旨で申し上げておるのです。

○横路委員 私は憲法解釈についてはさらに申し上げますが、長官はやはり防衛庁の長官ですから、この点は政策上持つとか持たないとかいうことよりは、憲法上の解釈としてはつきりしておいていただきたいと思つています。

それでは憲法の問題はさらに聞くとしまして、これとの関連ですが、陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約というものが一九〇七年十月十八日に署名されて、効力の発生が一九一〇年一月二十六日、日本は一九一一年十二月十三日に批准書を寄託して、一九一二年一月十三日に条約を公布している。この陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約の中にこうなつてゐるのです。「斯ノ如き非常ノ場合ニ於テモ尚能ク人類ノ福利ト文明ノ發展トヲ止ムコトナキ要求トニ副ハムコトヲ希望シ、之ヲ為スルニ関スル一般ノ法規慣例ハ一層之ヲ精確ナラシムルヲ目的トシ、又ハ成ルヘク戦争ノ惨害ヲ減殺スヘキ制限ヲ設クルヲ目的トシ、之ヲ修正スルノ必要ヲ認メ、云々」と云つて、その条約の附屬書、陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則の第二十二條に「攻撃手段ノ制限として、交戦者ハ、害敵手段ノ選択ニ付、無制限ノ權利ヲ有スルモノニ非ス」、同じく第二十三條禁止事項として「イ 毒又ハ毒を施シタル兵器ヲ使用スルコト、」ホ 不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物資ヲ使用スルコト、」どうですか長官、この陸戦法規の第二十二條、とりわけ第二十三條のイの項、ホの項、私は少なくとも核兵器の使用は、放射能

によるところの惨害を考えた場合に、これは当然陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約の附屬書である陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則の第二十二條、第二十三條の違反です。だから核兵器を使用するといふことは明らかに国際法の違反なんです。この国際法に違反するやうなことをやつてもいいなんて、日本国憲法のどこに書いてありますか。これは長官がいかに自衛権を拡大解釈するとしても、いかに自衛権を拡大解釈するとしても、国際法をあえて侵してまで自衛権などというものはないです。だから私があなたにお尋ねしたいのは、原水爆の使用、核兵器の使用といふものは、明らかに陸戦法規の第二十二條、第二十三條の違反行為です、その思いませんか。

○西村国務大臣 陸戦法規そのものはもちろん日本が——私もここにちやうど拝見しておりますが、これは一九一一年に批准しております。しかしこれは別に放射能とか、そういう趣旨で書いてあるのではなくて、毒あるいは放射物といふ不必要な苦痛を与える兵器を使つてはいかぬ、これは言いかえますれば、戦時においての陸戦の一つの武器使用の実体的規定だと思ひます。しかしこの前提となります精神をくみまして、できるだけ同じ戦争でも災害を少なくして、お互いがお互いに戦争場合における戦時規定の一つのルールである。私はこれとわが憲法とは直接何ら関係ないと思つて。それからもう一つは、国際法の全体から言へば、おそろく核装備といふものを今禁止をしてゐるのではないか——禁止はないから、言いかえすれば、何とかしてこれを禁止する方向に持つていこうじゃないかといつて、各国が努力して

おるのが現状であります。われわれがそういうような情勢下に立つてわが国が一つの戦力を申しますか、それは否定してゐる。自衛力は持つてゐる。その自衛力の範囲内において私どもはあつての憲法をさつき申し上げたやうな趣旨で解釈して参りたいと思つてゐる。だから核そのものが今の国際法あるいは国際法の精神で絶対的に禁止されておるかどうかといふならば、核実験停止の何か会議は必要でしょうけれども、わざわざそこで取りきめをしなくても、すでに法規はあるといふことになりまして。私はそこまで世界といふものが法文化されて、国際法上きめてあるのではないといふふうに見ております。

○横路委員 西村長官はどう思つておるか、核兵器を使用することは。今私が指摘しました陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約の附屬書である陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則の第二十二條、第二十三條の核兵器を使用することは違反だと思ひませんか。

○西村国務大臣 この条約は御存じの通り一九一一年にできておりますが、核発見以前の法規でございまして、これから核兵器云々の問題が出てくるのではない。その後における核の発達、核の実験、あるいは使用、こういう段階に来ておりますから、私はこれ以上の新しい大きな問題だと考えております。それからもちろん私といたしましては、日本の国が核装備をする、核を兵器として使用するといふことは、内閣の一員でありますから、これはまづこうから反対であります。ただ憲法の解釈を問われるならば、さっきのやうな解釈はあえて私だけでありませ

ん。歴代そういう解釈のもとに憲法を解釈しているというところを、私もこの機会に申し上げておきたいのであります。

の非戦闘員がやられた。それを再び日本が——それは小型の核兵器であらうとどんなに小さくしても核分裂なんです。放射能の被害というものは、相当甚大です。それをただあなた自衛権の名のもとに、今の日本の憲法の建前から言って、小型になれば使ええるのだ、こういうことが言えますか。それなればこそ、国際連合ができてから大量殺戮防止に関する条約をきめたじやありませんか。今日世界の人々が、もちろん毒ガス等によるところの陸戦法規、ジュネーブ協定、さらにそれから進んで今日この国連の協定、今あなたの方でお聞きになっているが、一九四八年十二月九日の国際連合第三回総会で採択をして、一九五一年の一月十二日、集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約、この第一条であるじやございせんか。「締約国は、集団殺害が平時に行われるか戦時に行われるかを問わず、国際法上の犯罪であることを確認し、これを防止し処罰することを約束する」と、こうなっているじやありませんか。なるほどあなたの言うように、これはヘーグの陸戦法規その他について足りない点もあったであらう。ですから集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約でそういうふうなきめてあるのです。それを、平和を希求してやまない日本憲法のもとにおいて、自衛権の名のもとにおいて、小型核兵器であるならば、これを使用して憲法違反でないというところは、明らかに間違いですよ。あなたが間違いない、小型核兵器を使っても憲法には違反しないのだと言うと、これは驚くべき防衛庁長官になりますか、この点はどうですか。

○西村国務大臣 あなたのおっしゃいました引例の集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約、これは確かに一九四八年、戦後であります。国連の総会で採択して、五一年に効力が発生してはいますが、日本はまだ不幸にしてこれを批准はしていないのであります。といて、私は広島あるいは長崎の大量爆撃と申しますか、殺戮に對しましては、一般論としてはこれは国際正義上残念だと思ひます。たださっきのヘーグの陸戦法規は、これはずっと以前のものでございまして、核以前の問題であります。ですから、核以前の核を持つことがいかにどうか、核を使つては悪いかという法律上の実際の問題になつてくると、国際間では議論があらう。そこで国際間で何とかして実験停止からまず始めたいということ、今日政治的ないろいろな激しい動きがあり、またこれ自体、われわれがわが国も非常に熱望しているところなのであります。憲法の解釈については、私ははつきり申しますけれども、これは残念ながら横路さんと御意見が違ひるのでございまして、憲法だけを取り上げていくならば、核が人類に不幸を与えないというところは、われわれは当然であります。日本の憲法が、それでは何でもかんでも核というものは一切禁止されているのだという解釈は、従来もとつてないし、現在も憲法解釈として政府一体となつてとつてないのではありません。ただ政策なり法律上の建前において、はつきり核武装はいたしません、これは断つております。理論の問題としては、政府の解釈は、あくまでもそういう解釈をとつておる。これは横路さんとは残念ながら意見が相違する点であります。

○横路委員 西村長官のそういう憲法解釈はまことに残念だと思ひます。この憲法の前文に「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのである。平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」ここにありますように、恒久の平和を念願をしてゐるのだ。しかも平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼をして、われらの安全と生存を保持しようと決意したのである。これがただ単に憲法第九條だけではなしに、憲法の前文を流れている精神なんです。よく予算委員会でも私はあなたと議論をしたが、憲法では禁止されていない。しかし原子力基本法の第二条では禁止されていると言ふが、それはそうじやないのです。原子力基本法の第二条は、この憲法前文から流れ出て、原子力は平和的以外には利用してはならぬ、平和的利用に限るとなつてゐるのです。この点には、それは歴代の保守党内閣が、いわゆる戦力は保持しない、交戦権は放棄した、しかし自衛権はあるのだ、そういう建前をあなたの方でとつていらつしやることは、今日の自衛隊の防衛二法案でも明らかだが、しかし少なくともこの核兵器だけは——しかも原子力基本法の第二条で、原子力の利用は平和的目的に限る、それがこの憲法とは独自に、ほんとに原子力基本法が出てきたような解釈をなさるが、そうじやないのです。原子力基本法の第二条は、そのいわゆる立法の精神からいつても、平和憲法の前文を流れるこの精神から来ているのです。その

点、何も歴代といつたつて、歴代の内閣がそう言つたのではないのです。岸さんからそういうことを言ひ出した。岸さんの言ひです。何も歴代そう言つてゐるのじやない。吉田内閣がそう言つたわけでもない。この点は一つ防衛庁長官、あなたは少なくともこれから第二次防衛計画を策定される。そういう中でこの問題は非常に重大なんです。私は自衛力あるいは自衛権の発動というものに名をかりて、そしてこの憲法の前文、この精神を没却してはならぬと思う。それなればこそ、あなたから言われてゐる通りに、このヘーグの陸戦法規あるいはジュネーブの議定書その他が足りないから、さらに国連における第三回の総会で明らかにした。今あなたが条約を批准してゐないと言ふが、国連に加入してゐる日本です。国連に加入してゐる日本が大量殺害に對して、こんなものをまだ批准してないから、何かの必要があればおれたちやつたつていいのだ、とんでもないです。（「そういう趣旨でない」と呼ぶ者あり）そういう趣旨でないと言つても、あなたは批准してないからと言ふ。批准してないからのがれる道があるというふうな——この間のアイヒマンの裁判を見たつてそうじやありませんか。なるほどユダヤ人を六百万も殺したが、一体原爆の使用はどうなつておるのかとイスラエルの諸君が言つておるじやありませんか。この点には、あなたは歴代の内閣、とりわけ防衛庁の長官は、自衛のためならば小型核兵器を使つても憲法違反ではない、こういう解釈だと言ふが、それならもう一ぺん小型核兵器というものはどういふものですか。どんなに小さくなつて

○横路委員 今長官から、各国とも核兵器を持つておると言われたが、核兵器を使用したのはアメリカが日本の広島と長崎で使つただけです。あれはどうなんですか。戦前に参加してゐる者もあつたであらうが、多くは戦前に参加してゐない者に対して、大量の殺戮をしたわけですか。あれは明らかに人道上の重大な問題ではありませんか。この二十二条、二十三条ばかりでないですよ。ここに窒息性、毒性又はその他のガス及びびすべての類似の液体、材料又は考案を戦争に使用することは、文明世界の世論によつて至当に非難されている」とある。ですから広島、長崎にアメリカが原爆を使用したということは、大量に日本人を殺戮したということなんです。あなたがこういふことについては国際法違反でないとか、日本の憲法だつて大したことがないというふうなことをおっしゃるならば、それは明らかに大問題です。藤山外務大臣は三十四年の十一月十九日の社会労働委員会、社会党の大原亨委員の質問に答えて、これは人道上大問題である、こういうふうに言つてゐるのです。これは明らかに人道的な立場から言つても、国際法の違反だと言つておるのです。またあなた自身を思い出しませんか。広島、長崎に使われた原爆で、多数日本

の非戦闘員がやられた。それを再び日本が——それは小型の核兵器であらうとどんなに小さくしても核分裂なんです。放射能の被害というものは、相当甚大です。それをただあなた自衛権の名のもとに、今の日本の憲法の建前から言って、小型になれば使ええるのだ、こういうことが言えますか。それなればこそ、国際連合ができてから大量殺戮防止に関する条約をきめたじやありませんか。今日世界の人々が、もちろん毒ガス等によるところの陸戦法規、ジュネーブ協定、さらにそれから進んで今日この国連の協定、今あなたの方でお聞きになっているが、一九四八年十二月九日の国際連合第三回総会で採択をして、一九五一年の一月十二日、集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約、この第一条であるじやございせんか。「締約国は、集団殺害が平時に行われるか戦時に行われるかを問わず、国際法上の犯罪であることを確認し、これを防止し処罰することを約束する」と、こうなっているじやありませんか。なるほどあなたの言うように、これはヘーグの陸戦法規その他について足りない点もあったであらう。ですから集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約でそういうふうなきめてあるのです。それを、平和を希求してやまない日本憲法のもとにおいて、自衛権の名のもとにおいて、小型核兵器であるならば、これを使用して憲法違反でないというところは、明らかに間違いですよ。あなたが間違いない、小型核兵器を使つても憲法には違反しないのだと言うと、これは驚くべき防衛庁長官になりますか、この点はどうですか。

○西村国務大臣 あなたのおっしゃいました引例の集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約、これは確かに一九四八年、戦後であります。国連の総会で採択して、五一年に効力が発生してはいますが、日本はまだ不幸にしてこれを批准はしていないのであります。といて、私は広島あるいは長崎の大量爆撃と申しますか、殺戮に對しましては、一般論としてはこれは国際正義上残念だと思ひます。たださっきのヘーグの陸戦法規は、これはずっと以前のものでございまして、核以前の問題であります。ですから、核以前の核を持つことがいかにどうか、核を使つては悪いかという法律上の実際の問題になつてくると、国際間では議論があらう。そこで国際間で何とかして実験停止からまず始めたいということ、今日政治的ないろいろな激しい動きがあり、またこれ自体、われわれがわが国も非常に熱望しているところなのであります。憲法の解釈については、私ははつきり申しますけれども、これは残念ながら横路さんと御意見が違ひるのでございまして、憲法だけを取り上げていくならば、核が人類に不幸を与えないというところは、われわれは当然であります。日本の憲法が、それでは何でもかんでも核というものは一切禁止されているのだという解釈は、従来もとつてないし、現在も憲法解釈として政府一体となつてとつてないのではありません。ただ政策なり法律上の建前において、はつきり核武装はいたしません、これは断つております。理論の問題としては、政府の解釈は、あくまでもそういう解釈をとつておる。これは横路さんとは残念ながら意見が相違する点であります。

○横路委員 西村長官のそういう憲法解釈はまことに残念だと思ひます。この憲法の前文に「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのである。平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」ここにありますように、恒久の平和を念願をしてゐるのだ。しかも平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼をして、われらの安全と生存を保持しようと決意したのである。これがただ単に憲法第九條だけではなしに、憲法の前文を流れている精神なんです。よく予算委員会でも私はあなたと議論をしたが、憲法では禁止されていない。しかし原子力基本法の第二条では禁止されていると言ふが、それはそうじやないのです。原子力基本法の第二条は、この憲法前文から流れ出て、原子力は平和的以外には利用してはならぬ、平和的利用に限るとなつてゐるのです。この点には、それは歴代の保守党内閣が、いわゆる戦力は保持しない、交戦権は放棄した、しかし自衛権はあるのだ、そういう建前をあなたの方でとつていらつしやることは、今日の自衛隊の防衛二法案でも明らかだが、しかし少なくともこの核兵器だけは——しかも原子力基本法の第二条で、原子力の利用は平和的目的に限る、それがこの憲法とは独自に、ほんとに原子力基本法が出てきたような解釈をなさるが、そうじやないのです。原子力基本法の第二条は、そのいわゆる立法の精神からいつても、平和憲法の前文を流れるこの精神から来ているのです。その

点、何も歴代といつたつて、歴代の内閣がそう言つたのではないのです。岸さんからそういうことを言ひ出した。岸さんの言ひです。何も歴代そう言つてゐるのじやない。吉田内閣がそう言つたわけでもない。この点は一つ防衛庁長官、あなたは少なくともこれから第二次防衛計画を策定される。そういう中でこの問題は非常に重大なんです。私は自衛力あるいは自衛権の発動というものに名をかりて、そしてこの憲法の前文、この精神を没却してはならぬと思う。それなればこそ、あなたから言われてゐる通りに、このヘーグの陸戦法規あるいはジュネーブの議定書その他が足りないから、さらに国連における第三回の総会で明らかにした。今あなたが条約を批准してゐないと言ふが、国連に加入してゐる日本です。国連に加入してゐる日本が大量殺害に對して、こんなものをまだ批准してないから、何かの必要があればおれたちやつたつていいのだ、とんでもないです。（「そういう趣旨でない」と呼ぶ者あり）そういう趣旨でないと言つても、あなたは批准してないからと言ふ。批准してないからのがれる道があるというふうな——この間のアイヒマンの裁判を見たつてそうじやありませんか。なるほどユダヤ人を六百万も殺したが、一体原爆の使用はどうなつておるのかとイスラエルの諸君が言つておるじやありませんか。この点には、あなたは歴代の内閣、とりわけ防衛庁の長官は、自衛のためならば小型核兵器を使つても憲法違反ではない、こういう解釈だと言ふが、それならもう一ぺん小型核兵器というものはどういふものですか。どんなに小さくなつて

も核分裂、原爆、放射能、しかもその放射能はこの陸戦法規の第二十三条のこのホの項にある「不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト」、これに明らかに抵触しておられます。さらに先ほど言いましたこの国連の集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約にも触れます。それならこそ、小型の核兵器を使うにやありませんか。使って大量に侵入してきたのに対して、大量に殺害しようとするじゃありませんか。これが憲法の前文のどこから流れ出るのですか。これはただ今まで観念的に、小型兵器であるならば憲法違反ではない、こう言ったからといって、それを繰り返すだけにとどまらないで、日本の自衛隊は平和のための自衛隊だ、あなたはそう言うのだらうと思う。それであるならば、当然いかなる意味においても、核兵器を使うことは憲法違反ですよ。政策上ではなしに、憲法上から言っても絶対に自衛隊は核兵器は持たない、こうならなければならない。長官、どうですか。

○西村国務大臣 もちろん憲法の前文も私よく存じております。また原子力基本法に対しても、私は本会議であの賛成演説をした人間でありますからよく存じております。平和と自由、このためにありますが、同時に平和と自由の一つの基礎には自衛というものがあつて、これをはっきりしておるのではありません。そこでただ自衛のなしの平和、国の守りのなしの平和というものは、われわれは想像してない。国の安全であります。そこで憲法の解釈といつたしましては、私は何でももう核と名がつけば一切禁止しておるのだ、こ

まで広げた解釈はとれない。これはまた私だけの意見ではございません。内閣も同じような全体としての意見を持ておるのであります。残念ながらその点は横路さんと御意見が違ふ点でございます。それゆゑに、さういふふうに私はも考へております。

○横路委員 それではよく国連を中心とした外交、こう言いますね。これは池田内閣の一枚看板のようですね。そうすれば、この一九四八年十二月九日に国連の第三回総会で採択になつて、一九五一年の一月十二日の集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約、この第一條に「締約国は、集団殺害が平時に行なわれるか戦時に行なわれるかを問はず、国際法上の犯罪であることを確認し、これを防止し処罰することを約束する。」と云つておるのです。これとの関連はどうなんですか。明らかに向こうから、今日の自衛隊からすれば、相手の国からわが本土に、いわゆる上陸してきた。それに対して武力攻撃を加える。武力攻撃を加えるといつても、小型核兵器といふのは、これはいわゆる放射能によるところの大量殺害をねらつておるのです。これはどうなんですか。

○西村国務大臣 私どもはもう国連中心の外交を進めること、これは偽りない事実であり、天下に声明いたしております。また国連としましては、私どもがその傘下の一員であり、そういった精神は守るのである。問題は、ただそれ以上に大事なことは、その具体的内容、言いかえれば核の実験停止、あるいはそれからくる保有の停止であるとか、こういうような問題が今大きな政治問題として動き、またわが

国もそれを主張しておる際でありまして。しかしながら憲法としてわれわれが解釈を求められ、また国の方針として見たならば、さういふ方向で行きながら、一切さういふものを今の憲法が禁止してしまつておるという解釈は私らはできない。その精神はもう私らは守つていくようにいたしたい。われわれは守つていくようにいたしたい。それゆゑに、憲法の解釈を求めて、憲法からそれは一切一応的になつて、また核が開発されたら小型になつて、放射能あるいはその他の威力も小さいものであつても、一切持てないのだといふ解釈はできないとわれわれは言つておるのであります。言いかえしますれば、従つてさういふ限度においての核といふものは保有もできる、さういふ解釈になるわけでありまして。

○横路委員 さうするとあなたは、いわゆる核兵器を使用しても、ヘーグの陸戦法規、ジュネーブの議定書その他については国際法違反ではない。あるいは核兵器を使つて大量に人を殺しても、いわゆる先ほどから私の指摘してゐるこの国連第三回総会できまつた集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約の違反ではない、さういふわけですか。とにかく今まで核兵器を使つて大量に人を殺されたといふのは広島と長崎の、日本だけなんです。だから私は聞いておるのです。核兵器を使つて大量に人を殺すことは国際法違反ではないか、国連第三回総会のこの集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約の違反ではないか、この点を私はあらためて聞きます。この点はどうですか。

○西村国務大臣 今回の国連の決議その他も、不幸にして広島のできごとが起つた後に国連ができ、さうしてさう

いう決議が採択されておるのであります。従つてとにかく陸戦法規におきましては、当時は核といふものを予想はしてなかつたといふことは思ひます。また陸戦法規で規定してゐる以上の大きな問題でもある。それだけに横路さん御存じの通り、世界で最大の問題になつておるわけでありまして。ですから私どもとしてはそれに対して、さういふ精神には沿つていきたい。ただ憲法の解釈を求められれば、憲法の解釈は一応さう解釈せざるを得ないといふのがわれわれのすつと、ただいままで申し上げてゐる態度なんです。

○横路委員 私はその点が、防衛庁長官の答弁の納得のいかない点なんです。陸戦法規の第二十三條に、いわゆる不必要な苦痛その他を与ふる兵器、投射物を使用してはならぬ。ところが広島と長崎で使つてみた。その陸戦法規の第二十三條どころではない、さうなつた。これは大へんだといふので、国連総会の第三回総会で、集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約を作つた。それなればこそ今核実験の停止を要する、そして今世界各国は、核兵器の全面的な禁止をさうとしてゐるのです。いいですか、長官。そのときに日本の平和憲法は、これが世界に類例のないものとして、先ほどから私が言つてゐる通りに、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、しかもわれわれは恒久の平和を念願して、この憲法を作つたのだ。ですからこの憲法の精神からいけば、当然ヘーグの陸戦法規の第二十三條しかり、ジュネーブの議定書しかり、ましてやこの集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約しかりなんです。われわれ

は平和憲法はさういふ意味で世界に誇つてよろしいのだ。さういふ憲法であるのに、あなたはさういふ憲法の一つも触れないで、第九條のところにだけ触れて、自衛権はあるのだ、自衛権はあるのだ、自衛権のことについてこれからはゆつくりやりますからね。使用していいのだといふことは間違いないです。防衛庁の長官としては、私はその点は少なくともこの憲法の前文を流れる精神、原子力基本法の第二條もこの憲法の前文を流れる精神から、この原子力の利用は平和の目的に限るとなつてゐる。原子力基本法は憲法とは無関係でできたものではないのです。この点は長官、一つここまでの岸総理だとか、赤城長官だとか、あるいはこの間の池田さんともあまりはつきりしなかつたけれども、池田総理の答弁をやつたがさういふことについて、は、本意でないかもしれせん。しかし私は、ほんとうに自衛隊が平和を愛する自衛隊であるならば、さうでなければ別です。平和を愛する自衛隊であるならば、これは憲法違反です。だから私は、政策上は持たない、今は持たない、さういふ言葉ではない、今憲法上からいつても核兵器を絶対持たない、憲法上からいつても絶対持たない、さうならなければならないと私は思ふのです。この点、もう一度お尋ねしておきます。

○西村国務大臣 憲法の前文あるいは憲法を流れる精神も、私は国の安全と相調節しながら、国の平和と自由を

守って参る、こういうふうに憲法をとるべきではないかと思うのです。そこでこの国の安全また自衛という範圍内におきまして、この現在の現行憲法を解釈いたしますれば、私がさっきから申し上げました解釈をとらざるを得ない。この解釈は、残念ながら横路委員とは解釈が違ふかもしれませんが、われわれとしてはそういう解釈をとっておるのであります。

○横路委員 いや長官、これはお隣にちよと前々の元防衛庁長官がおられ、これは主として参議院の内閣委員会で議論したときに、伊能長官が初めて言つて問題になった。たしかこう言つています。たとえば射程距離四十キロないし五十キロ等のオネスト・ジョン等に核弾頭をつけて使用することとは――勇ましいのです。核弾頭をつけて使用することは、憲法違反ではありませぬ。これがその一番最初のきつかけなんです。何も歴代内閣ではないのです。私は今日長官、これは一つよく国民の立場であつたは聞いてもらいた

い。今日の防衛庁の幹部の方々の中には、たとえばナイキ・アジャックス――これはもうここで論議されているように、今日はナイキ・アジャックスについては、たしか一万八千発かなんぼ作つて、これはアメリカで中止になつておるわけです。全部ナイキ・ハークニリーズだ。だからナイキ・アジャックスからナイキ・ハークニリーズ、何年かあとにそういうことになしに、できれば一挙にナイキ・ハークニリーズなどを取り入れたという向きもある。私はこの点は、ほんとうにこの平和憲法の前文から、この防衛二法の質疑にあつた、あなたから、絶対に

に政策上持たないではなしに、憲法上この核兵器は持たないということを答弁されたら、どんなにか日本国民は安心すると思う。その点の答弁がないことは、はなはだ残念です。それなればこそ、自衛隊は平和のためにというより、国内に放射能をまき散らかすというところで、私は重大な問題になると思ふのです。しかしきょう長官から、がんとして歴代内閣の防衛庁の長官だということ、変更してないようだけれども、しかしだいたいぶきようはあなたも率直なところ、陸戦法規その他で、少しは私はお考えいただいたであらうと思ふのです。

次に長官にお尋ねしますが、これはこの間山内委員の質問に加藤官房長がお答えになつておるわけですが、きょうは西村長官にお尋ねしたいと思ひます。安保条約第六條の交換公文からする事前協議です。第六條にいう事前協議のうちで、御承知のように装備における重要な変更というので、一つは核兵器の持ち込み、一つは運搬手段たる中長距離のミサイルの持ち込み、施設は事前協議の対象になる、こういうことを言つておるわけですね。そこで私はこの点どなたか聞いたかはつきりしないのですが、西村長官、重爆撃機はどうですか。重爆撃機も核兵器の運搬ができるわけですが、これは一体事前協議の対象になるのかならないのか。

○西村国務大臣 事前協議の対象にならぬと考へております。
○横路委員 重爆撃機は事前協議の対象にならない。わかりました。それからこの安保条約の第六條の交換公文からすれば、核兵器の持ち込みは絶対に禁止されているというのではないです。事前協議の対象になるというものであつて、アメリカは核兵器の持ち込みは、この第六條の交換公文からすれば絶対にしてならないということではないわけですね。その点一つお尋ねしておきます。
○西村国務大臣 お説の通りでございます。
○横路委員 そうすると長官、この条約第六條本文また交換公文からすると、アメリカの核兵器の持ち込みについては絶対拒否できるという保証はないわけですね。
○西村国務大臣 かりに要請がありますれば、それは一にかかつて日本政府の意思であります。その意思が決定する、こういうことになります。
○横路委員 長官、しかしそれは絶対に反対だといふなら、条約の中に持ち込みは絶対にできないと書いておくべきです。事前協議の対象にしておくといふことは、持ち込んでならぬといふ場合もあるし、いよいよよもや戦争状態が激しくなればやむを得ないといふ場合もあるわけですね。その点どうですか。
○西村国務大臣 もちろんこれからただ自動的に絶対にではなくて、協議の対象になる。言いかえすれば、装備の重要な変更としてこれを扱つていく。もちろんこれは拒否して参るといふ考え方のもとにわれわれ政府として考へております。一応協議の対象にはなるであらうでしょう、相手が求めて参りますれば。
○横路委員 そこで私があなたにお尋ねしたいのは、これが絶対に持ち込み反対であるというならば、条約に持ち

込み反対だとしておけばよかつた。それを協議の対象にするといふことは、絶対だめですと云う場合もあるし、しかし必要があればその使用を認める場合もあり得る、こういうふうに考えられるわけですね。その点はどうですか。
○西村国務大臣 横路さんも安保の国会で大いにお働きになつて御存じの通りであります。アイク・岸の共同声明文にもはつきり書いてありますが、日本の意思に反してアメリカは行動しない。事前協議にかかる事項について、米政府は日本政府の意思に反して行動しない。ですから私も、日米間の相互信頼の上に立つては、以上、この意思がはつきりして、以上、相互信頼の上に立つてアメリカといふものは、そういう話し合いは事前協議の対象にも持つてこないといわれれば相互信頼すべきだと思ひます。
○横路委員 それは今長官が言うように相互信頼以外にないわけですね、条約上の規定はないのですから。その点確認しておきたいのです、ないならいいと。
○西村国務大臣 それはすでに安保の国会におきまして、あなた方ベテランの人たちが大いに論議されて明らかになつておる通りであります。われわれは条約の条文、岸・アイクの共同声明文、これからはつきりいたしておき、また交換公文の趣旨の運用におき、その相互信頼に立つて、アメリカ側が日本国政府の事前協議における意思に反しての行動をすることはまずない、こういうふうに確信いたしております。

○横路委員 しかし長官、必ずしもそうでないのじゃないですか。あなたもここで答弁されてはいますが、今日の日本の自衛隊といふものは、これは戦争抑制力ですね。しかもこれが、あなたの方ではこういうふうに言われているのじゃないですか。アメリカの軍隊と一緒になつて、世界戦争に対する抑制力の一半を担当しているのだ。こういうふうにあなたの方で言っているじゃないですか。日本の言ひ分は間違ひですか。日本の自衛隊はアメリカの軍隊と一緒になつて、そうして世界戦争の抑制力の一半を日本も持つてゐるのだ、この点はどうですか。
○西村国務大臣 もちろんわれわれの自衛隊は国土の守りでありまして、従つて日本の自衛隊の能力は局地戦闘を対象にしております。しかし先般も、それでは局地戦だけで何と世界の平和に貢献せぬかとおっしゃるから、そうではありませぬ。自衛隊が国内において日本の国土の平和を守ること自体は、やはり極東が平和になり、かつ世界の平和の一翼に貢献している、こういう趣旨で申し上げておるのであります。
○横路委員 この点は長官、前の安保国会で赤城長官は、相手の国から核攻撃が行なわれた場合には、われわれはアメリカに対して核の報復力を期待している、こう答弁してはいますよ。この点は今でも変わりませぬか。核攻撃があつた場合においては、日本はアメリカの核の報復力に期待を置いている、これは間違ひはございませんか。
○西村国務大臣 もちろんわれわれは全面戦争といふものは期待いたしません。おそらく大國の核武装、核兵器と

申しますか、近代大型兵器が抑制力として平和を保っていくであろう、こういうふうな状況を判断いたしております。ただ先般も飛鳥田委員から、樺太から突然ミサイルが飛んで来たらどうすると言われた。おそらくそのときは全面戦争だ。全面戦争の場合には、われわれは日米安全保障体制としての抑制力が、行動力として日本を守るであろう、これは当然期待はいたします。しかしそういう事態はないことをわれわれは念願すると同時に、まずあり得ないというふうなことを考へておきます。

○横路委員 核攻撃があつた場合には、アメリカ軍の核の報復力に期待をしていくという。一体今日の政府が、いよいよという場合にアメリカから核兵器の持ち込みをされた場合に、アメリカの核報復力に期待をしているというのに、向こうからどうですかとなつたときに、私の方はいやですよと言えますか。きまつていないじゃないですか。核兵器の攻撃があつたらアメリカの核報復力に期待をしている。そこに事前協議というのがあるじゃないですか。だから事前協議というの、初めから絶対反対だというのはなくて、核兵器については反対だという場合もある。しかし場合によつてはそれを受け入れる場合もある。それが事前協議ではあるまいか。だから核兵器の持ち込みについては絶対反対ではないに、そのつど、これは反対だ、あるいは核の報復力に期待をしている場合には、アメリカの核兵器の持ち込みに賛成せざるを得ない、そういうことになっているのだから。

○西村国務大臣 赤城長官がどうい

ふうな答弁をされたか知りませんが、私は全面戦争はない、またこれは抑制力として働くというのがほとんど十中十だと思つておられます。しかし万が一、設例のように全面戦争になつた場合におきまして、安保体制による共同防衛で米軍の抑制力が行動力になつた場合におきまして、国内において核が使用されると私も考へていないのであります。国外におきましてこれが抑制力あるいは行動力として、りっぱにわれわれの国の共同防衛の役を果たして参る、こう考へております。

○横路委員 長官、その通りです。私もあなたの言ひ通りであると思ふ。アメリカが核兵器を持つてきて、日本の国内で使われたら、たまたまのもではない。だからアメリカが日本に核兵器を持つてくるといふのは、核攻撃があつた場合に核の報復力を期待しているといふことは、相手国に向かつてやるといふことなんです。そのために核兵器の持ち込みをやるということなんです。今あなたがおっしゃつた通りなんです。

次に私は加藤さん、この間あなたの答弁を聞いていて、私は珍しい答弁をされたなと思つて聞いておつた。事前協議の対象には核兵器の持ち込みしかり、運搬手段として長距離、中距離のミサイルの施設の持ち込み、そうである。山内委員から長距離はどうかと言つたら、一万キロメートル以上、中距離はどうかと聞いたら、二千五百キロメートルから三千キロメートル、これは近距離、短距離についてはあなたのおっしゃる通り、この安保条約の第六条の交換公文にいう、これは事前協

議の対象になつていないわけですね。そうすると、今日の中距離といふことになると、今日の中距離といふのは二千五百キロメートルから三千キロメートルだ。これはあなた十分さういふことを念頭に置かれて答弁されたと思うのですが、さうすると近距離、短距離についてのミサイルについては事前協議の対象になる。これは間違いないですね。その点ちょっと……

○加藤政府委員 装備の重要な変更につきまして、一つには核弾頭の問題、核弾頭は絶対事前協議の対象といたします。運ぶものについてはどうかといふことでございます。運ぶものについては、長距離ICBM、IRBMといふようなものが対象になるということをお願い上げました。

○横路委員 加藤さん、これはどうですか。八百キロ、千キロあるいは六百キロとか四百キロとか、そういうものは中距離ではないわけですね。これは近距離である、短距離になる。この程度のもは事前協議の対象にならぬですね。

○加藤政府委員 八百キロとか千キロとかいふことになりまして、今の状況では、私はおそらくは核弾頭と通常弾頭と併用ではないか。これはただ片方においては核弾頭そのものが発達いたしまして、ミサイルそのものも発達いたします。現在のところでは大体通常弾頭と核弾頭の併用であらうと思ひます。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

○横路委員 通常弾頭、核弾頭の併用だけれども、アメリカの方では八百キロとか、六百キロ、四百キロとか、千

キロとかいふようなものについて、これは中距離ではない。これは近距離、短距離だ。なるほど核弾頭と通常弾頭との併用ではあるけれども、絶対に核弾頭は持ち込まないといふことだつたら、これはいわゆる事前協議の対象にならないうでしよう。

○加藤政府委員 私はその通りに思ひます。

○横路委員 さうすると私はこの間から加藤さんの答弁を聞いていて、たとえば北海道の千歳からウラジオストクまでの距離は八百キロメートルだ。さうすると千歳にいわゆる近距離ミサイルの陣地を作つておくと、これは届くわけですね。さうするとあなたの方のこの間の答弁として——もちろんこれは条約審議のときにも、中距離、長距離はならないといふことは、藤山外務大臣から何べんも答弁されたと思ひますが、私はあなたの答弁を聞いていて、これは非常に危険な点である。あなたの山内委員に対する答弁を聞いていて、八百キロ大したことはないようにだが、これは千歳からウラジオストクその他に、裏日本からは全部届くわけですね。この点は今あなたから答弁されましたから、事前協議の場合に、去年まださういふ点についても論議は十分しませんでしたから、この点は一つお尋ねをしておきたいと思つてしたわけですね。

ちよつとこれは予算上の問題に関連しますが、装備局長、この間ゆくり聞いておきたいと思つたのですが、それを聞いておいてから次に移ります。富士重工より善処方申し入れのあったL19E複座連絡機購入中止に關し、

同社の未償却費約七千万円の処置を庁議で具体的な処置方針をきめることとなつた。この経過については、私が言うまでもなく、このL19Eの連絡機は、陸幕が制式の連絡機として採用することにきめて、去る三十一年八月十三日の庁議で、三十一年度の試作を皮切りに、三十三年度十二機、三十四年度以降毎年度二十機あて購入する方針をきめたもので、これに伴つて生産担当会社の富士重工はアメリカのセスナ社との間に同機生産に關する技術契約を結び、その生産に着手したが、三十一年度の試作は二機、三十三年度は十二機で、当初計画通り、三十四年度は計画の二十機がわずかに八機、三十五年度の発注はゼロになつた。そこで調達本部としては百機内外の調達はあると考へて、このベースで償却を考へて契約処理を行なつていたが、ヘリコプターに装備の重点を置くという装備方針の変更によつて打ち切りとなつた。

そこで私の方であなたの方にお尋ねしたいのは、富士重工が見積もつたL19E関係の未償却費は、特許使用料三千二百万円、開発費六百万円、専用治工具費三千二百万円、計七千万円、このため富士重工は再三再四L19E連絡機の調達問題について打診をしてきたが、ヘリコプターを装備するといふ方針に変わりがないうえ、去年の九月陸幕に対して、L19Eの調達中止に伴う未償却費約七千万円の善処方を申し入れた。これをきめたさうですね。きめたのじゃないのですか。これは七千万円については——初め百機の計画が実際には二十二機だつた。従つて七千万円については何とかしてやらなければならぬ。これはどうなつていますか。

○塚本政府委員 現在具体的にこの問題をどうするかということを含める段階にはまだ至っておりません。将来部品等を買う場合に、部品の製作の場合に、この治工具を使うか、使うのであれば、この治工具が部品の値段に入るかどうかというところは、私はある程度入れざるを得ないのではないかと、かように考えております。また部品の調達の契約をいたしておりますので、まだ具体的には決定はいたしておりません。

○横路委員 富士重工側の希望としては、三十五年以降において発注されるL19Eの機体オーバーホールと同補用部分品に賦課して三十九年度までの五カ年間に償却する。その償却方法としては、まず補用部分品は販売価格に二〇%の償却費を配賦する。これによる五カ年間の償却額は千八百六十四万円だ。機体オーバーホールの作業については、一機当たり三十六万円を配賦する。これによると五カ年間の償却額は五千八百八十四万円、計七千万円の償却が完了する。それで装備局長、これは初め買うときに、そういう契約をしたのですか、しなかったのですか。

○塚本政府委員 L19を買う場合につきましては、そういう点では別に契約をいたしております。

○横路委員 これは、装備局長、契約書を作っていないのだから、ほんとうは払わなくてもいいわけですね。そういうことでは。

○塚本政府委員 契約面上はその契約は一応終了いたしておるわけでありまして、もちろん契約書からいいますと、払う必要はないわけでありまして、ただ将来部品を作ります場合に、この部品

を作るのにこの治工具等が必要でありますから、L19EのほかにL19Aがありますので、これらの部品を作ります場合に、富士重工が、こちらがそういう償却を全然見ない値段、治工具はただであるというふうな値段で応ずるかどうかが問題であらうと思っております。でありますから、今後の問題になるかと思っております。私としては、これは個人的な見解で恐縮ですが、やはり富士重工に対しては、ある程度見なければならぬ契約はむずかしいのじゃないか、かようにも考えております。

○横路委員 この問題は実は私は会計検査院を呼んで聞いてみた。これは違法でないか。これはどうしてかというところ、この償却方法としては補用部品は販売価格に二〇%の償却費を配賦する。これによる五カ年間の償却額は千八百六十四万円、機体オーバーホール作業については一機当たり三十六万円を配賦する。これによると五カ年間の償却額は五千八百八十四万円だ、こういうやり方は違法でないか。こうやったら会計検査院は困って、違法ではない、違法ではないけれども不当だ、こう言うのです。そこで私は会計検査院に不当かどうかというところと聞いた。それは大へな検査上不当というところは、それは大へなことで、まあそういうわけですね。私はこの点についてはそれだけ言っておきます。

これはあなたの方で百機の契約はしなかったが、おそらく口約束をしたのでしょ。それが実際には二機、全体で三分の一にも満たない、こういう点でございましょうが、どうもそういう点、私は防衛庁の予算といいますが、

そういう支出といいますが、そういう問題について正確にいたしますか、あとあと問題にならないようにいたしますか、少なくとも会計検査院からあるとで不当だ、そういうことの言われないうように考えます。これはこの前もちょっと触れましたが、時間もございませぬから、その点を申し上げておきたい。不当ということは容易なことではない、そういう意味です。

次に長官に自衛隊法七十六条と安保第五十五条との関係についてお尋ねをしたいと思います。これはこの間からだいぶ拝聴しておりますので、きょうは一ついろいろ私もお尋ねをしたいと思うわけです。

まず私がお尋ねしたい点は、この自衛隊法七十六条の「内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃に際して、わが国を防衛するため必要があると認めるときは、国会の承認を得て、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。但し、特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで出動を命ずることができる。」私がここで長官にお尋ねしたいのは、前段のことで「外部からの武力攻撃に際して」と「その次なんです。」「わが国を防衛するため必要があると認める場合」には、国会の承認を得て、出動を命ずることができる。」「私がこの条文についてお尋ねしたい点はこういうことなんです。」「外部からの武力攻撃に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合」と認める場合」をどうするか、

は、必要がないという場合もあるわけですね。この点なんです。わざわざここに法律上外部から防衛するため必要があると認める場合、そうすると必要がないと認めた場合もある。だからこの解釈からいけば外部からの武力攻撃が行なわれた場合には、総理大臣は必要があると認めた場合には自衛隊の出動を命ずるが、そうでない場合には外交交渉その他に訴えることもできる。こういうことにそのほかの委員がお考えになったかどうかわかりませんが、大へん恐縮ですが、この点一つお尋ねしたいと思っております。特にわざわざこういうふうに認めた場合においては、こうなっております。

○西村国務大臣 私は大原則的には武力攻撃があれば、総理大臣としてはまず普通は認めると思っています。ただ法の解釈からいえば、理論的には認めないで、外交交渉その他でいくという場合もあり得るのではないかと、そういう意味に解釈していいのではないかと、思います。

○横路委員 私もその点は長官の法律解釈と同じなんです。わざわざここに内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合には、国会の承認を得て、自衛隊の出動を命ずることができる。従って当事者間の外交交渉に訴えることができる、あるいは国連において扱うことができる、こういうわけですね。この点は私は長官と考えるのは同じなんです。ところが長官、今度は安保の第五十五条なんです。安保の第五十五条は「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び

安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。」「長官、これは当然この自衛隊法に基づいて行動するわけですね。そうするとこの安保の第五十五条は武力攻撃があった場合には直ちに自衛隊の出動を命ずる。この点はどうなっているのですか。この点は国連のいわゆる外交交渉とか、平和的手段でやれるようになってくるのか。この第五十五条は武力攻撃があったら直ちに有無を言わず武力攻撃に出る共同の行動をとることを宣言する、こういうことですか。この点はどうなっているのでしょうか。

○西村国務大臣 私、もちろん外務省を担当いたしておりますから、外務省の意見はどうであるか知りませんが、一応私、防衛庁としての解釈を申し上げますと、一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくする、こういうふうな書いてあります。平和及び安全を危うくする。従ってその事態の解釈というものは、一応私は自衛隊法の趣旨と相対していくと思っております。自衛隊法でもやはり武力攻撃に際して、これは国の安全を危うくする、というふうな場合におきましては、おそらく原則としては防衛出動を国会にお願いすると思っております。ただそれ以外に、やはりそれまでいかなければならないと認めた場合、言いかえれば交渉でいく場合、こちらの方も、一方に対する武力攻撃という趣旨は、ただそれが非常にあいまいなものでして、武力攻撃というよりはかなり明白度が強いものではないが、危うくするとい

うことが書いてありますから、そういう趣旨で、私は何ら矛盾するものではない、そういうふうに思っております。

○横路委員 長官、私がお尋ねしたいのは、この第五條はこの武力攻撃があつた場合は直ちにやるわけですね。これはなかなか議論があるところですから、きょうは一ついろいろこの点について伺いたい。第五條については、日本に対して武力攻撃が行なわれた。そうすると直ちに武力行動をやる。いわゆる武力攻撃をやることの共同行動をとることを宣言する。ところが一方の七十六條ですね。当然この第五條については、第七十六條の手續を遂行しなければならぬ。第五條に対する自衛隊の行動は、第七十六條の手續を遂行しなければならぬ。第五條に対する自衛隊の行動は、自衛隊法の七十六條による手續を踏まなければならぬ。ところが七十六條の手續は、ここにあるように、わが国を防衛するため必要があると認める場合には出動を命ずる。しかし平和の手段でやりなさい、外交交渉でやりなさいという場合がある。ところが第五條には、この条約だから受け取れば、武力攻撃があつたら直ちにやるということが、国内法の手續である自衛隊法第七十六條との間に矛盾を来たすではありませんか。この点は長官、どうですか。

○横路委員 しかし長官、武力攻撃の内容はそれぞれあります。大規模な武力攻撃もございましょう。小規模な武力攻撃もございましょう。従つてなるほど長官から言われたように、外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。もちろん外部からの武力攻撃のおそれのある場合に直ちに出来るというのではないでしょうが、これはそのカッの中を受けているかもしれないが、しかしやはり法律上は外部からの武力攻撃に対してわが国を防衛する必要があると認める場合には出る。しかし平和の手段にゆだねる場合もある。そうするとこの安保の第五條では、同じ国内法の手續で自衛隊が出動すべきことは当然だが、この安保の第五條からいへば、武力行動があつた場合、有無を言わず自衛隊は出なければならぬ。この第五條については、国内法の手續からいへば当然こういうようにはなっているけれども、これは平和の手段も同様にあるもの、こういうふうに解釈してよろしいございませうか。

○加藤政府委員 これはただいま長官がおっしゃったことで重要なところは尽きておるわけでございます。第一項は「武力攻撃のおそれのある場合を含む。」と規定してありますので、その次の「わが国を防衛するため必要があると認める場合には」という文句も入つておるわけでございます。実際問題といたしましては、自衛隊の発動でございまして、武力攻撃があれば当然に出動することになるだろうと私は思います。ただ問題は、ほんのわずかな数人と申しますか、数十人と申しますか、そういうものが小銃を持つて

入つてきたという場合には、武力攻撃かどうか。武力攻撃というものは、組織的、計画的な他国のわが国に対する武力の攻撃というふうに定義をしておるわけでございます。それに該当をすれば、自衛隊は当然に行動を起すことになるだろうと思ひます。

○横路委員 長官、この点は非常に大事だと思ひます。まずこの点については、それはどうしてかという、今武力攻撃があつた、だから自衛隊は直ちに自衛隊の発動をして武力攻撃に出る、こういうふうにおっしゃるけれども、しかし自衛隊の発動というものは、これは加藤さんの方が専門家だから私が申し上げるまでもないと思ひますが、自衛隊の発動の限界というものは、一つは急迫不正の侵害である、第二番目は排除するために必要最小限度である、第三番目には必要最小限度を防御するために必要最小限度をとること、これが自衛隊の発動の限界である。そうすると、そういう意味ではやはり自衛隊法第七十六條の規定の方が正しいと思ひます。いわゆる武力攻撃があつた。しかしそれに對して直ちに自衛隊を出動させるかどうかという場合に、排除するために他に手段がこれ以上ないかどうか、これを必要最小限度防御することになるかどうか。だからそういう意味でここに「わが国を防衛するため必要があると認める場合には」となつていて、必ずしも直ちに武力行動に出ないといふ書いてない。外交交渉でやる場合もある。あるいは直ちに国連でやる場合もある。自衛隊法七十六條をこゝろにきかめた場合には、今私がこゝで申しました自衛隊発動の

限界というものを十分考へてやつたものだと思ひます。ところが第五條になるとそうではない。有無を言わず出ていかなければならぬ、こうなつてゐる、この点はこの自衛隊法七十六條との間に矛盾があると私は思ふ。長官、どうですか。私はこゝでこれをまた一つじっくり長官と議論をしたいと思います。……

○加藤政府委員 その点今御説明申し上げたところにつけ加へることは多くないのでございしますが、結局七十六條の規定といたしましては今申し上げました通り、「外部からの武力攻撃のおそれがある場合を含む。」ということが書いてありますから、認定の問題が起る。それから自衛隊というものは、今横路さんのおっしゃつた通り、急迫不正の侵害に對してこれを排除するため他に手段がない場合、必要最小限度の行動をとることが國際法的にも自衛隊と認められておる、これに該当するようなものでなければならぬ。武力攻撃といふものをどう解釈するか、どう見るかということに、非常にこの問題がかかつてくると思ひます。一つは飛行機が攻撃されたということだけで、すぐ武力攻撃と見るのかどうかというところが、非常に問題だと思ひます。こゝで考へております自衛隊の発動の要件としての武力攻撃といふものは、やはり組織的、計画的な外部のわが国に對する武力による攻撃である、こういうふうに思ひます。

○横路委員 今の官房長からの答弁は、そつちと思ひます。組織的、計画的なわが国に對する武力攻撃——しかし

第五條でアメリカが直ちに集團的自衛権を発動して出るわけなのだが、日本は国内法の手續たる七十六條に基づいて出るわけですね。その場合にアメリカは集團的自衛権で直ちに第五條に基づいて出ていく。しかし日本は個別的自衛権なんだから、そうすれば當然国内法の手續である七十六條に基づいて出ていくときに、内閣総理大臣が、いやこれは急迫不正な侵害ではない、これは平和的な手段でやつてもいい、こういうことも起り得るのではない、私はそつちと思ひますが、私が長官にぜひお尋ねしたいと思つて聞いているのは、長官は何といつても安全保障協議委員會のいわゆるメンバーなんですから、そういう意味ではまことに重大なわけで、この条約の解釈なり法律解釈なりといふものは、やはりこういう際になつておつておく必要があるのではない、か、こゝろに思ひます。……

○加藤政府委員 それは加藤さんから御答弁があつて、今あなたがお尋ねしているのですが、第五條は、日本に對する武力攻撃があつた場合に、アメリカは直ちに集團的自衛権に基づいて有無を言わず武力攻撃に出る。日本は個別的自衛権だから、従つて国内法の手續である七十六條に基づいて出る。その場合に総理大臣が、これは平和的な手段で解決することもあり得るのではない、か。片一方は集團的自衛権として直ちに武力行動に出る。片一方は、個別的自衛権で考へてみたけれども、それは計画的、組織的なものではない、こゝろで平和的手段でやる場合もあるではないか、そういう場合は起り得るのではないかと、こゝろを私が聞いている。

○西村国務大臣 私は条約の解釈とい

たしまして、第五條の一方に対する武力攻撃——この武力攻撃というものは加藤官房長からも話したように、少数の者がほこつとやつてきたというのではなく、いつも武力攻撃という御説明に使っている趣旨は、組織的、計画的に、言いかえすれば私はこの事態は明白だと思ひます。そこで集團安全保障、集團自衛権が発動する。同時にこの自衛権法におきまして、この武力攻撃というものは、先般来同じように御説明申し上げております。ただ「おそれのある」という言葉もありまして、そこで「必要」という認定権を自衛隊法においては置いてゐるのではない。だからその間に何ら矛盾はない。それからもちろんわれわれは、四條その他によりまして臨時協議と申しますが、そういうもので運用の誤りなきを期して参りたい、こういう考えでございますから、その点は御意見はございませうが、われわれとしてはこれは運用上、國民の利益に反するような事態は招来しないと考えておるのでございます。

○横路委員 私が長官にお尋ねしてゐるのは、第五條に基づいて武力攻撃があつた場合には、アメリカとしては集團的自衛権に基づいて行動するわけですか。日本の場合は個別的自衛権で国内法の手続の七十六條で出る。だからその場合には、アメリカは集團的自衛権で直ちに武力行動に出るが、しかし日本においては七十六條によつてあるいは平和的手段ということもとり得る場合もある、こういう場合は起り得るのではないか、起り得る場合もある、こういうふうに私は考へるので

が、この点はどうでしょうかと聞いておるわけです。

○西村国務大臣 もし横路委員のおっしゃるような場合ですと矛盾が起るのではないかと、こうおっしゃるのであるが、われわれとしては五條の武力攻撃、言いかえれば計画的、組織的な武力による攻撃、また七十六條の場合にも自衛隊が出る場合は、大体おそれのある場合はきつめて少ないと思ひます。武力攻撃として一応總理大臣の認定はありますけれども、認定する場合においては、われわれが定義しておる武力攻撃でありますならば、やはり計画的、組織的というふうに一応考えますから、こちらにも発動になりますから両者に矛盾がない。もしそこに中間のあいまいな運用が行なわれてはいけないう意味から、臨時われわれは両者間における運用においては協議をしていく。國民の不利にならないようにやつて参りたい。私はこの条文中の間でも矛盾を起さないと、従つて運用においても矛盾を起さないと、運用に参りたい。そのための臨時協議の方法もあるのではないかと、こう思ひます。

○石橋(政)委員 そのための協議の方法があるとおっしゃいますけれども、どういふ協議の方法があるのですか。

○西村国務大臣 われわれはそのための協議のあらはれは四條なら四條にありません。ただ實際は四條なら四條にありません。この条約の実施に關して臨時協議し、とございします。またそのために、たしか交換公文でしたか往復文書でしたか、御存じの通り完全保障協議会というふうなものもございしますし、また情勢がいろいろ漸次変

化をし、こういったような発動がありそう、あるいはおそれがあるような場合におきましては、おそれく防衛庁あるいは責任者の段階におきまして、おのその事態の解明というふうなもの、いろいろなルートを通して行なわれるわけでありまして、私は運用上心配はない。ただこの五條には、直ちに協議の対象にするという条文はないことは、これは私も認めます。

○石橋(政)委員 横路委員が問題にしているのは、實際に武力攻撃があつた場合のことなわけです。武力攻撃があつた場合に、米軍の方は直ちに行動するじゃないですか。日本の方は、この法律に基づいて自衛隊法の手続を経なくてはならない。この国内法の規定及び手続の中には自衛隊法が入るのだという答弁を政府はしているのです。そうするとこの七十六條によつていかなくはならぬ。その場合に日本側では、武力攻撃があつたけれども直ちに防衛行動するのはいやういふ、いわゆる外交交渉なり國連の問題に移したり、あるいは國際司法裁判所の問題に移したりする法があるじゃないか、直ちに防衛行動するのはやめようじゃないかという場合が出てくるのではないかと、盛んにお尋ねになつておるわけです。武力攻撃があつた場合に協議の方法はないのです。武力攻撃がある前までは、それは四條での協議の方法もあるかもしれないけれども、武力攻撃があつた場合には協議の方法はないと、今まで政府は答弁しているのです。それはつきりここに私引用してもいいですよ。林法制局長官の答弁にも「いわゆる自衛権の発動し得べき要件に当たるやいなや」といふことは、これは明白な

問題でございまして、協議をしなければきまらないという問題では実はないと思ひます。」と言ひ切つております。また岸總理も、これも特別委員会で「これは認定も何もない、明瞭な事実があつた、事實の問題であります。」と言ひ抜いておられます。だから武力攻撃があつたという場合には協議の方法はないのだから、必然的にそこで食い違ふといふことはあり得るわけですよ。あなたは協議するから大丈夫だとおっしゃるけれども、その協議する方法はないのです。

○西村国務大臣 もちろん五條の武力攻撃が発動する瞬間においては、條約上は協議の対象にならない。しかしその事前においてと申しますのは、非常に観念的御議論をなさいますからでございます。キューバの事件でも、これは当たり前でございませぬけれども、ああいう事態は突然起るものではない。やはり両方のおのずからそこに一つの雰囲気がありますし、またある程度情報が入つておるわけでありまして、そういうような意味から、事前においてはむしろ意思の疎通といふものははかれる、こう考へております。私は突然地震のやうに起つてきて、ぱつとやる——明らかに武力攻撃といふものは、明白と申します。組織的、計画的なものであります。そういう趣旨から、私は自衛隊法の七十六條と五條とは運用上矛盾は起らぬのではないかと、こういうふう

に言つておるのであります。

○石橋(政)委員 そうおっしゃいますけれども、武力攻撃があつた瞬間において直ちに行動していくのと、何らかの形で、國防會議も開かれる、閣議も開かれる、國會の承認も得る、それだ

けの時間的余裕を見なければならぬものとの間に、どうしたつて時間的な差は出てくるのではないですか。それがかりに短縮されるということがあり得るかもしれないけれども、全然時間的にズレはありませんと言ひ切ることは、私はおかしいと思ひます。直ちに行動し得るものと、いろいろな手続を経なければならぬものとの間に、時間的ズレがないといふのはどういふわけですか。

○西村国務大臣 もちろん事態によつてであります。國會の承認を得るといふような問題も、手続上自衛隊法にありまして、片方は直ちに行動、しかし私どもはその事態が起るまでの過程において、やはり意思の疎通といふものが十分できる時間にはありはせぬかと思ひます。普通の地震のやうに、突然ぽつと天から物が急に落ちてきたり、地震のやうにぽつと武力攻撃が起るという事態は想定できない。そこで意思を疎通しつつ、片方では片方で、五條によつて動くでありませう。こちらは七十六條によつて動く。こう解釈していただかば、實際の運用上それほど支障がないのではないかと。觀念としては、なるほどそういう断層はつきやうい。觀念は起りますけれども、實際の姿を當てはめて参ります。計画的、組織的な武力による攻撃といふものを考へた場合に、そういう心配は私はない、これは言ひのがれではございませぬ。實際の姿を想定いたしまして考へておるわけでありまして、國會の承認を得る前に、實際問題として、アメリカと協議するのが先だといふことになりませう。アメリカと協議し

て、自衛隊も防衛出動をやりましよう、米軍の方も出動いたしましよう意見が一致して、初めて国会の承認を得る、こういうことになりましよう。これは国会監視ではございせんか。自衛隊法七十六条は空文ではありませんか。米軍との意思の統一が先について、国会の承認を得るのがあとになるというの、形式的手続ということになりませんか。

○西村国務大臣 もちろんわれわれは、日本の軍隊であります。日本の国会によつて、これはシビル・コントロールで運用すべきでありますから、あくまでも国会の意思に従つていくべきであります。ただ共同防衛の線から、五条というものが一つの動きをするわけでありましよう、そういう面では、事態が起る以前においても、ある程度、あるいはもつと極端に言へば、あらゆる事態を想定して、国会におきましてもいろいろこういう角度的検討といふものはあつてしかるべきではないか、こう考へております。

○石橋(政)委員 しかるべきはしかるべきかも知れません。しかし今こゝまで議論は発展してきておるのですから、日本に対して武力攻撃があつたら、日本は直ちに第五条によつて出ていく。日本側の方は国内のいろいろな手続が要る。そうしますと、こゝで時間的なズレが出てくるじゃないか。日本では防衛出動しなきて、外交折衝その他で片づけたという意思がかりにあつても、アメリカの方が先に突っ走つていくという事態がありはせぬかといふことを心配するのは、この条約でいけばあたりまえです。長官は心配要らないという。もう事前において

は、特におそれのあるような場合には十分の日米両国が話し合ひをするから大丈夫だといふが、そうならば国会の承認を得る前に、もうアメリカと話し合ひが先についてしまつておる。そうして一緒に出かけましようというやうなことが約束されておつて、その既成事実の上に立つて国会の承認を求めるといふことに、これはやはりなりやうです。どつちにしろんでも矛盾があるのではないでしやうか。やはりしつかりここに協議する機会が与えられるか、あるいは足並みが完全にそろえられるやうな法的な体系を整えられるか、どうにかしなければ矛盾は解消しないと思ふわけですね。

○西村国務大臣 もちろんこれは、私もいろいろな場合を想定しなければならぬと思ひます。たとえば、なるほど国会の手続をとればおくれる場合もありましよう。しかしその場合にはたし書——事態によつては緊急措置、事後承認のたし書きもここについておるくらいであります。それからアメリカとも相談して意思をきめるのじやありません。国としては……そういう場合には、こういう手続があるといふことを前提に考へつやつていく。あるいはそのときの総理大臣に当たるべき人間が、当然国民あるいは国会の意思というものを尊重しながら、事態の推移を見つつ緊密な連携をとるのであり、私は運用上そういうやうな……もちろんこれが日米間の相互信頼がないというなら別でございませう。それなら安保体制をやつてゐる意味がないので、私はそういう意味で相互信頼があれば、両者の共同の利益、特に日本としては日本の総理大臣が日本の国民の

意思を十分に考へつ、事前の——突然起る事態はまずないのでありますから、模範というものを考へながら準備を進める、こういうことになると思ひますから、私は運用上の矛盾は起らぬ、こう考へております。

〔草野委員長代理退席、委員長着席〕

○石橋(政)委員 それは信頼がなければ成り立ちません。しかし必ずしも常に情勢の判断なり、それに対処する方式なりが一致するとは限らないので、特にアメリカ政府と日本側の政府とはかりに一致しても、今度はそれと日本の国会との意思が一致するとは限らないわけですね。長官は、今たし書きの方に逃げられますが、これは大へんです。最初から武力攻撃があつたらもう出かけていくのだ、防衛出動は国会は事後承認だといふことが原則じやないのですから、たし書きはあくまでも例外ですから、そちらの方に逃げないやうにして、原則論で論議していただくたいと思ふ。これはやはり横路委員が今提起しておられる疑問は残るのじやないでしやうか。何らかの手を打たなければ、私はこれは解消しないと思ひます。今まではつきりとした解消するやうな説明はないですよ。私は関連ですから、もうお譲りしますか……

○横路委員 加藤さんは去年安保のときに、防衛庁長官を助けて条約解釈で非常に長い間の議論に参加されたのですから、この点は十分承知だと思ひます。しかし第五条と自衛隊法七十六条との間にそういう不安を感じること、私は当然だと思ふのです。そこで次にこの問題についてさらに

お尋ねをしたいのは、七十六条において「国会の承認を得て、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができ」とあるのは第二項で「前項但書の規定により国会の承認を得ないで出動を命じた場合には、内閣総理大臣は、直ちに、これにつき国会の承認を求めなければならぬ」と第三項は「内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は出動の必要がなくなつたときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならぬ」と。そこで防衛庁の長官にお尋ねします。自衛隊法七十六条に基づいて、とにかくだつたので、時間的に間に合つたから国会の承認を求めた。ところが国会は承認しなかつた。そこで第五条に基づいて、アメリカ軍隊は集団的自衛権を発動して出ていった。日本の自衛隊は七十六条の手続に基づいて、国会の承認を求めたら否決になつた。アメリカ側は出ていった。さてその場合に出ていったアメリカに、あなた帰らなさいと言ふことは、どこで言ふのです。

○西村国務大臣 私は日本の国民の各位は、わが国が武力攻撃を受けた場合に、国会が承認を与えないといふやうなことは、まず普通考へられないので、万一それがなないという場合におきましては、われわれは法律なりその他を破るわけにいきませんから、それ以外の方法で最善の道を尽す以外にないであります。われわれとしては一応政府が、総理大臣が認定して、国会の承認を求めれば、国会はおそらく満場一致で御承認下さるのではないか、こう考へております。

○横路委員 それは長官の希望的な観

測です。なるほど長官としては、総理大臣が国会に出動について承認を求めてきた場合に、当然国会は承認して、もういふ希望はわかりましよう。しかし国会はそのときの情勢において承認はしない。否決されたという場合だつてあり得るのです。その場合に、私が言うのは、否決をしてしまつて、自衛隊は出動しない。第五条に基づいてアメリカ軍隊は集団的自衛権に基づいて出ていつてしまつた。そのときに、歸つてこいといふことは、条約のどこに基づいて言えるのかといふことです。

○西村国務大臣 私どもは安全保障体制は日米間の約束でありましよう。従つて日米間の信義に基づいてアメリカは行動する。しかもわが国土が侵されていゝる。その場合におきまして、国会がこれを否決していかれるといふことは、事実上私は考へられない。理論上はそういう事態もあり得るかも知れませんが、事実上としては私は考へられない。日米間の約束に基づいて出ていく。その信義に基づいて、また向こうも行動する。こゝからも、国会の意思はもろろん尊重はいたしますが、それに基づいていく場合、わが国土が侵されてゐる事態が起つてゐる状態に御承認を求めないのでありますから、私はそういう事態は想像はできないのであります。

○横路委員 しかし長官、先ほどから言つてゐるやうに、あなたが防衛庁長官として、そういうことに対して希望を持っていらつしやう。総理大臣が国会に承認を求めたときに、絶対否決してもらいたくない、そういうことは絶対ないだらう、またあつては困る。その意味はわかりましよう。しかし自衛隊法

は、特におそれのあるような場合には十分の日米両国が話し合ひをするから大丈夫だといふが、そうならば国会の承認を得る前に、もうアメリカと話し合ひが先についてしまつておる。そうして一緒に出かけましようというやうなことが約束されておつて、その既成事実の上に立つて国会の承認を求めるといふことに、これはやはりなりやうです。どつちにしろんでも矛盾があるのではないでしやうか。やはりしつかりここに協議する機会が与えられるか、あるいは足並みが完全にそろえられるやうな法的な体系を整えられるか、どうにかしなければ矛盾は解消しないと思ふわけですね。

でこうなっておるのですから、国会の承認を求めた。否決をした。そういう場合だつてあり得るのですよ。全然そういうことがないなどとは言えない。そういうこともあり得る。そういう場合に、第五条に基づいて集団的自衛権を發動して、すでに出ていってしまつたアメリカの軍隊に、私の方は国会の承認がなくて自衛隊の出動はやめまして、あなたの方は一つ帰って下さいと言ふのか。それともあなたの方は第五条に基づいて出ていったのだから、どうかお好きなようにやって下さいと言ふのか、その点はどうなっているのですかと聞いているのですよ。願望や希望を聞いているのではない。

○西村国務大臣 私には安保条約の第五条の一つの出動を考えたとしても、これは池田政府とかあるいは岸政府とか、政府がアメリカと約束しているのではないのでございませう。日本の国がアメリカの国と約束をしておるのでございませう。そこで私は国会が約束を破るといふようなことになりませうと、これは安保条約以上の、さらに上の問題になつてくるのではないかと。従つてそういう事態は想像されないうし、またないと思へる、こういう趣旨でございませう。

○横路委員 そういふことを言つたら、自衛隊法なんか要らないじゃないですか。安保条約を結んだ以上は、日本はアメリカとの信義の上においてやるのだから、第五条に基づいて武力行動があつたら、これは国会の承認も何にも要らないので、おれにまかせておけということになるじゃありませんか。長官、ここに自国の憲法上の規定及び手続に従つてあるのですよ。だから私はこういうことまで議論を

しておかなければならぬ。一体自衛隊と安保条約の関連というものは、あなたは御存じのように、去年はこの質問の段階に至らないで、質疑が打ち切られた。しかもこの問題については、本委員会でもやつていてしょうけれども、安保条約と自衛隊法の関係は、この防衛二法案の中でしつかりややつておかなければならぬ。それを今あなたが第五条をたてにとつて、そういうことは、そういうことがあつては困るのだ、そういうことがあつては困るのだ、そういうことがあつては困るのだ、あなたがそういう希望、願望についてはわかるけれども、この条約に基づいて出動する。七十六条の規定からいけば、これは当然国会の承認を求めるのですから、どうなんですか、基本解釈を。何でしたら、何も急ぎませんから、ゆっくり御相談なさつてもいいです。長官の言うよりな、おれの希望だ、願望だ、信義を裏切るだけではだめなんですよ。どうなるのかと聞いているのです。

○西村国務大臣 私どももいたしましては、条約は明らかに国と国との約束ごとでございまして、政府と向こうの政府の約束ではない。その点はやはり基本的な信義の問題、そこに五條が働く。われわれの方はこの条約の解釈として、自衛隊法を排除するものではない。従つて自衛隊法によつて防衛行動をする場合には、国会開会中でありますれば、緊急でない場合においては国民の意思を代表する国会の意思によつてきめてもらふ。私は、政治論としては国会が否認することはあり得ない。しかし法理論としては万一否決した場合には従わざるを得ない。国民の

意思ですから当然です。○横路委員 それはわかるのですよ。だからそれを聞いているのです。今あなたは、政治論としてはあつては困る。しかし法理論としては、国会の承認を求めたときに否決になつたら従わざるを得ない。そこで私が聞いているのは、否決になつた場合には当然従わなければならぬですよ。そのときに日本の自衛隊は、自衛隊法に基づいて出動しない。ところが第五条に基づいてアメリカは集団的自衛権に基づいて行つてしまつた。そのときに、私の方はやめたからあなたの方も帰って下さいというところはどこで言うのですか、こう聞いているのです。

○西村国務大臣 それは条約以前の問題になつてきます。そこに私は、安保体制というものは、単に条約、さらにその上に国家間の約束、こういうことを私は私は考える。しかもこれは運用をほんとうに国民の利益のためにやるには、この武力行動がある以前におきましては、必要に応じて協議ということも行なわれるわけでありませう。だから私は、そういう意味から国会が否決されることは決してあり得ないと思へるが、しかし法理論としてそういう場合もある。その場合におきましても、もうこれは条約外の問題であつて、その場合は条約には規定してないのであります。

○横路委員 そういふことはないのではないですか。そういう場合はどうなるのです。その場合には日本の国会は自衛隊の出動については否決をした。だから自衛隊は出ない。しかしアメリカは第五条に基づいて集団的自衛権の行動で戦闘を開始している。戦場は拡大

大をしている。そういう場合に日本の政府としては、防衛庁としては、その点についてはあなたの方では、否決になつたら外交交渉に訴へることになつた、何になつた、こういうことについて、アメリカ側についてはどうなつたから一つこの戦闘行動は中止してもらいたい、何をしてもらいたい、外交交渉でやることにするのだということにつきましましては条約以前ということになると、結局それは何にもできないということですね。そうすると結局日本の戦場の拡大、戦火の拡大その他については、一体日本の自衛隊というものがあつながら、しかも自衛隊法に基づいて、われわれはきつちと出動はしてはならぬ、こうきめておるのに、日本政府としては、日本の国土に対して、国民に対しては何も責任がないということになるのじゃないですか。条約以前ならどうにもしようがない。何でしたら長官、これは去年の安保条約のときに議論しなかつたのですから、部内でもよく検討されてもいいのです。ただ条約以前だから条約以前だからといって、条約以前とは何のことを言うのかわかりませうか。

○西村国務大臣 何も外務大臣と協議する必要はございませんと考えております。私はこの安保条約の条文そのものからは、そういう事態に対する対処の一応の道は法的には出ておりませう。しかし日米相互の信頼、相互の信義という建前から、万一国内で、横路さんの言われるように一萬一あるいは百万分の一かも知れませんが、そういうような仮定を一応置いて考えた場合におきましては、この条約ではなく

て、日米間の信義で事を解決していく。政治上の問題だ、こういうふうにお受け取りをお願いしたいのであります。○石橋(政)委員 私は万一ではないと思ふのです。十分にあり得ると思ふのです。なぜあり得るかという、これが新しい安保条約の非常な問題点なんです。どういふことかといへば、日米共同防衛、共同防衛とおっしゃつていきますけれども、この新しい安保条約でアメリカの方は集団的自衛権を行使する場合があるわけですね。ところが日本の方は集団的自衛権を行使することはない、そういう解釈をとつていられる問題があるし、今例示しているようなことが起こり得る可能性が十分にあるわけですね。日本も集団自衛権を新安保条約によつて持つており、しかもそれを行使する義務があるというならば、それはないという方が強いかもしれませう。しかし集団的自衛権を行使することが絶対ないと言つてい

るじゃありませんか。確認しませう。ないでしよ。新しい安保条約で日本がアメリカに対する攻撃をみずからに對する攻撃とみなして、自衛隊が出動するといふことはないわけですね。○西村国務大臣 それはおっしゃる通り、われわれは集団的自衛権を行使する。いんや海外派兵といふものは考へておりませう。そういうことはないと

と思ひます。○石橋(政)委員 そこに問題があるのですよ。例をあげて申し上げますと、米軍の基地あるいは日本の港の中におる米艦船、あるいは日本の領域におる米艦船、こういうものに対して攻撃が加えられた場合、アメリカの方が個別

的自衛権を發動できる、出かけていき

て、日米間の信義で事を解決していく。政治上の問題だ、こういうふうにお受け取りをお願いしたいのであります。○石橋(政)委員 私は万一ではないと思ふのです。十分にあり得ると思ふのです。なぜあり得るかという、これが新しい安保条約の非常な問題点なんです。どういふことかといへば、日米共同防衛、共同防衛とおっしゃつていきますけれども、この新しい安保条約でアメリカの方は集団的自衛権を行使する場合があるわけですね。ところが日本の方は集団的自衛権を行使することはない、そういう解釈をとつていられる問題があるし、今例示しているようなことが起こり得る可能性が十分にあるわけですね。日本も集団自衛権を新安保条約によつて持つており、しかもそれを行使する義務があるというならば、それはないという方が強いかもしれませう。しかし集団的自衛権を行使することが絶対ないと言つてい

ますよ。日本の方も集団的自衛権を行使する義務があれば、一緒に出かけていくでしょう。しかし集団的自衛権の行使はできない。その場合でも、もし出かけるのであれば、日本の個別的自衛権だとおっしゃっている。ところが日本の国民感情として、いわゆる三海里の領海内であっても、アメリカがやられたら自衛隊が出かけていくのは許されぬという気持がそのとき出てきますよ。国民がそういう気持になつてくるときに、国会が承認できずか。その場合でも出かけていくということはあり得ますか。考えられますか。条約上はそういう場合でも個別的自衛権を行使して出かけるのだとあなた方はおっしゃるけれども、国民にそういう説得をする力がございませうか。

○西村国務大臣 私はまず日米間の信義に立つてやうな条約であること、それから一つは、わが自衛隊なりあるいはわが国土の守りでありませう。言いかえれば領海内において非常な武力攻撃が加えられた場合に、日本の国民といふものは手をこまねいて、あれはアメリカ側だからおれの方は知らないぞ、そういうようなことは私は日本の国民の多くの姿ではないと信じたいのであります。

○横路委員 先ほどの私の質問に防衛庁の長官は答弁してないのですよ。これは答弁されなければこの審議は進まないのです。委員長も聞きたと思つて、いいですか、第五条に基づいて武力攻撃があった、アメリカは集団的自衛権で出動した。さて日本は個別的自衛権に基づいて七十六条で国会にかけたら承認されなかつた。自衛隊は出ていかない。アメリカだけは集団的自衛権で出ていった。国民、国会は戦場の拡大を希望しない。これは平和

的的手段でやうとして、国会が否決をして、国民の意思は決定した。それであるのにアメリカ軍は集団的自衛権を発動して、戦場は拡大をしていった。やめろということはどこで言い得るのかと聞いたたら、それは条約以前のことでと云う。これでは答弁にならないです。西村さん、これで答弁になると思つたら間違ひです。

○西村国務大臣 私はまず日米間の信義に立つてやうな条約であること、それから一つは、わが自衛隊なりあるいはわが国土の守りでありませう。言いかえれば領海内において非常な武力攻撃が加えられた場合に、日本の国民といふものは手をこまねいて、あれはアメリカ側だからおれの方は知らないぞ、そういうようなことは私は日本の国民の多くの姿ではないと信じたいのであります。

○横路委員 先ほどの私の質問に防衛庁の長官は答弁してないのですよ。これは答弁されなければこの審議は進まないのです。委員長も聞きたと思つて、いいですか、第五条に基づいて武力攻撃があった、アメリカは集団的自衛権で出動した。さて日本は個別的自衛権に基づいて七十六条で国会にかけたら承認されなかつた。自衛隊は出ていかない。アメリカだけは集団的自衛権で出ていった。国民、国会は戦場の拡大を希望しない。これは平和

的的手段でやうとして、国会が否決をして、国民の意思は決定した。それであるのにアメリカ軍は集団的自衛権を発動して、戦場は拡大をしていった。やめろということはどこで言い得るのかと聞いたたら、それは条約以前のことでと云う。これでは答弁にならないです。西村さん、これで答弁になると思つたら間違ひです。

今石橋委員から言われている点をもう一ぺんあなたに聞きますけれども、今度は第五条で、同じく日本におけるアメリカ軍軍事基地が攻撃をされた。アメリカは個別的自衛権で出動している。これに対して、日本国内におけるアメリカ軍軍事基地に対して、日本は個別的自衛権を発動して直ちにしなければならぬといふことを第五条で言っているが、これには国際法学者は全部反対です。全部といふと、一橋大学の大平君のように去年来て賛成したのもあるから、ほとんどと言いましませう。なぜかといへば、先ほど加藤官房長もそこで承認されているように、自衛権の発動といふものは、一つには急迫不正の侵害の場合に行われる。アメリカの軍事基地がロケットその他で、もちろんそれが原爆、水爆が落ちて放射能によつて周辺の日本国民が被害を受ければ別です。普通火災に基づいて、的確にアメリカの軍事基地がいかにれ。日本国民には何も影響がない。その場合、ただ領空侵犯だ領海侵犯だといふ点については全部こゝ言っているじゃないですか。自衛権とは一体何なのだ。本来国内の治安維持を目的とする警察隊が、急な場合に外敵を排除するために抵抗するとか、あるいは国内に

内にいる民衆が立ち上がるやうな国家が要求する、国際法のいわゆる軍民蜂起の形で民衆が武器をとつて抵抗するといふたものも、自衛権の発動の一つである。しかも自衛権といふのは権利であつて、これは義務ではないのです。ですから、日本国内におけるアメリカ軍軍事基地が攻撃された、これは日本にとつて何も急迫不正な侵害ではないのです。急迫不正の侵害の場合もあるかもしれない。原爆、水爆による放射能におおわれている場合もあるかもしれないけれども、そのときに直ちに武力をもつて反撃せよといふようなことは、本来から言へば個別的自衛権ではないのです。この点は憲法第九条との関係があつて、加藤さん、あなたも知っているように、本来から言へば集団的自衛権ときめておけばこゝういふ議論は成り立たなかつた。集団的自衛権であれば、条約で共同の義務を背負つたのだから、国内の自衛隊法との関係でなしに、出なければならなかつたのを、それを集団的自衛権と言へば、憲法第九条に抵触する海外派兵が行なわれるのではないかといふことになるから、苦しまぎれに個別的自衛権であるといふことになつた。個別的自衛権となるから、こんなものは一般的に、国際法的に認められないのです。ですから先ほど来言つていふように、自衛権発動のもとにおいては、日本国内の米軍基地に対する攻撃を日本国内に対する攻撃であるとして、武力行動を起こすことは無理なんです。無理なんだから、七十六条において、今石橋委員が言つたやうに防衛庁長官が何は国会で通してくれと願つても、国民全体はやめてくれといふことにな

る。多数の意思ですから、国会は承認しないといふことになるのです。長官、そりなんですよ。あなたはアメリカとの条約上の信義とか何とか言いますが、ここがこの条約の問題点です。どうですか。日本国内における米軍基地が、第三国からロケットで攻撃された。それは核兵器ではなしに普通の火薬で攻撃された。しかも的確に攻撃された。被害はその基地の中にとどまつた。こゝういふ場合に、日本はこの七十六条に基づいてやること自体が無理なんです。やること自体無理なんだから、従つて国会にかければ否決されることは当然なんだ。だからあなたがどんなに希望したいとか何とか言つてみたつて無理なんです。

○西村国務大臣 あなたの方が無理なんです。

○横路委員 何が無理ですか。集団的自衛権と個別的自衛権、これは大問題なんです。これはどうしても自衛隊法との関係で、こんなものが何で承認されませうか。あなたはさつき百万分の一もないやうなことを言つておつたけれども、百万分の一でないですよ。アメリカに対する攻撃が行なわれた場合には、国民が承認しませう。国民が承認しないものを国会が承認するわけはないですよ。それは長官、逆ですよ。それはそうと、先ほどの方の答弁をして下さい。どうやってアメリカ軍に帰つていらつしやい、もうこれ以上やめなさいといふことを——ただ信義だとか何とか言つたつたためです。どうなさるのです。

○西村国務大臣 ただいま横路さんから詳細な一つの設例をあげられました。が、米軍の基地がありましてこれは

る。多数の意思ですから、国会は承認しないといふことになるのです。長官、そりなんですよ。あなたはアメリカとの条約上の信義とか何とか言いますが、ここがこの条約の問題点です。どうですか。日本国内における米軍基地が、第三国からロケットで攻撃された。それは核兵器ではなしに普通の火薬で攻撃された。しかも的確に攻撃された。被害はその基地の中にとどまつた。こゝういふ場合に、日本はこの七十六条に基づいてやること自体が無理なんです。やること自体無理なんだから、従つて国会にかければ否決されることは当然なんだ。だからあなたがどんなに希望したいとか何とか言つてみたつて無理なんです。

○西村国務大臣 ただいま横路さんから詳細な一つの設例をあげられました。が、米軍の基地がありましてこれは

る。多数の意思ですから、国会は承認しないといふことになるのです。長官、そりなんですよ。あなたはアメリカとの条約上の信義とか何とか言いますが、ここがこの条約の問題点です。どうですか。日本国内における米軍基地が、第三国からロケットで攻撃された。それは核兵器ではなしに普通の火薬で攻撃された。しかも的確に攻撃された。被害はその基地の中にとどまつた。こゝういふ場合に、日本はこの七十六条に基づいてやること自体が無理なんです。やること自体無理なんだから、従つて国会にかければ否決されることは当然なんだ。だからあなたがどんなに希望したいとか何とか言つてみたつて無理なんです。

しょう。そうなりますれば、私は国会は否定はされなと思います。しかし万一否定された場合にどうするかというならば、私どもは国会の意思に従つて、あのことは最高政治で処置する、これ以外に方法はない、こういう解釈であります。御納得をいただきましたと思います。

権ですから、この点については国会は自衛隊に出動はしてはならぬ、こうきめた。この場合には長官、どうですか。僕はあなたが日米安全保障協議委員会の四人のメンバーの一人でなければ聞かないですよ。あなたが日米安全保障協議委員会の重要な日本の代表メンバー二人のうちの一人なんですから、しかも片や外務大臣、片やあなたなんです。そこで私は聞いているのです。これは私はあなたとは逆に、多くの場合は日本の国会はほとんど否決するだろうと思うのです。その場合にアメリカが個別的自衛権で出ていった。日本についてはこれは第七十六条に基づいて国会は否決をした、こういう場合は、何か条約上の問題が出まじょうか。どういふものでしょうか。

○西村国務大臣　一つの極端な設例をお掛けになって御質問のようでありますが、ただ一発ばつんと落ちて、それ

ただで事態が済む。これは例としては一つたとえられるでありましよう。しかしそこまで至る雰囲気というものには、基地に対する攻撃であります。それは、おそらくいろいろな情勢が起こつておると思ふのであります。天からたゞ隕石がぽつと落ちてきたのとは違ひのであります。わが国土に対する武力攻撃、言いかえれば組織的、計画的攻撃、そこには継続性もありま

る。中國の宣言はできても、交戦國にその基地を貸していれば、その第三國は當然その交戦國の權利としてこれを攻撃できる。日本はアメリカならアメリカに基地を貸している。そうして第三國との間にいわゆる交戦した場合には、第三國はその交戦國の權利としてそのアメリカの基地を攻撃した場合に、中立の宣言をしておけば、日本はこれに対して何にも援助もしなければ

ば、基地を貸しているというだけで、これに対して攻撃されたからといって、当然日本と一緒に戦わなければならないというのではないのです。だから日本の国内におけるアメリカの軍事基地がやられたから、それは日本の領土に対する侵害である、常にこう言っておくという事は、この条約の第五条で個別的自衛権の発動というように、本来からいえば集団的自衛権の発動であるべきものを、条約上義務づけられたのです。前の条約の場合には、第三国との間に戦争があった場合には、中立国の宣言をすれば、どんな攻撃をされても日本はだまっておればいいのです。また第三国は交戦国の権利としてこれを攻撃できる。だから日本におけるアメリカの軍事基地がやられたら、何でも日本は自衛権の発動でやらなければならないというのではないのです。これは条約第五條に基づいて自衛権の発動を約束したのです。義務づけられたのです。だから本来からいけば、この自衛権法七十六條からいけば、日本国内におけるアメリカの軍事基地に対する攻撃は、日本に対する攻撃とみなして出動するということは、絶対にあり得ないのです。加藤さん、どうですか。あなたは専門家だからあなたに聞きます。

○加藤政府委員 重大な問題については私の立場では答弁できませんけれども、ちょっと今おっしゃったことの中で、前の条約のときに日本が中立の宣言ができるかどうかで、できるようなおっしゃいましたけれども、私はやはり若干疑問に思います。と申しますのは、中立国の宣言をいたしますと、交

戦国の軍艦に対して四十八時間以内に出行けという規定があるのです。こういふことを実行しなければ、中立国としての権限を主張することはできない。前の条約のときでも、日本に米軍の駐留することを認めているのですから、これと矛盾するのではありませんか、ちょっとその点については異論がございましてこれを申し上げます。

○横路委員 これは加藤さん、軍事基地を提供していても中立宣言はできません。たとえば今のキューバの場合に、アメリカに軍事基地を提供しております。アメリカとどこかの国が戦争を開始して、あそこが攻撃された場合に、キューバは中立だということを言えましよう。そうしてアメリカの軍事基地に対して、アメリカと交戦している第三国というものはほとんど攻撃する。その場合キューバはおれのところからやられたのだから、おれは個別的自衛権だ、こうは言えないでしょう。だからそういう場合もあるのではないですか。

○加藤政府委員 これは私も先ほど申し上げました点で、御了解をいただきたいと思ひます。やはりその場合はキューバは条約を廃棄しなければならぬ。廃棄しなければ、何時間以内に出行けと言ふことは両立しないと思ひます。

○横路委員 この点は加藤さんと私と見解が違ひますが、その場合には私の見解は、その交戦している第三国はそこを攻撃できる。その攻撃されたものに対して、自国の領土が攻撃されたというのではなく、当然貸与されているその基地だから、その基地に対する攻撃

ということとは当然行なわれてもやむを得ない。私はそう思う。

そこで長官、あなたにお尋ねしますが、五時になりましたから、委員長と約束の時間でもあるし、長官にもう一つお尋ねしておきますが、私がお尋ねしているのは、この自衛権法七十六條と第五條との関係というものは、この安保条約がなければどういふ問題が起きないのです。これがあるために、この自衛権法七十六條というものがせつなくありながら、実際には今あなたが言っているように、そういうことはあり得ないだろう、そういうことはあり得ないだろうと言ふように、安保条約によって共同防衛の義務を負ったために、この自衛権法が非常に制約されてきているということを私は申し上げたい。この点については――委員長、五時になりましたから、私もっとたくさんあるのですけれども、またあしたあらためて、午後やらしていただくことにして、大へん恐縮ですが、時間が五時ですから……。

○久野委員長 両案についての残余の質疑は、次会に譲ることといたします。次会は明二十五日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二分散会

衆議院事務局